証券取引等監視委員会の活動状況

令和３年６月

証券取引等監視委員会

"for investors, with investors"

令和2年度
証券取引等監視委員会の活動状況
（年次公表）

主なポイント

"for investors, with investors"

令和3年6月

証券取引等監視委員会

1　令和2年度の活動概要

- タイムリーな市場監視
- 金商業者に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリング
  - 「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表※
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- 根本原因の把握と、再発防止・未然防止のための対話・情報発信

※　施行日：令和2年6月26日

証券取引等監視委員会の概要

委員長及び委員（第10期）

委員
浜田 康
あずさ監査法人代表社員・理事、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職（再任）。

委員長
長谷川 充弘
名古屋地方検察庁検事正、広島高等検察庁検事長を経て、平成28年12月より現職（再任）。

委員
加藤 さゆり
消費者庁参事官、長野県副知事、（独）国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職。

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）※

～信頼され魅力ある資本市場のために～

※令和2年1月24日作成

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※） 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立 / 説明責任 / フォワード・ルッキング / 実効性・効率性 / 関係機関との協働 / 最高水準の追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）
- 新たな商品・取引等への対応
- あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- 高齢者を含む多様な投資者の保護
- 全体像の把握（部分から全体へ）
- 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視（早く）
- 問題の早期発見・着手
- 早期の対応による未然防止
- 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視（深く）
- 問題の根本原因の究明
- 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタライゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上
- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施
- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3) 市場規律強化に向けた実効的な取組み
- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4) デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成
- デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5) 国内外の各機関等との連携
- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

2　不公正取引の勧告・告発件数（1/2）

- 不公正取引の勧告件数は計14件
  - インサイダー取引8件、相場操縦6件
- 不公正取引の告発件数は計2件
  - インサイダー取引1件、相場操縦1件
- 取引審査の実施件数は965件

課徴金勧告・刑事告発の総件数推移

取引審査の実施件数

2　不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

- インサイダー取引
  - 公開買付け等事実や業務提携、新株発行等を重要事実とする勧告件数が多い
  - 取引推奨規制違反単独で、初めて告発を実施
- 相場操縦の手法は複雑化・巧妙化
  - PTSにおいて取引所より高い株価で買付けを行い、取引所の株価を人為的に引き上げる手法
  - 下値に重層的な買い注文を発注した上で、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法

インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移

重要事実等別の構成割合

3　開示規制違反

- 開示規制違反の勧告件数は10件
- 以下のような事案について勧告を実施
  - 長期間にわたる架空期末在庫計上による売上原価の過少計上等の不正な会計処理が行われた事案
  - 海外子会社における売上原価の過少計上等の不正な会計処理が行われた事案
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

開示検査の実績		
検査終了件数		13件
（うち）	課徴金納付命令勧告	10件

勧告事案の概要	不正な会計処理の背景・原因
・架空の期末在庫計上による売上原価の過少計上等 ・長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理が行われた	・当社の経理実務に関する権限が、一人の経理担当者に集中していた ・当社において、適正な会計処理を重視しない企業風土があった
・海外子会社における売上原価の過少計上等 ・上場前から不正な会計処理が行われた	当社社長が業績偏重の考えに基づき、過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社の海外子会社が業績目標を達成したかのように見せかけようとした

4　金融商品取引業者等に対するモニタリング

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
  - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じたオンサイト・モニタリングを実施
  - 47件着手、5件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
  - 「留意すべき事項（問題は顕在化していないものの改善が必要な事項）」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

金商業者等に対する行政処分勧告（５件）		
主な事例	証券会社等	・著しく事実に相違する広告表示 ・取引所為替証拠金取引に係る勧誘受諾意思確認義務違反及び再勧誘の禁止違反
	投資運用業者	・投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況
	投資助言・代理業者	・金融商品取引契約の締結の勧誘に関して虚偽のことを告げる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ・第三者への自己の名義貸し

５　市場監視インフラの整備
（デジタライゼーション・人材）

- 市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システム等の機能を強化

- デジタライゼーションの一層の推進に向けた戦略的かつ横断的な検討
  - IT戦略室を設置
  - 市場関係者等との情報連携の推進

- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化

- 職員の専門性の向上や高い専門的知識を有する人材の登用

6 グローバルな市場監視への貢献

- 世界229機関が加盟する証券監督者国際機構（IOSCO）において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- 海外当局との連携（情報交換等）により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- 海外当局職員への研修実施、海外当局主催オンライン研修への参加等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有

証券監視委が参加する主なIOSCO会議
年次総会 IOSCOの最高意思決定機関である代表委員会を含む各種会合が開催される年次会合
アジア太平洋地域委員会 アジア太平洋地域の各国当局間において地域共通の問題を議論
第4委員会 各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方等について議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施

海外当局との情報交換件数

※件数は、金融庁及び証券監視委の合計

7　関係機関との連携・情報発信

- 自主規制機関との連携
  - 売買審査などで日常的に連携
  - 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- 事案の意義や問題点等を情報発信
  - 個別の勧告事案等の公表、課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
  - 令和２年度の特色のある活動を「主なトピックス」として紹介（令和2年度年次公表）
  - 各ステークホルダーに向けたメッセージを「監視委コラム」に記載（令和2年度年次公表）

主なトピックス	
タイトル	掲載頁
「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の策定・公表	P14

監視委コラム		
対象	タイトル	掲載頁
市場参加者	不自然な取引は見逃さない	P27
上場会社	関連当事者取引はなぜ注記が必要か？	P32
	海外子会社管理は大丈夫？	P33
資産運用会社	商品特性に応じた十分な調査・検証を！！	P42
投資家	無登録で金融商品取引業を行う者にご用心	P43

証券取引等監視委員会の活動状況

令和３年６月

証券取引等監視委員会

目次

はじめに 1

証券監視委の軌跡 …… 4

第１章　概要（証券監視委の活動サマリー） 7

令和２年度の主なトピックス …… 13

第２章　本編（令和２年度の活動実績） 15

1　取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析 …… 16
2　不公正取引の調査 …… 21
3　開示規制違反の検査・情報収集 …… 28
4　金商業者等へのモニタリング等 …… 34
5　犯則事件の調査、告発 …… 44
6　監視を支えるインフラの整備（デジタライゼーション、人材） …… 47
7　市場規律強化に向けた取組み …… 49
8　グローバルな市場監視への貢献 …… 52

監視委 コラム

1. «市場参加者へのメッセージ»
   不自然な取引は見逃さない …… 27
2. «上場会社へのメッセージ①»
   関連当事者取引はなぜ注記が必要か？ …… 32
3. «上場会社へのメッセージ②»
   海外子会社管理は大丈夫？ …… 33
4. «資産運用会社へのメッセージ»
   商品特性に応じた十分な調査・検証を！！ …… 42
5. «投資家へのメッセージ»
   無登録で金融商品取引業を行う者にご用心 …… 43

目次（附属資料編）

第１章　証券監視委の組織・事務概要　57

1　組織及び事務概要 …… 58
2　証券監視委の機能強化 …… 84
3　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 86
4　組織・事務に係る法令の概要 …… 87

第２章　証券監視委の基本指針等　103

1　証券取引等監視委員会　中期活動方針（第 10 期） …… 104
2　取引調査に関する基本指針 …… 113
3　開示検査に関する基本指針 …… 117
4　今後の証券モニタリングの基本的な考え方等 …… 124

第３章　証券監視委の活動実績等　165

1　証券監視委の活動状況 …… 166
2　市場分析審査実施状況 …… 168
3　勧告等実施状況 …… 172
4　証券検査実施状況 …… 176
5　勧告等事案の概要一覧表 …… 179
6　裁判所への申立て実施状況 …… 212
7　犯則事件の調査・告発等 …… 215
8　建議実施状況等 …… 229
9　海外当局との連携 …… 240
10　講演会等の開催状況 …… 244
11　各種広報媒体への寄稿 …… 247

第４章　情報の受付について　253

掲載図表

本編

図 2-1-1　取引審査の実施件数 …… 17
図 2-1-2　情報活用の流れ …… 18
図 2-2-1　インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移 …… 22
図 2-2-2　インサイダー取引を行った違反行為者の属性 …… 22
図 2-2-3　重要事実等別の構成割合 …… 23
図 2-4-1　証券モニタリング対象業者数の推移 …… 35
図 2-4-2　令和２事務年度　証券モニタリング基本方針のポイント …… 36
図 2-8-1　MMoU 等に基づく情報交換件数の推移 …… 52

附属資料編

第１章　証券監視委の組織・事務概要
課徴金制度概念図 …… 61
監視体制の概念図 …… 63
自主規制機関との協働 …… 64
証券監視委の機構図 …… 65
財務局の機構図 …… 66
証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 86
証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 87

第３章　証券監視委の活動実績等
１　証券監視委の活動状況
総括表 …… 166
２　市場分析審査実施状況
取引審査実施状況 …… 168
情報の受付状況 …… 169
情報の内容別受付状況 …… 170
３　勧告等実施状況
勧告実施状況一覧表 …… 172
課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額 …… 173
４　証券検査実施状況
検査実施状況一覧表 …… 176
１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員 …… 177
検査終了件数 …… 178
問題点が認められた業者等の数 …… 178

凡　　例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「金融商品取引法」に改題）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)
金商業等府令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
財務諸表等規則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）
連結財務諸表規則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）

はじめに

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命としています。

証券監視委は平成4年に発足し今般、29年目を迎えました。発足当初は刑事告発を主な法執行手段としていましたが、これまでの間に課徴金制度の導入（平成17年）や証券検査権限の拡大（平成19年）など、市場監視権限の充実・強化が図られ、また、組織体制も当初の2課から6課へと拡充・整備されました。こうした変遷を経る中で、悪質な違反行為を刑事告発するだけでなく、与えられた調査・検査権限や課徴金制度をより積極的に活用し、市場の健全性の向上に寄与してきました。

主な実績

資本市場を取り巻く環境の変化は非常に早く、資本市場で起こる問題に的確に対応するには、それらの事情に精通し、その動きに適切に対応していくことが必要となります。

令和2年度においては、マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場の新しい事象も常に注意深く監視し、監視体制の整備や手法の改善を図るなどの取組みを進めました。

金融商品取引業者（以下「金商業者」という。）等へのモニタリングにおいては、これまでの証券監視委の方針等と金融庁から公表されている検査・監督に係る方針等との関係を含め整理し、今後の証券モニタリングの基本的な考え方及び進め方を示した「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表しました。

引き続き、リスクアセスメントを踏まえたオン・オフ一体のモニタリングを定着・強化し、建設的対話も進め、「顧客本位」の業務運営の促進を図り、投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等の是正に努めました。

また、課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査を実施し、重大・悪質事案には厳正に対処した他、再発防止・未然防止の観点から、根本原因の究明及び情報発信にも努めました。

今後の課題

近年、金融資本市場は、投資や企業活動のグローバル化や、金融機関・取引・商品等におけるデジタル化の進展等により大きく変化してきています。

一方で、現在の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい状況となっております。感染拡大初期には、戦後最大の落ち込みを経験しました。その後は、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続いていますが、経済は依然としてコロナ前の水準を下回っており、回復は道半ばです。金融資本市場についても、その影響を見定めていく所存です。

こうした中、金融庁の重要施策の1つに「高い機能を有し魅力ある金融資本市場を築く」が掲げられており、証券監視委としても、「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」という3つの目標達成に向けて5つの施策を実施し、市場の公正性・透明性の確保及び投資家保護を図る必要があります。

証券監視委としては、日本経済の発展のため、関係当局や自主規制機関等との連携を密にしつつ、市場の自己規律機能の一層の向上も促しつつ、より実効性のある効率的な市場監視を行い、公正・透明で信頼される魅力ある資本市場の発展、投資者の保護に一層努めて参ります。

本年報は、設置法第22条の規定に基づき、令和2年度の証券監視委の活動状況を取りまとめ、どのような問題認識や価値観を持って責務にあたっているのかについても記載したものです。多くの市場関係者や投資家の皆様にも読んでいただき、証券監視委の活動への理解が深まり、公正・透明な市場の構築に資する一助となれば幸いです。

令和3年6月

証券取引等監視委員会委員長

長谷川　充弘

証券監視委の軌跡

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
３年		一連の証券・金融不祥事
４年	**大蔵省に証券監視委を設立**	
５年		刑事告発 日本ユニシス㈱株券に係る相場操縦等（証券監視委の第１号告発案件）
10 年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
13 年	金融監督庁が金融庁へ再編（現在に至る）	中央省庁等改革
17 年	**課徴金制度の導入** 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加（財務の健全性等に関する検査、投資顧問業者等の検査）	刑事告発 カネボウ㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
18 年	５課体制（総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課） いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権限追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 ㈱ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計 刑事告発 ㈱ニッポン放送株券に係るインサイダー取引
19 年	ファンド等に対する検査権限追加	金商法の全面施行
20 年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22 年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23 年	グループ会社等に対する検査権限追加（連結規制導入） **６課体制**（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課） 国際取引等調査室を設置	
24 年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ 投資顧問（年金基金）
25 年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引に対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONAL（米国の診療報酬債権ファンド）
26 年	情報伝達・取引推奨行為に対するインサイダー取引規制導入、課徴金調査及び犯則調査の権限追加 商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者に対する検査権限追加	
27 年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化㈱株券等に係る相場操縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 ㈱東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載
28 年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券（レセプト債）
29 年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計（レセプト債）、㈱ストリーム株券に係る相場操縦
30 年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱による長期国債先物に係る相場操縦

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年		課徴金勧告 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
２年	IT 戦略室を設置 暗号資産デリバティブ取引や電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加 ※	刑事告発 ㈱ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨

※有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等の検査権限追加（金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（改正金販法） 令和2年6月成立、令和3年 11 月施行予定）

第１章

概要

証券監視委の活動サマリー

1　令和2年度の活動概要

令和2年度における日本の証券市場を取り巻く経済環境には、様々な変化が見られた。年度当初の我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあった。足元では、依然として厳しい状況にあるなか、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。金融資本市場についても、その影響を見定めていく必要がある。

このような状況の中で、証券監視委は令和2年度において、内外環境も踏まえつつ情報収集・分析を行う等タイムリーな市場監視を行った。調査・検査においては法令違反に対して行政処分勧告等を行うだけでなく、再発防止につなげるため、根本原因の把握に努めた。

2　不公正取引の勧告・告発の状況

(1)　不公正取引の勧告・告発

令和2年度には不公正取引に関して14件（インサイダー取引8件、相場操縦6件）の課徴金納付命令勧告、2件の告発を行った。

(2)　勧告・告発を支える取引審査

不公正取引等の端緒を把握する取引審査の件数は、965件であった。

取引審査の実施件数

課徴金勧告・刑事告発の総件数

(3)　不公正取引の特徴

企業経営を取り巻く環境の急速な変化等を背景に、引き続き、公開買付け、業務提携、新株発行等を重要事実とするインサイダー取引について勧告を行った。

情報伝達・取引推奨規制については、情報伝達規制違反1件の勧告を行った。なお、当該違反行為者は、複数銘柄での情報伝達規制違反であった。また、平成26年4月の規制導入後、取引推奨規制違反単独で初めて告発を行った。

相場操縦手法は、引き続き複雑化・巧妙化している。私設取引システム（以下「PTS」という。）において取引所より高い株価で買付けを行い、取引所の株価を人為的に引き上げた事案、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げた事案、自己・親族及び知人名義の口座を使用し、自己による売買の注文を対当させて仮装売買を行った事案等について勧告を行った。また、増担保規制措置を人為的に講じられない状態にするべく安定操作取引を行った事案について告発した。

(4)　今後の方針

今後も引き続き、経済状況や取引手法等の変化に対応し、機動的・効率的な審査・調査を行うため、市場監視システムの高度化に向けた検討や、審査・調査手法の見直しを行っていく。

また、勧告事案のウェブサイト掲載に加え、課徴金事例集等において、勧告事案の傾向・概要、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の改善し得る点、上場会社や市場参加者等へ伝えたいメッセージなども積極的に情報発信することにより、不公正取引の再発防止・未然防止に努める。

3　開示規制違反の事案発掘と再発防止・未然防止

(1)　開示規制違反の勧告

令和２年度には開示規制違反に関して10件の課徴金納付命令勧告を行った。

(2)　開示規制違反の特徴

課徴金納付命令勧告を行った事案では、長期間にわたる架空の期末在庫計上による売上原価の過少計上や、海外子会社における売上原価の過少計上等の不正な会計処理による過大な当期純利益等の計上が認められた。また、「関連当事者との取引に関する注記」の不記載による有価証券報告書等の虚偽記載等が認められた。

(3)　今後の方針

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景に、開示規制違反の早期発見・早期是正のため、開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行うとともに、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

また、開示規制違反が認められた上場会社における適正な情報開示体制の構築に向け、その経営陣と開示規制違反に至った背景・原因等について議論を行い、問題意識の共有に努めていく。さらに、開示検査によって把握された開示規制違反事例等の内容について、上場会社、監査法人等に対して積極的に広報・周知活動を行うことによって、開示規制違反の再発防止・未然防止に努めていく。

4　金商業者等[1]に対するオン・オフ一体のモニタリングの実施

(1)　証券モニタリングの基本的な取組方針

[1] 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

証券監視委は、平成28事務年度[2]から全ての金商業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを行い、財務局とも連携しながらリスクベースでオンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定する取組みを行っている。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策の策定につなげていくことに努めている。

さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを行っている。

（2）金商業者等に対する勧告

令和２年度には金商業者等に対する行政処分勧告を5件行った。

これらの事例では、外国為替証拠金取引業者において、勧誘受託意思確認義務違反や再勧誘の禁止違反、投資運用業者において、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないもの、投資助言・代理業者において、金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行ったものなど、法令遵守及び投資者保護の意識が欠如した、重大な問題のある業務運営を行っている業者が認められた。

（3）今後の方針

証券モニタリングの対象業者数は延べ約7,700となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、毎年次公表している「証券モニタリング基本方針」等に基づき、効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を的確に把握していく。

また、新型コロナウイルス感染症が金商業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視し、とりわけ、法令違反事項や業務運営上の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況等が認められる場合には、オンサイト・モニタリングを実施し、実態を検証していく。

5　デジタライゼーションの進展への対応

（1）市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進

近年、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新しい商品・取引等が出現するなど、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。証券監視委では、こうした市場環境の変化に適切に

[2] 平成 28 事務年度は、平成 28 年7月1日から同 29 年6月30 日までの間を指す。

対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システム等の機能を強化した。また、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進を図るために、IT戦略室を設置した。

(2)　今後の方針

市場環境の変化に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するために、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進に向け、引き続き検討を進めていく。

6　関係機関との連携・情報発信

(1)　関係機関との連携

自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人）とは、売買審査、各機関の所属会員の業務の適切性チェックなどに係る日常的な連携を行っている。また、定期的な意見交換を通じ、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を行うなど、相互の問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。令和2年度は、自主規制機関等との定期的な意見交換会を13回行ったほか、金商業者や関係団体との意見交換も実施した。

海外当局との間では、証券監督者国際機構（以下「IOSCO[3]」という。）において多国間の様々な議論に参加しているほか、個別当局との意見交換も積極的に実施している。また、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査のため、令和2年度にはIOSCOの多国間情報交換枠組み等を通じて、海外当局に対して33件の情報提供の依頼を行った。

(2)　情報発信の充実

証券監視委は、個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集等の公表、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めている。令和2年度には、報道機関やウェブサイト等を通じた情報発信のほか、市場参加者や公認会計士、弁護士等に対して、合計30回の講演等を実施した。

[3] International Organization of Securities Commissions

令和２年度の
主なトピックス

令和２年度の主なトピックス

「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の策定・公表（令和２年６月26日）

証券監視委は、平成28事務年度から、全ての金商業者等を対象に、金融庁関連部局等と連携して、オン・オフ一体のリスクベースでのモニタリングに取組んでいます。

こうしたモニタリングは金商法をはじめとする法令等に基づくほか、「中期活動方針」、「証券モニタリング基本方針」、「証券モニタリングに関する基本指針」等を念頭に置きつつ行われているところです。

この度、証券監視委は、「中期活動方針」等だけではなく、金融庁が公表している監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッションペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、検査・監督の着眼点や留意点の共通化を図り、オン・オフ一体の証券モニタリングを一層推進していく観点から「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表したものです。

「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」（付属資料２－４－１参照）

第２章

本編

令和２年度の活動実績

2－1　取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、網羅的かつ機動的な市場監視の実現にあたり、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に送付している。また、最近では、上場会社やその関連会社が行う暗号資産関連業務についても、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、注視している。

これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的な市場監視を行っている。

2. 取引審査の実施状況

マクロ経済の動きやITの進展等の外部環境の変化は、不公正取引の様態にも影響を及ぼしている。世界経済の先行き不透明さの高まりに伴う不公正取引リスクの拡大等を背景に、不公正取引等の端緒を把握する取引審査の令和2年度における実施件数は、965件となった。

審査類型別の内訳では、インサイダー取引900件、価格形成60件、その他（偽計・風説の流布等）5件となった。

また、高速取引について、実効性のある取引監視を行っていく観点から、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引分析を行うなど、実態把握に取り組むとともに、自主規制機関と連携するなどにより、不公正取引の疑いのある取引について審査を行った。

（図2-1-1）　取引審査の実施件数

3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的かつ機動的な市場監視を実現するため、平成28年６月に市場分析審査課に市場モニタリング室を設置し、市場に関する幅広い情報の収集・分析能力の強化を図っている。

(1)　情報受付・公益通報の状況

①　情報収集への取組み

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における生の声であり、調査・検査に向けての端緒となる。証券監視委では、できるだけ多くの方から有用な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

このため、令和２年度においては、証券監視委パンフレットの情報提供を呼びかけるページに、インターネットによる情報提供を24時間受け付けている旨を更に分かりやすく記載したほか、QRコードを付したポスター等を用いて一般投資家等への情報提供の呼びかけを行った。さらに、情報提供者が有用性の高い資料等を所持していると見込まれる場合には、情報提供者に資料提供等を求めるなど、積極的な情報収集に取り組んだ。なお、令和２年度の情報受付件数は6,300件となった。（情報の受付状況の推移については、附属資料３－２－２参照）

また、公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」にて、事前相談や、受理に向けた審査などの対応を行っている。令和２年度における公益通報の受理件数は２件であった。このほか、公益通報の要件に該当しない通報については、「情報提供窓口」への情報提供として、活用している。

② 情報の活用

提供いただいた情報・通報は、以下のとおり、受付窓口において内容を確認した上で調査・検査等担当各課室に回付し、有効に活用している。

例えば、「A社の業績下方修正が行われることを知りながら、子会社の代表者がA社株式を売却した」との情報を活用し調査等を行った結果、インサイダー取引の事実が認められたケースなどがある。（その他の情報活用事例については、附属資料3－2－4参照）

受付窓口は、情報の内容に応じて3つに区分されているため、附属資料4を確認いただくとともに、情報提供等に当たっては、証券監視委のウェブサイト[4]を参照していただくなどにより、不正行為に関して、できるだけ具体的な情報の提供をお願いしたい。証券監視委では、引き続き、有用性の高い情報が多数寄せられるよう取り組んでいく。

（図2-1-2） 情報活用の流れ

（※）公益通報等の「等」は、「公益通報に準ずる通報」が該当する。
詳細については、証券監視委ウェブサイト（https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm）参照。

(2) 市場動向分析

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」[5]事案に対し、投資家や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。その結果、第三者割当による新株式又は新株予約権の発行にあたり、虚偽の事実を公表した企業など、問題と思われる複数の企業が上場廃止となって市場からの退出

[4] 証券監視委ウェブサイト「提供いただきたい情報の例」 https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/example.html
[5] 発行市場及び流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

に繋がった。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドへの増資の割当などの方法を使うことにより、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

さらに、最近では、上場会社やその関連会社が暗号資産関連業務に進出するなど、新たな動向も見られていることから、特に上場会社等による不正行為の監視の観点から、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、引き続き動向を注視していく。

また、市場監視活動の中で収集・分析した情報を一元的に管理し、証券監視委職員が利用できる体制を平成27年度に構築したところであるが、平成30年度以降、更に収集情報の内容を拡充させている。また、監視業務全般に対して多面的・複線的に活用できるようデータベースのあり方や検索性を高めることについて検討を行っている。

(3) フォワード・ルッキングな観点による分析

証券監視委では、平成28年7月以降、グローバルなマクロ経済やマーケット等の変化が上場企業の業績等に及ぼす影響を分析し、フォワード・ルッキングに内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行っている。

令和2年度においては、内外の経済動向や収益状況などを考慮した業界分析や，新型コロナウィルス感染症による業種別の影響についてリスク分析等を実施している。分析に当たっては、民間の有識者等からのヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については、証券監視委内部及び金融庁の関係部署と情報共有を行っている。

4. 今後の課題

(1) 高速取引に係る審査手法の効率化・高度化

高速取引の普及を踏まえ、証券監視委では、引き続き、金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引実態の把握及び分析を進めるとともに、金融庁の関係部署や金融商品取引所との間でも、高速取引行為者に関する情報共有や意見交換を行いつつ、高速取引に係る審査を着実に行っていく。

(2) フォワード・ルッキングな観点による分析の高度化

民間の有識者等との関係性の維持・深化を図りつつ、先行き不透明な世界経済情勢の潜在的リスクを幅広く、タイムリーに把握するとともに、関係部署との間の連携を強化することにより、フォワード・ルッキングに分析を実施していく。

(3) デジタライゼーションの推進

近年、取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進む中、効率的かつ効果的に取引審査を行っていくには、膨大なデータを迅速に確認・分析する必要がある。また、市

場監視の空白を作らないため、確認・分析に必要となるデータをより効率的かつ効果的に収集・検索できる仕組みを構築していく必要があり、こうした課題を解決するため、RPA導入や分析システムの高度化に向けて取り組んだほか、更なるデジタライゼーションの推進に取り組んでいく。

(4) 情報受付・公益通報の増加策の推進

より多数の有用な情報を提供いただくため、引き続き情報提供の際の利便性向上施策を検討していく。

2－2　不公正取引の調査

1. 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、インサイダー取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動的な市場監視が求められる中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、迅速かつ効率的な調査を行うこと等により、違反行為を抑止し、証券市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

2. 令和2年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、令和2年度においては、計14件（インサイダー取引8件、相場操縦6件）の勧告を行った。

(1)　インサイダー取引

令和2年度におけるインサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数は8件であった（図2-2-1参照）。

インサイダー取引を行った違反行為者8名の属性を見ると、会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次情報受領者が5名（62.5%）、会社関係者等が3名（37.5%）となっており、第一次情報受領者の割合が高い。なお、第一次情報受領者は、情報伝達者の友人・同僚や知人であり、取引先や親族の該当はなかった。また、会社関係者等の3名は、全ての者が上場会社等との契約締結交渉者又は契約締結交渉者の役職員であり、発行会社又は公開買付者等関係者の役職員の該当はなかった（図2-2-2参照）。

上記の勧告した8件において、発行体上場会社の役員自身によるインサイダー取引は認められなかったものの、発行体上場会社の役員から情報伝達を受けた者によるインサイダー取引が2件認められた。上場会社の役員は、重要事実等を適切に管理し、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにもかかわらず、自らが職務上の必要がない者に情報を伝達し、インサイダー取引を招いている状況が引き続き認められた。

情報伝達・取引推奨規制においては、情報伝達規制違反が1件認められた。なお、当該違反行為者は、複数銘柄での情報伝達規制違反であった。

第1節
2-2
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節

（図2-2-1） インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移

（注）クロスボーダー事案を含む

（図2-2-2） インサイダー取引を行った違反行為者の属性

（参考）違反行為者の属性（簡略図）

令和2年度の勧告件数8件における重要事実等10件（公表前の複数の重要事実等を知りながらインサイダー取引を行った事例があるため、勧告件数と重要事実等の数は一致しない）を分類すると、公開買付け等事実が3件（30.0%）、業務提携、新株等の発行が各2件（各20.0%）となり、その他に、株式分割、合併、会社の分割が各1件（30.0%）となっている。（図2-2-3参照）。

一般に、公開買付け等事実、業務提携など社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合は、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。

（図2-2-3）重要事実等別の構成割合

これらのインサイダー取引の調査に係る上場会社においては、インサイダー取引防止規程が設けられているにも関わらず、社内における理解が十分でない上場会社や、取引推奨規制についての記載がない上場会社も依然として確認された。

＜主なインサイダー取引事案＞

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
上場会社の役員が、職務に関し知った重要事実を知人に伝達し、伝達を受けた知人が重要事実の公表前に買い付けた事例。	R2.10.20 27万円	・上場会社の役員自らが、職務上不要な情報伝達を行ったことによるインサイダー取引事例。 ・違反行為者は他人名義の証券口座を使用。

＜情報伝達規制事案＞

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
・上場会社の社員が、職務に関し重要事実を知り、利益を得させる目的をもって知人に伝達した事例。 ・また、他の銘柄でも、契約締結交渉者の従業者の立場で、同一の知人に重要事実を伝達した事例。	R3.1.15 451万円[6]	情報伝達者と第一次情報受領者は、違反行為の発覚を避けるために、相談して、別の知人名義の証券口座を使用した事例。

(2)　相場操縦

令和2年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は6件であり、いずれも個人投資家による相場操縦であった。このうち1件は、違法な安定操作取引で課徴金納付命令勧告を行った初の事例である。

PTSにおいて取引所より高い株価で買付けを行い、取引所の株価を人為的に引き上げる手法、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法、自己・親族及び知人名義の口座を使用し、自己による売買の注文を対当させて仮装売買[7]を行う手法など、取引手法の複雑化・巧妙化が見られた。

＜主な相場操縦事案＞

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、A社株式の相場を、取引所が定める上場廃止基準を超える水準に安定させる目的をもって一連の取引を行った事例。	R2.9.11 1,334万円	課徴金事案として、違法な安定操作取引が行われたと認定して法第159条第3項を初めて適用した事例。

[6] 当該課徴金納付命令対象者は情報伝達規制違反のほか、インサイダー取引も行っており、それらを合算した金額。

[7] 仮装売買とは、権利の移転を目的としない取引のことであり、典型的には、同一人が同一の銘柄について同時期に同価格で買付け及び売付け等の取引をすることをいう。

3. 今後の課題

（1） 適切な法令適用

上場会社の役員など会社関係者等から重要事実の伝達や取引推奨を受けた者による取引が行われた事案が、引き続き多く見られる。こうした会社関係者等による情報伝達や取引推奨行為についても適切に法令適用していく。

相場操縦事案においては、違法な安定操作として勧告した初の事例や、PTSを利用した違反行為事例があり、複雑化・巧妙化する取引についても、適切に法令適用していく。国内外の経済環境の変化により、金商法制定時には想定されていなかった経済活動や企業の価値判断が株価に影響を与えるような事象が生じている。インサイダー取引事案において、データ偽装他複数の事象が、金商法において重要事実として列挙されている事象には該当しないものであっても、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するか、適切に判断していく。市場監視の空白を生まないため、引き続き、適切に法令を適用することが重要である。

（2） クロスボーダー取引への対応

クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対しては、証券規制当局間の多国間情報交換枠組みを活用した海外当局との連携や、海外規制当局との幅広い情報・意見交換などを行うことにより、効果的・効率的な実態解明に取り組んでいく。

（3） 情報発信

市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の適切な情報発信[8]（ウェブサイト掲載・記者への説明・市場へのメッセージ[9]等）、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。今後も、国内外への情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝える。また、投資家や会社関係者等へのメッセージとして、自身のインサイダー取引だけではなく、情報伝達・取引推奨行為も金商法違反となることについても、様々な機会を活用し情報発信する。こうした取組みにより、不公正取引の未然防止につなげていく。

（4） デジタルフォレンジック技術の向上

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。ITの進展によるSNSなどの情報伝達

---

[8] 例えば、金融庁及び証券取引等監視委員会においては、一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、「インサイダー取引規制に関するQ＆A」を公表している。

[9] 平成 31 年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。
https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm

手段の多様化、データの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

監視委コラム

不自然な取引は見逃さない

≪市場参加者へのメッセージ≫

取引調査においては、インサイダー取引等の不公正取引が疑われる事実が発覚した場合、重要事実又は公開買付け等事実の公表前にタイミング良く売買している者の保有する証券口座・銀行口座等の調査に加え、その関係者に対しても幅広い調査を実施しており、これらの関係者との間における借名取引の疑いや不自然な資金動向なども確認し、違法行為の把握に努めています。

例えば、証券監視委では、これまでに、多数の事例で借名口座を利用した不公正取引を把握してきました。このような場合、取引を行った本人はもとより、把握した借名口座の名義人等に対しても、必要に応じて調査等を行っています。令和2年度も、借名取引の隠匿等を企図して、関係者間で銀行振込を利用せずに現金授受だけで行われていた以下の事例のようなインサイダー取引も勧告しました。

なお、平成17年の課徴金制度の導入以降、インサイダー取引のほか、相場操縦や偽計を含めた不公正取引について、これまでに勧告した事案ごとの課徴金額は、最大で約40億円、最小で2万円であり、証券監視委は、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず、常に取引を監視しており、たとえ、利得が小さくても、市場に対する不正には断固として対処していきます。

2－3　開示規制違反の検査・情報収集

1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出を義務付け、内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このようにして、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資判断を行うことが可能になるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載されていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被るおそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

2. 令和2年度の開示検査の実績・傾向

令和2年度は、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反等の発生を踏まえ、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、機動的かつ多面的な開示検査を実施した。

こうした活動を通じて、令和2年度は、前年度からの継続事案も含め、27件の開示検査を行い、13件について検査を終了した。これらのうち10件については、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められたことから、課徴金納付命令勧告を行った。また、検査を行った各事案については、課徴金納付命令勧告を行わなかったものも含め、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促した。

さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の

構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関（金融商品取引所、会計監査人）等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。

(1) 課徴金納付命令勧告事案

＜主な勧告事案＞

	事案の概要	勧告日 課徴金額	不正な会計処理の背景・原因
1	当社は、記載すべき当社と当社役員との取引を、「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。	R2.7.7 1,200万円	・当社社長及び会計責任者は、法令等の理解が不足していた。 ・当社の内部統制は機能しておらず、ガバナンス体制は極めて脆弱であった。
2	・当社は、架空の期末在庫計上による売上原価の過少計上等の不正な会計処理を行った。 ・当社は、長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理を行っていた。	R2.12.12 21億6,333万4,996円	・当社の経理実務に関する権限が、一人の経理担当者に集中していた。 ・当社において、適正な会計処理を重視しない企業風土があった。 ・経理部門に対する当社内のチェック機能が不全であった。
3	・当社は、売上原価の過少計上等の不正な会計処理を行った。 ・当社は、上場前から、こうした不正な会計処理を行っていた。	R3.1.29 3億9,615万円	・当社社長が業績偏重の考えに基づき、過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社の海外子会社が業績目標を達成したかのように見せかけようとした。 ・不正な会計処理については、当社の財務報告の責任を有する当社副社長等が、自ら指示又は容認していたと考えられる。

令和2年度の課徴金納付命令勧告を行った事案では、売上原価の過少計上等の不正な会計処理による過大な当期純利益の計上等、有価証券報告書等についての虚偽記載又は不記載が認められた。また、「関連当事者との取引に関する注記」の不記載（本編監視委コラム「関連当事者取引はなぜ注記が必要か？」参照）、海外子会社の不正な会計処理による虚偽記載（本編監視委コラム「海外子会社管理は大丈夫？」参照）、上場会社が自主的に提出した有価証券報告書の訂正報告書の訂正内容についても虚偽記載が認められた。

（2）その他

証券監視委では、開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められなかった場合でも、正確な情報を投資者に提供する観点から、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合には、これらの開示書類の提出者に対し、自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促すこととしている。

また、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行うこととしている。

この他、必要に応じて、特定関与行為[10]についての検査も行うこととしている。

令和2年度においては、上記のように自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促す事案や、特定関与行為が認められた事案はなかった。

3. 今後の課題

（1）事案分析の充実

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景とした開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行う。また、開示規制違反の早期発見・早期是正を図るため、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

（2）開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

①　経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止・未然防止を図る。また、こうした情報開示体制の構築・整備に対して積極性が認められない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報共有を行っていく。

[10] 重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいう。

② 情報発信の充実・強化

証券監視委では、開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情報発信（ウェブサイト掲載・記者への説明等）において、できる限り分かりやすい説明に努めている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めている。今後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止及び未然防止を図る。

関連当事者取引はなぜ注記が必要か？

≪上場会社へのメッセージ①≫

「関連当事者」とは、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい（財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4）、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければならないとされています（財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2）。

上場会社等がその関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります。また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります（関連当事者の開示に関する会計基準第2項）。このように、関連当事者との取引は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、その開示が求められています。

《事例》
当社は、当社の取締役（当社の「関連当事者」に該当）に対して、多額の送金を行ったが、当該送金は「資金貸借取引」であり、会計基準に定められている重要な取引に該当することから、当社は、当該送金を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行いませんでした。

連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみをもって、重要な事項の不記載として認定した事例

上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引について注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。

監視委コラム

海外子会社管理は大丈夫？

≪上場会社へのメッセージ②≫

近時、上場会社の海外子会社を舞台にした会計不正が発覚しています。その原因は、親会社である上場会社の海外子会社に対する管理体制の甘さにあると考えられます。例えば、現地の外国人担当者に管理を実質的に一任していたり、本社からその海外子会社や地域を統括する責任者を派遣していても、管理体制そのものが脆弱であったり、全く機能していないという事例もありました。こうした状況の下で、新規事業を展開したり、新たな取引を開始したところ、会計不正をはじめ不正行為が発生している事例が見受けられます。

《事例》

上場会社（以下、「当社」という。）の海外子会社であるA社は、自社の売上を増加させるため、下記の不正な会計処理等を行いました。（下記取引概要図）

① A社は、A社の取引先であるB社及びその関係会社（以下「B社等」という。）などとの間で架空取引を行い、売上を過大に計上した。

② A社は、A社の前代表者が代表者を務めるC社（当社の国内子会社）の資金を利用するため、C社がD社へ支払った架空仕入の代金をB社等へ還流させ、A社のB社等に対する滞留売掛金の回収に充てていた。

≪ ②の取引概要図 ≫

本事例では、会計不正が行われた海外子会社には1名の日本人駐在員がいましたが、権限はこの駐在員に集中し、牽制機能が十分に働いておらず、また、滞留債権や与信枠等の管理などの面において、本社による統制も十分に機能しているとはいえない状況でした。さらに、監査役監査、内部監査及び会計監査人の監査の連携が不十分であり、約2年に亘り、この海外子会社に対するいずれの往査も行われていませんでした。

2－4　金商業者等へのモニタリング等

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、金商業者等の業務又は財産の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券監視委が、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講じることにより、金商業者等が、自ら適切なガバナンスやリスク管理態勢を構築し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

2. 証券モニタリングの実績（リスクアセスメント等）

現在、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,700となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」（「主なトピックス」参照）に基づき、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている（図2-4-1参照）。

証券監視委では、平成28年7月から、全ての金商業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行っている。リスクアセスメントにおいては、個々の金商業者等の業務内容等に着目した検証に加え、主な証券会社については経営管理（ガバナンス）、システム管理、リスク管理、内部監査等の状況について、業態横断的な視点での検証も行った。

こうしたリスクアセスメントを踏まえ、財務局とも連携しながら、多面的な項目によるリスク評価に応じて（リスクベース）オンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定。オンサイト・モニタリングにおいては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな共有等を図ったほか、財務局が行うオンサイト・モニタリングに対して、積極的に助言や指導を行った。

（図2-4-1）　証券モニタリング対象業者数の推移（各年度末時点）

第1節
第2節
第3節
2-4
第5節
第6節
第7節
第8節

（図2-4-2）　令和2事務年度[11]証券モニタリング基本方針のポイント

SESC "for investors, with investors"

令和２事務年度　証券モニタリング基本方針のポイント

証券モニタリングの基本的な進め方

※ 証券監視委の方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組んでいく。

○ 証券モニタリングの対象業者全体について、金融庁関連部局等と連携し、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組を継続していく。

○ オンサイト・モニタリングでは、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

今事務年度の取組方針

○ 海外の金融商品や高収益のファンドなど取扱商品を拡大する動きや、新型コロナウイルス感染症が金融商品取引業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視しながら、以下のような場合を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行っていく。

① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

○ 無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなど、関係機関と一層緊密に連携しながら、投資者被害の拡大防止に向けた取組を積極的に進めていく。

《規模・業態別の主な検証事項》

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	・国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組 ・プリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組、AML/ CFTの取組状況 ・取組方針を踏まえた私募案件組成、投資事業のリスク、海外を含めたグループ全体のリスク管理 ・銀証連携による利益相反管理態勢【３メガ証券会社】 ・営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施
	外国証券会社	・バックオフィス業務の海外委託の進展状況、ビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理態勢の整備状況 ・我が国金融機関等向けに販売する金融商品の動向や当該商品のリスク
	ネット系証券会社	・グループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等に係る内部管理態勢の整備状況 ・サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況
	準大手証券、地域証券会社等	・適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為等 ・外国資本等に主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から検証
	ＦＸ業者	・リスク情報の開示状況、ストレステストの実施と自己資本への反映状況等
投資運用業者		・顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するための利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等 ・適正な時価を把握する体制の整備状況 ・代替資産への投資の現状把握
投資助言・代理業者		・顧客に誤解を生じさせる広告手法、虚偽の説明による勧誘等
第二種金商業者、特例業務届出者、その他		・高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等【第二種金商業者、特例業務届出者】 ・業態特性を踏まえたリスクベースでのモニタリング【登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等】
無登録業者		・裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 ・無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信の強化 ・金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との積極的な連携

・高速取引行為関連の業務については、第一種金融商品取引業者の受託業務における内部管理態勢の整備状況のほか、取引所・私設取引システム・ダークプールといった複数の市場をまたぐ注文執行、売買管理等も検証
・暗号資産デリバティブ、電子記録移転権利、商品先物等に係る業務については、情報分析を進め、各業態のリスク特性に応じて検証

《関係機関との連携・モニタリング結果の情報発信》

○ 各財務局等とは、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合同検査も実施
また、財務局間の情報の集約・共有やモニタリング手法の検討等を行うとともに、各財務局が必要とする研修にも注力
○ 自主規制機関とは、引き続き緊密に連携。タイムリーな情報交換により、モニタリングを効果的・効率的に進める
○ 金融商品取引業者の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組みを促す

（令和２年８月公表）

[11] 令和2事務年度は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間を指す。

(1) 証券会社等

証券会社等について、令和2事務年度においては、監督指針の改正（適合性原則の明確化）等を踏まえた、適正な投資勧誘等に重点を置いた顧客本位の業務運営の定着状況について検証したほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見られる中で、価格変動が著しい投資資産を保有する顧客への対応、投資者の不安に乗じた悪質な取引への対応等についてモニタリングを実施した。

また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的にオンサイト・モニタリングを行った。

その結果、令和2年度にオンサイト・モニタリングが終了した証券会社等35社のうち、問題が認められた11社に対して問題点を通知するとともに、著しく事実に相違する広告表示の事案など、重大な法令違反が認められた2社に対して行政処分勧告を行った。

＜主な勧告事案＞

業者名	勧告日	事案の概要
㈱FXプライムbyGMO	R2.8.4	同社が提供する店頭外為証拠金取引の取引ツールに係るシステムは、成行注文の場合、スリッページの発生を排除できない仕様となっているところ、同社は当該仕様を認識していたにもかかわらず、スリッページの発生状況に係る調査を行ったA社の報告書（スリッページが発生したとの記載なし）を引用すれば問題ないと考え、ウェブ広告等の中に、「スリッページなし（0%）、A社調べ」との著しく事実に相違する記事を掲載した。
クリエイトジャパン㈱	R2.11.13	同社は、取引所外為証拠金取引を取り扱っているところ、見込顧客に対する新規口座開設に向けた当該取引に係る勧誘において、勧誘受諾意思確認義務違反及び再勧誘の禁止違反の事実が認められた。

(2) 投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するために、利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢のほか、適正な時価を把握する体制の整備状況等について検証するため、オンサイト・モニタリングを実施した。

その結果、令和2年度にオンサイト・モニタリングが終了した5社のうち、問題が認められた3社に対して、問題点を通知するとともに、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業務を行っていない状況が認められた1社に対して、行政処分勧告を行った。

＜勧告事案＞

業者名	勧告日	事案の概要
あいグローバル・アセット・マネジメント㈱	R3.1.29	同社は、自ら設定・運用する投資信託について、投資対象先の運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法等について、設定の前後を通じて十分な調査等を実施していなかった。また、同社は、投資対象先における運用方法の実在性について十分に調査していないにもかかわらず、あたかも当該運用方法によって安定的な収益が確保できるかのような資料を用いて、当該投資信託の販売会社や受益者に説明を行っていた。

(3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金商業者については、高利回りを掲げるファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングを行うとともに、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、リスクが高いと考えられる業者に対してオンサイト・モニタリングを実施した。

(4) 投資助言・代理業

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等についてモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる先に対してオンサイト・モニタリングを実施した。

その結果、令和2年度にオンサイト・モニタリングが終了した投資助言・代理業者3業者のうち、問題が認められた3業者に対して問題点を通知するとともに、このうち虚偽の内容を告げ

て投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた事例や第三者への名義貸しを行っていた事例など、重大な法令違反が認められた2業者に対して行政処分勧告を行った。

＜主な勧告事案＞

業者名	勧告日	事案の概要
㈱IGMフィナンシャルグループ	R2.4.14	同社は、ウェブサイトの専用ページにおいて、助言実績に関し、損失が発生したものを利益とするなどの虚偽の内容を告げていた。また、当社の助言実績とは無関係のものを助言実績であるかのように誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。
㈱プログレスマインド	R2.6.12	同社は、金融商品取引業の登録がない者に対し、同社の名義をもって投資助言・代理業を行わせた。 また、同社は、投資顧問契約の締結に際し、同社代表取締役を助言・分析者である旨を記載した契約締結前交付書面等を交付しながら、同社代表取締役は、助言等の行為を一切行うことなく、同社代表取締役が個人的に雇用したとする者等をして、投資助言行為を行わせていた。

(5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

＜申立て事案＞

被申立人	申立日（申立を行った裁判所）	申立ての概要	発令日
㈱株式会社ウェルスデザイン他1名	R2.11.10（東京地裁）	同社らは、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する複数の金融商品に係る取得勧誘を行い、少なくとも延べ1,125名の一般投資家に対し、少なくとも30億円を出資させるなど、無登録で第二種金融商品取引業を行っていた。	R2.12.24（東京地裁）

(6)　留意すべき事項について

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策を策定させることが重要である。

そのため、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促してきた。

＜具体的な事例＞

① 地域金融機関へのリスク商品販売に係るガバナンス強化

当社は、顧客基盤拡大のため、地域金融機関に対しても、リスクの高い仕組債の販売に注力する予定としている。ただし、中小の地域金融機関にとっては、収益を維持すべく、自らの経営体力に見合わない過度なリスクテイクとなることが懸念される。

このため、当社は、各地域金融機関の属性・規模・体制のほか、リスク商品の複雑性などに応じた適合性の確認・判定・承認プロセスを規程し明確化するなど、最適な販売態勢を構築していく必要がある。

② 顧客本位の業務運営について

当社においては、リテール顧客に占める高齢顧客の割合が多い状況を踏まえ、高齢顧客へのアプローチ方法についての配慮等がより重要になるものと考えられる。このため、営業員らが専ら自己及び当社の利益を優先することなく顧客本位の業務運営を徹底することに

より、顧客と当社が共存共栄するための実効性のある取組みを進めて行くことが重要である。

3. 証券モニタリングにおける今後の課題

(1) 証券モニタリングの高度化

金商法施行後、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,700に及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効率的・効果的な証券モニタリングを行うため、平成28年7月からオン・オフ一体の証券モニタリングを開始した。

引き続きビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証に加え、経済動向や業界動向等の環境分析を踏まえたリスクアセスメントを行う等、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの高度化を図っていく。

令和2年6月に成立した改正金販法の施行に伴い、新たにモニタリングの対象となる金融サービス仲介業者については、登録状況を踏まえつつ、関係部署と連携しながらリスクベースでモニタリングに取り組んでいく。

(2) フィードバックの充実

これまでのオンサイト・モニタリングで主眼としていた、法令違反の発見とその摘発のみにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することで、モニタリング先が実効性のある再発防止策を策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、オフサイト・モニタリングの結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。

監視委 コラム

商品特性に応じた十分な調査・検証を！！

≪資産運用会社へのメッセージ≫

昨今、経済動向や市場環境の変化、デジタライゼーションの進展、投資者ニーズの多様化などに伴い、資産運用会社における運用手法も多様化・複雑化してきており、多種多様な金融商品が組成・提供されています。

一方、資産運用会社は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金商法において、投資者の利益を第一に考えて忠実に業務を行うこと（忠実義務）や資産運用の専門家としての注意を払って業務を行うこと（善管注意義務）が求められています。

このため、資産運用会社においては、例えば、運用する権限を他者に委託する場合や、他者が運用するファンドに投資する金融商品を組成・提供するに際して、受託者責任を果たす観点から、委託先や投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検証を実施・継続していく必要があります。

しかしながら、令和2年度におけるオンサイト・モニタリングの中で、投資信託財産の大部分につき特定の海外ファンドを投資対象とする運用（ファンド・オブ・ファンズ形式）を行う資産運用会社において、こうした調査・検証を十分に実施することなく、投資信託の設定・運用が行われていた事例（善管注意義務違反）が認められました。

資産運用会社においては、運用手法の多様化・複雑化に伴い、海外資産を投資対象とする運用商品を組成・運用する機会は多くなっていると考えられます。こうした中、特に海外ファンドを投資対象とする際には、海外ファンドの全体像や実態について把握しづらい面があることを勘案し、商品・投資スキームの特性に応じて、十分な調査・検証を実施・継続する必要があります。

監視委コラム

無登録で金融商品取引業を行う者にご用心

≪投資家へのメッセージ≫

1. 無登録で金融商品取引業を行う者（無登録金商業者）とは

無登録で金融商品取引業を行うことは金商法違反です。

金商法では、

①ファンド持分の取得勧誘

②社債券、未公開株、合同会社社員権等有価証券の発行者以外による取得勧誘

③出資・拠出を受けた財産の自己運用（有価証券等投資に限る。）

④投資助言

等の金融商品取引を業としている者に対して、登録を受けることを義務付けています。

例えば、

- 外国為替証拠金取引（FX）等で運用する組合等に出資すれば毎月配当金を支払うなどと勧誘し、当該組合等への出資契約の締結や斡旋を行うこと
- 海外業者が販売する投資商品の取得を勧誘し、当該契約締結の斡旋を行うこと
- 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等と、報酬を受け取って投資助言を行うこと

等が挙げられ、これらを業として行うには金商法に基づく登録が必要です。

投資家の皆様におかれましては、金融商品を購入する前に、販売会社等について、当局への登録の有無等を金融庁のウェブサイトで事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要です。

2. 無登録金商業者による投資家被害について

FX、バイナリーオプション及び暗号資産に関する取引等について、例えば以下のような無登録金商業者が関与する詐欺的事案による投資家被害がみられます。

- 婚活アプリ・マッチングサービスを通じて交際中の相手や、信頼できる知人からの紹介で信じて、勧められた海外業者とのFX取引をしたが、利益が出ているのに出金に応じてもらえず、そのうち業者と連絡が取れなくなった。
- 知り合いからの紹介やSNSを通じて、暗号資産やコモディティ（原油や金、穀物などの商品先物）等で運用すると必ず儲かるとうたう高利回りの投資話に勧誘され、入金又は暗号資産を購入。当初は配当があり払戻しもできたが、しばらくすると、突然サービスが停止し、配当や預けた現金・暗号資産の払戻しができなくなった。
- 大学の友人から、必ず儲かる取引のノウハウ等が記録されていると称したUSBメモリーを高額で購入し、勧められた海外の無登録金商業者と取引したところ、その後の取引で全く利益が出なかった。

無登録金商業者は、実際は（ほとんど）事業を実施していないが、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺的業者が多く、投資家被害が多数発生していますのでご注意下さい。

（他の投資家の出資金を原資として、元本や配当を支払うことで、事業・運用を実施しているように見せかけていることがあります。返金に応じたとしても、注意が必要です。）

2－5　犯則事件の調査、告発

1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、重大で悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限[12]として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている[13]。

2. 令和2年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和2年度においては、計2回の告発（うち、内部者取引事件1回、相場操縦事件1回）を行った。これらの中には、初の取引推奨単独の告発事案（令和2年12月22日告発）等が見られる。

事　件　名	告発年月日	告　発　先
株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件	R2.12.22	東京地方検察庁検察官
株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件	R3.3.26	大阪地方検察庁検察官

[12] 金商法第 210 条
[13] 犯収法第 32 条

3. 令和2年度の代表的な告発事案

(1)　株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件の告発について

証券監視委は、令和2年12月22日、金商法違反（取引推奨）の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を、東京地方検察庁に告発した。

（事案の概要）

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第一部に株券を上場していた株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテ」という。）の代表取締役社長兼最高経営責任者を務めていたものであるが、平成30年8月上旬頃、その職務に関し、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社からの伝達により、同社がドンキホーテの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知るとともに、ドンキホーテが子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめドンキホーテの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、各事実の公表前である同年9月上旬頃から同月下旬頃までの間、知人に対し、複数回にわたり、ドンキホーテの株券の買付けを勧め、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、各事実の公表前である同月上旬から同年10月上旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、ドンキホーテの株券合計7万6,500株を代金合計約4億3,000万円で買い付けた。

本件は、ドンキホーテの代表取締役社長兼最高経営責任者であった犯則嫌疑者が、本件公開買付けの実施に関する事実等を職務に関し知り、利益を得させる目的をもって、公表前に知人に取引を推奨した事案であり、犯則嫌疑者の立場や市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、その態様は悪質性が高いと認められたことから、告発したものであって、取引推奨単独では初の告発事案である。

(2)　株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件について

証券監視委は、令和3年3月26日、金商法違反（安定操作）の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を大阪地方検察庁に告発した。

（事案の概要）

第1　犯則嫌疑者A及び同Bは、共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている株式会社ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除される3,050円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金商法施行令で定めるところに違反して、平成30年3月9日午後2時55分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3,045円等に大

量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A名義で、証券会社2社を介し、同株券合計19万5,700株を売り付けるとともに、Aほか1名義で、証券会社3社を介し、同株券合計18万6,900株の売付けの委託を行い、その株価を3,050円から3,035円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

第2　犯則嫌疑者Aは、前記株式会社ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が回避される3,820円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金商法施行令で定めるところに違反して、同月16日午後2時58分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3,815円等に大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A名義で、証券会社2社を介し、同株券合計8万4,400株を売り付けるとともに、証券会社1社を介し、同株券合計4万7,600株の売付けの委託を行い、その株価を3,820円から3,810円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

たものである。

本件は、市場において重要な役割を果たしている増担保規制措置につき、人為的に、講じられない状態とした事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が高い事案であると認められたことから、告発したものである。

4. 犯則調査に関する課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応している。その際、内部者取引や相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、市場監視の空白が生じないよう、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、ITの進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSのような内部者取引等の不公正取引規制を導入した当時には想定されていなかったものが登場している。さらに、金融取引のグローバル化の進展は、市場監視における国際的な協調の必要性を否応なく高めている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実を図るとともに、犯則調査に使用するシステムの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場の実現に向けて努めていく。

２－６　監視を支えるインフラの整備（デジタライゼーション、人材）

１．デジタライゼーションの進展に対する取組み

近年、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新しい商品・取引等が出現するなど、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。証券監視委では、こうした市場環境の変化や、国内外の金融技術の動向、規制当局・法執行機関におけるデジタライゼーションの推進状況等を踏まえ、令和２年度においては、高速取引の普及等、市場環境の変化に適切に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システム等の機能を強化した。また、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進を図るために、IT戦略室を設置した。

２．デジタライゼーションの一層の推進に向けた今後の課題

（1）　市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進に向けた検討

今後も、市場環境の変化に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するために、例えば、膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析する機能や、SNSなどのインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見する機能など、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進に向け、引き続き検討を進めていく。

（2）　市場関係者との情報連携の推進

市場の公正性・透明性の確保のためには、規制当局と自主規制機関、金融機関等の市場関係者が対話を繰り返し、業界全体における業務効率化をもたらすための情報連携の仕組みづくりを目指していく必要がある。

例えば、証券監視委における調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に引き続き取り組んでいく。

（3）　デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化

近年の電子機器（スマートフォン、タブレット等）の多様化、セキュリティ等の機能の高度化や、新たなITサービス（クラウドサービス等）の普及に伴うデータ取得対象の複雑化及び大容量化等、証券監視委の調査対象となるIT環境は、多様化・高度化・複雑化及びデータの大容量化が進んでいる。

これらの市場監視を取り巻く内外環境の変化に対応するため、電子データの保全・復元・解析・保存に係るシステムの高度化や、多様化・高度化する電子機器内のデータの保全等を的確に行うためのデジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいる。

令和2年度においては、多様化するスマートフォン等の電子機器やクラウドサービスに係る電子データを効率よく保全等するため、デジタルフォレンジックに係る機器等の強化・拡充を行った。今後も電子データの保全・解析能力の向上やネットワークの高度化など、必要なシステムの整備を実施していく。

3. 人材育成

(1) 人材育成

証券監視委は、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材育成のため、調査・検査等の監視手法に係る様々な研修を実施している。

令和2年度においては、調査・検査等に資するITの基礎的知識を有する人材を育成するため、令和元年度に引き続き、ICT（Information and Communication Technology）人材育成プログラムによる研修を実施し、職員の専門性向上に努めた。

また、海外当局における監視や調査・検査手法の取得や国際的な事案への対応力強化（クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等）のため、IOSCOや海外当局主催の研修への参加を実施した（詳細は本編2－8－3－（2）参照）。

(2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委を取り巻く環境の変化に対応し、プロフェッショナルな市場監視を実現するため、証券監視委では、法曹（裁判官・検察官・弁護士等）、公認会計士や情報技術専門家などの多様なバックグラウンドや専門性を持つ人材を積極的に登用し、調査・検査体制を強化している。

例えばこれらの職員は、上場企業や証券会社等に対する調査・検査や重大・悪質な違反行為を対象とする犯則調査などに従事しているほか、デジタルフォレンジック業務においても、専門的な知識をもつ者が従事している。

2－7　市場規律強化に向けた取組み

1. 情報発信の充実

(1)　報道機関や各種媒体、ウェブサイト等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき勧告・告発等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、報道機関を通じて事案の公表を行っている。事案の公表に際しては、新聞・テレビ等の各種媒体からの取材等にも積極的に対応している。また、事案の意義や分析等を踏まえた論説・オピニオンとしての情報発信を促すため、報道関係者等との意見交換や対話に努めている。

さらに、市場における自己規律の強化の観点から、個別の勧告・告発等に係る公表だけでなく、事案の意義、内容及び問題点を明確にした事例集[14]を、毎年作成・公表している。これら事例集も活用しつつ、積極的に講演を実施し、更には関係専門誌等に寄稿することで、違反・不適切行為の未然防止に向けた取組みを行っている。

証券監視委のウェブサイトでは、これらの勧告・告発等の概要や講演会・寄稿の内容等その活動状況をタイムリーに発信し、複雑な事案の公表にあたっては概要図を用いるなど、証券監視委の活動が、一般投資家を含む多くの市場参加者に理解されるよう努めている。

また、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「市場へのメッセージ」を配信するとともに、その内容を「アクセスFSA（金融庁広報紙）」に寄稿している。特に、勧告・告発した事案については、それらの意義・特徴や発生原因、投資家等への注意喚起のメッセージ等を、概要図も併せて盛り込むことで、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めている。なお、ウェブサイトの更新情報は、Twitterでも同時に配信を行っている。

今後も、より幅広く効果的な情報発信となるよう情報発信の充実に積極的に取り組んでいく。

(2)　財務局における委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていくうえで、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況に鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

---

[14] 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。

こうした観点も踏まえ、平成27年度より財務局において委員会を開催している。令和2年度は新型コロナウィルスの感染拡大を受けてオンライン形式により実施し（北陸財務局：令和2年8月26日）、証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上や、監視の実務を担う財務局との連携強化に努めている。

また、委員会開催に併せ、各地域の市場関係者等との意見交換を通じて証券監視委の活動内容や問題意識の浸透を図るとともに、対面形式の場合には、財務局での委員会開催の趣旨や証券監視委の業務の概要等について、地元記者向けの説明を実施することにより、各地域における、証券監視委の存在の「見える化」を図っている。

引き続き、こうした取組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視に努めていく。

2. 関係機関との連携等

(1) 自主規制機関との連携

自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人）は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るため、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、相互の問題意識の共有を図るため、証券市場を巡る様々な問題・課題等について、定期的に意見交換会を開催している。令和2年度においても、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を実施するなど、情報や問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

(2) 関係当局等との連携（検察、警察等）

証券監視委は、検査等により、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等が判明した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、証拠の収集・分析等に関するノウハウの共有に努めている。

また、様々な機会を捉え、各地域の検察庁、都道府県警察、国税局等とも意見交換を行っている。

さらに、市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、弁護士会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を積極的に実施している。

3. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、調査・検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、調査・検査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

最近では、「貸付型ファンドの投資家への情報提供について」（平成30年12月７日）、及び、「犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について」（平成31年２月26日）の２件の建議を行った。（平成４年の発足以来、令和２年度末までに26件の建議を実施（附属資料３－８参照））

引き続き、金商法等の規定による調査・検査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

2－8 グローバルな市場監視への貢献

1. 国際的な市場監視の概要

最近の市場を取り巻く環境をみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世界経済の先行きを巡る不確実性がさらに増大している。また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっている。

このような市場環境においては、海外当局との更なる連携が重要である。証券監視委は、令和2年1月に策定した中期活動方針（第10期）において、「海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用」や「グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化」等を掲げ、海外当局との更なる連携を進めることとしている。

これまで海外当局との間では、IOSCOが策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書（以下「MMoU[15]」という。）に基づき情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、適切な法執行を行ってきた。

（図2-8-1） MMoU等に基づく情報交換件数の推移

[15] Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

証券監視委では、海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、その信頼関係に基づき、情報交換、調査・検査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外の法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していくこととしている。

また、監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題については、二当局間及びIOSCO等の多当局間の会合等において、積極的に問題提起及び意見・情報交換を行い、グローバルな市場監視への貢献に努めている。

2. IOSCOにおける活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から229機関が加盟している（うち普通会員129、準会員33、協力会員67、いずれも令和3年3月末現在）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会を中心とした年次総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員や事務局幹部が年次総会に参加している。令和2年6月には、ドバイにおいて年次総会を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、同年11月にオンライン開催された。証券監視委からは事務局職員が参加した。なお、令和2年度については、IOSCOの会議は全てオンラインで開催されている。

また、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（以下「APRC[16]」という。）にも、証券監視委から委員や事務局幹部が参加している。令和2年度は、令和2年7月、9月、11月、令和3年1月、3月の5回開催され、事務局幹部及び職員が参加した。加えて、令和3年3月にはAPRCの法執行者会合が開催され、事務局職員がプレゼンターとして参加した。このような活動を通じ、アジア太平洋地域の証券当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（The IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う8つの委員会が設置されている。証券監視委は、法執行及び情報交換を議論する第4委員会のメンバーとなっており、

[16] Asia-Pacific Regional Committee

令和2年9月、令和3年1月の会合に参加し、暗号資産等の新たな金融商品を利用した不公正取引やソーシャルネットワーク等の新たなコミュニケーションツールを利用した不正勧誘行為への各国の対応状況を共有するとともに、それらを効果的に抑止する対策や措置について議論を行った。

また、証券監視委は、MMoU又はMMoUを強化したEnhanced MMoU（EMMoU）への署名を申請した当局の申請書類の審査等を行う審査グループにも参加している。審査の結果、令和2年度には、新たにアブダビ金融サービス規制庁他2当局がEMMoUに署名した。

3 海外当局等との連携

(1) 海外当局等との意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。

令和3年1月には、日中の証券当局と証券市場関連団体により第2回日中資本市場フォーラムがオンライン開催され、約400名が参加した。日中資本市場協力の具体的成果について報告があった後、日中資本市場の市場構造改革や資本市場協力の未来、デリバティブ市場の発展、高齢社会と資本市場の役割等について議論が行われた。証券監視委からは長谷川委員長が出席して、閉会の辞を述べた。

(2) 海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会、英国金融行為規制機構、香港証券先物委員会、タイ証券取引委員会、マレーシア証券委員会及びシンガポール通貨監督庁に職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国証券規制当局等が主催する短期研修等にも、職員を積極的に派遣してきた。令和2年度は、IOSCOや海外証券規制当局が主催する研修がオンラインで開催された。この機会を活かし、証券監視委からも例年より多くの職員が参加した。

また、金融庁に設置されているグローバル金融連携センター（GLOPAC）や国際協力機構（JICA）の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の証券規制当局職員等に対して、我が国における証券市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修を継続的に提供している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて多くの研修がオンライン開催となったが、証券監視委として積極的に講義に協力した。

今後も、こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、更には幹部職員の海外当局訪問等を通して、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めていくこととしている。

附属資料編

第１章

証券監視委の
組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1)証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2)金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織

法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁等改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

（3）事務概要

①　監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、取引調査、開示検査、証券モニタリング及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ハ. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ニ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押え等といった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補塡、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、取引調査、開示検査、証券モニタリング又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定する。

＜課徴金制度概念図＞

④　建議

証券監視委は、取引調査、開示検査、証券モニタリング又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

⑤　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑥　裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第192条第１項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑦　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

監視体制の概念図

（注1）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

（注2）平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

（注3）金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

⑧自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。

証券監視委の機構図

（注）平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図

2. 市場分析審査

（1）取引審査について

1）取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

2）法令上の根拠

取引審査においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1－4参照）。

3）審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄

② 投資者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄

③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄

④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金商業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

イ. A社が、B社株式をTOB（株式公開買付け）する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。

ロ. C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ. D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ. 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。

ホ. F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

イ. G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ. 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。

ハ. 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

ニ. J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ. K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。

ロ. L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。

ハ. M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ニ. インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほのめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の（削除された）書込みも含めて情報収集を行っている。

4）クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が7割以上を占めるなど、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について金商業者等から情報を収集するとともに、必要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

（2）市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等をマクロ的視点から分析し、フォワード・ルッキングな市場監視を行うとともに、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課や自主規制機関等の関係先へ共有する等、市場モニタリング機能を充実・強化するため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事を始め、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し分析を行っている。

（3）情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による取引調査、国際取引等調査、開示検査、証券モニタリング及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている。なお、各種窓口の連絡先は「附属資料4」を参照。

1）情報提供窓口

市場において不正が疑われる情報や、投資者保護上問題があると思われる情報等幅広い情報をインターネット、電話、来訪、郵送等の多様な方法により受け付けている。

2）年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

〔情報提供に当たっての留意事項〕

・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。

・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

3）公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受付のほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応している。

公益通報者保護法（平成18年４月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

（注）証券監視委では、平成29年７月１日付で公益通報対応関連規則を改正し、公益通報者保護法の適用は受けないものの、現職の役員、退職後５年以内の労働者又退任後５年以内の役員からの通報を「公益通報に準ずる通報」として受け付けることとした。証券監視委で

は、「公益通報に準ずる通報」についても、必要な調査や適切な措置を行うなど公益通報と同様の取扱いを行っている。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、取引調査、国際取引等調査、開示検査、証券モニタリング及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報を提供し、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

（4）関係機関との連携について

1）財務局等との連携

日常的な市場監視は、財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高めるためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に関する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。

2）自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これまでもこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきたところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報の共有化が図られる体制となっている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。

3. 取引調査、国際取引等調査

（1）取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

1）事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

2）事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

3）事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

4）公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること

ができることとされている。

（2）課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

1）風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）金商業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）

2）仮装・馴合売買（金商法第174条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

3）現実売買による相場操縦（金商法第174条の2）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

4）違法な安定操作取引（金商法第174条の3）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

5）内部者取引（金商法第175条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後2週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

6）情報伝達・取引推奨行為（金商法第175条の2）

課徴金額：違反行為（情報伝達・取引推奨行為）により、情報受領者等が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

※金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）により新たに課徴金の対象となったもので、平成26年４月１日以降の違反行為について適用。

（注１）違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

（注２）上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

４．開示検査

（１）開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,900社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

１）　有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））

２）　公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第１項（同法第27条の22の２第２項において準用する場合を含む。））

３）　意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第２項）

4）　大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の30第１項）

5）　大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第27条の30第２項）

6）　特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の35）

7）　虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第177条）

8）　監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第193条の２第６項）

（注１）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

・　有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第38条の２第１項第１号）

・　発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第38条の２第１項第２号）

・　公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第38条の2第1項第3号）

（注2）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

・　上記1）～6）及び8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第38条の2第1項ただし書）

・　上記7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第194条の7第2項ただし書）

（2）開示検査結果に基づく勧告

1）課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成17年法律第76号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第86号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

①　有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条）

課徴金額：募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）

②　虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の2）

課徴金額：募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）

③　有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第172条の3）

課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）

（四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1）

④　虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第172条の4）

課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）

⑤　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の5）

課徴金額：買付総額の100分の25

⑥　虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の6）

課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25

⑦　大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の7）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

⑧　虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の8）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

⑨　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の9）

課徴金額：募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）

⑩　虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の10）

課徴金額：

イ．当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）

ロ．当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ．の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

⑪　虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）

課徴金額：

イ．当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

ロ．当該発行者等情報が公表されていない場合

イ．の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

⑫　特定関与行為（金商法第172条の12）

課徴金額：

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

（注）平成24年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成25年９月６日以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第185条の７第14項）。他方、違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる（金商法第185条の７第15項）。

2）訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。

5．証券モニタリング

1）　証券監視委は、平成４年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年７月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年９月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金商業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年４月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関、

平成27年５月からは特定金融指標算出者、平成30年４月からは高速取引行為者が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金商業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

①　金融商品取引業者等	（金商法第56条の２第１項、第194条の７第２項第１号及び第３項 なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の３第２項において準用する第63条の６、第194条の７第２項第２号の２及び第３項を含む）
②　金融商品取引業者の主要株主等	（金商法第56条の２第２項から第４項まで、第194条の７第２項第１号及び第３項）
③　特別金融商品取引業者の子会社等	（金商法第57条の10第１項、第194条の７第３項）
④　指定親会社	（金商法第57条の23、第194条の７第３項）
⑤　指定親会社の主要株主	（金商法第57条の26第２項、第194条の７第３項）
⑥　取引所取引許可業者	（金商法第60条の11、第194条の７第２項第２号及び第３項）
⑦　電子店頭デリバティブ取引等許可業者	（金商法第60条の14第２項において準用する第60条の11、第194条の７第２項第２号及び第３項）
⑧　特例業務届出者	（金商法第63条の６、第194条の７第２項第２号の２及び第３項）
⑨　金融商品仲介業者	（金商法第66条の22、第194条の７第２項第３号及び第３項）
⑩　信用格付業者	（金商法第66条の45第１項、第194条の７第２項第３号の２及び第３項）
⑪　高速取引行為者	（金商法第66条の67、第194条の７第２項第３号の３及び第３項）
⑫　認可金融商品取引業協会	（金商法第75条、第194条の７第２項第４号及び第３項）

⑬　認定金融商品取引業協会	（金商法第79条の４、第194条の７第２項第５号及び第３項）
⑭　投資者保護基金	（金商法第79条の77、第194条の７第３項）
⑮　株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第103条の４、第194条の７第３項）
⑯　株式会社金融商品取引所の主要株主等	（金商法第106条の６第１項（同条第２項において準用する場合を含む）、第194条の７第３項）
⑰　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第106条の16、第194条の７第３項）
⑱　金融商品取引所持株会社の主要株主等	（金商法第106条の20第１項（同条第２項において準用する場合を含む）、第194条の７第３項）
⑲　金融商品取引所持株会社等	（金商法第106条の27（第109条において準用する場合を含む）、第194条の７第３項）
⑳　金融商品取引所	（金商法第151条、第194条の７第２項第６号及び第３項）
㉑　自主規制法人	（金商法第153条の４において準用する第151条、第194条の７第２項第６号及び第３項）
㉒　外国金融商品取引所	（金商法第155条の９、第194条の７第２項第７号及び第３項）
㉓　金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第156条の５の４、第194条の７第３項）
㉔　金融商品取引清算機関の主要株主	（金商法第156条の５の８、第194条の７第３項）
㉕　金融商品取引清算機関	（金商法第156条の15、第194条の７第３項）
㉖　外国金融商品取引清算機関	（金商法第156条の20の12、第194条の７第３項）
㉗　証券金融会社	（金商法第156条の34、第194条の７第３項）
㉘　指定紛争解決機関	（金商法第156条の58、第194条の７第３項）
㉙　取引情報蓄積機関等	（金商法第156条の80、第194条の７第３項）
㉚　特定金融指標算出者等	（金商法第156条の89、第194条の７第３項）
㉛　投資信託委託会社等	（投信法第22条第１項、第225条第３項）
㉜　設立中の投資法人の設立企画人等	（投信法第213条第１項、第225条第２項及び第３項）
㉝　投資法人	（投信法第213条第２項、第225条第３項）
㉞　投資法人の資産保管会社等	（投信法第213条第３項、第225条第３項）

㉟ 投資法人の執行役員等　（投信法第213条第４項、第225条第３項）

㊱ 特定譲渡人　（SPC法第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条第２項第１号及び第３項）

㊲ 特定目的会社　（SPC法第217条第１項、第290条第３項）

㊳ 特定目的信託の原委託者　（SPC法第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条第２項第２号及び第３項）

㊴ 振替機関　（社債等振替法第20条第１項、第286条第２項）

㊵ その他、上記①から㊴までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

2） 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者、特例業務届出者　（犯収法第16条第１項、第22条第６項第１号）

② 登録金融機関　（犯収法第16条第１項、第22条第６項第２号）

③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関　（犯収法第16条第１項、第22条第７項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記1）及び2）の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

3） 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金商業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押え等をすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある（附属資料１－４参照）。

また、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている（犯収法第32条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する（金商法第223条、犯収法第32条）。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ（金商法第226条、犯収法第32条）。

1－2　証券監視委の機能強化

情報収集・分析・審査

取引調査	(H17.4～)	インサイダー取引、現実売買による相場操縦・風説の流布・偽計	①
	(H18.7～)	調査対象・課徴金対象の拡大(見せ玉)	②
	(H20.12～)	調査対象・課徴金対象の拡大(相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引)	③
	(H25.9～)	課徴金対象の拡大等(金融商品取引業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引等)	⑦
	(H26.4～)	課徴金対象の拡大等(インサイダー取引に関する情報伝達・取引推奨行為等)	⑨

開示検査	(H17.7～)	有価証券届出書 ＊ 有価証券報告書 ＊ 半期報告書 ＊ 臨時報告書 ＊ 等	＊印は、課徴金対象の開示書類	①
	(H20.4～)	検査対象・課徴金対象の拡大(四半期報告書 ＊、内部統制報告書等)		②
	(H20.12～)	検査対象・課徴金対象の拡大 (注4)		③
	(H25.9～)	課徴金対象の拡大(虚偽開示書類等の提出等に加担する行為)		⑦
	(H30.4～)	検査対象の拡大(フェアディスクロージャールール)		⑪
	(R2.5～)	検査対象の拡大(STO)		⑫

証券検査	証券会社等の検査	取引の公正の確保に係る検査	
		財務の健全性等に係る検査	①
	(H17.7～)	(投資顧問業者等)	
	(H19.9～)	新たな検査対象先(ファンド等)	②
	(H22.4～)	新たな検査対象先(信用格付業者等)	④
	(H23.4～)	新たな検査対象先(連結規制導入に伴うグループ会社等)	⑤
	(H24.11～)	新たな検査対象先(取引情報蓄積機関)	⑥
	(H26.3～)	**新たな検査対象先(商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者)**	⑧
	(H27.5～)	新たな検査対象先(特定金融指標算出者)	⑩
	(H30.4～)	**新たな検査対象先(高速取引行為者)**	⑪
	(R2.5～)	新たな検査対象先(暗号資産デリバティブ取引・STOを取り扱う金商業者)	⑫

犯則調査	**犯則事件の調査・インサイダー取引 (情報伝達・取引推奨行為を含む⑨)**
	相場操縦・風説の流布・偽計 虚偽有報等の提出・損失補てん 等

申立て調査	**裁判所への違反行為の禁止・停止の申立てに向けた調査**	③

→ 勧告・建議

→ 告発

→ 裁判所への違反行為禁止・停止申立て

※　証券監視委は、金商法、SPC法、投信法、社債等振替法、犯収法、預金保険法、景品表示法、個人情報保護法に基づき、権限を行使。

（注1）「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年改正）」の施行（平成17年4月1日　他）に伴い調査・検査の対象となった部分。

（注2）「②」部分が「金融商品取引法」の施行（平成19年9月30日　他）に伴い調査・検査の対象となった部分。

（注3）「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年改正）」の施行（平成20年12月12日）に伴い調査・検査等の対象となった部分。

（注4）開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

・　特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

・　公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。

・　発行開示書類・継続開示書類の不提出。（平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。）

・　特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

（注5）「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年改正）」の施行（平成22年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注6）「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成23年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注7）「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成24年11月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注8）「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年改正）」の施行（平成25年9月6日）に伴い調査・検査の対象となった部分。

（注9）「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年改正）」の施行（平成26年3月11日）に伴い検査の対象となった部分。

（注10）「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年改正）」の施行（平成26年4月1日）に伴い調査の対象となった部分。

（注11）「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年改正）」の施行（平成27年5月29日）に伴い検査の対象となった部分。

（注12）「⑪」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成29年改正）」の施行（平成30年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注13）「⑫」部分が「金融商品取引法」の一部改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年改正）」の施行（令和2年5月1日）に伴い検査の対象となった部分。

1－3　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
平成４年度	84人	118人	202人
平成５年度	84人	118人	202人
平成６年度	86人	118人	204人
平成７年度	88人	118人	206人
平成８年度	89人	118人	207人
平成９年度	91人	118人	209人
平成10年度	98人	126人	224人
平成11年度	106人	133人	239人
平成12年度	112人	139人	251人
平成13年度	122人	144人	266人
平成14年度	182人	183人	365人
平成15年度	217人	199人	416人
平成16年度	237人	204人	441人
平成17年度	307人	245人	552人
平成18年度	318人	246人	564人
平成19年度	341人	268人	609人
平成20年度	358人	282人	640人
平成21年度	374人	300人	674人
平成22年度	384人	313人	697人
平成23年度	392人	312人	704人
平成24年度	392人	322人	714人
平成25年度	400人	339人	739人
平成26年度	409人	354人	763人
平成27年度	410人	354人	764人
平成28年度	411人	352人	763人
平成29年度	406人	342人	748人
平成30年度	402人	338人	740人
令和元年度	400人	331人	731人
令和２年度	401人	336人	737人
令和３年度	397人	328人	725人

（注）財務局等には、福岡財務支局、沖縄総合事務局財務部を含む。

1－4　組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の７第８項等）。

（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第 224 条第４項、第５項等）。

（注３）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　定　の　概　要
第4条	金融庁の事務
第6条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

3. 権限及び範囲に係る規定

（1） 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

（2） 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条（第27条において準用する場合を含む。）	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注1）を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項（第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項（報告・資料の徴取のみ）	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の2第6項（報告・資料の徴取のみ）	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

（注1）　開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
・臨時報告書及びその訂正報告書
・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

（注2）　有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

（3） 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金商業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項（第65条の3第3項において準用する場合を含む。）から第4項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11（第60条の12第3項において準用する場合を含む。）	第194条の7第2項第2号及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第2項において準用する第60条の11	第194条の7第2項第2号及び第3項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第63条の6	第194条の7第2項第2号の2及び第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第63条の３第２項において準用する第63条の６	第194条の７第２項第２号の２及び第３項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の７第２項第３号及び第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第１項	第194条の７第２項第３号の２及び第３項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第66条の67	第194条の７第２項第３号の３及び第３項	高速取引行為者、高速取引行為者と取引する者、高速取引行為者から業務の委託を受けた者
第75条	第194条の７第２項第４号及び第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の４	第194条の７第２項第５号及び第３項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の４	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20第１項	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
（同条第２項において準用する場合を含む。）		融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第194条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の４において準用する第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	自主規制法人
第155条の9	第194条の7第2項第7号及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の5の4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第156条の5の8	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第156条の15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の20の12	第194条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第156条の58	第194条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		決機関から業務の委託を受けた者
第156条の80	第194条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第156条の89	第194条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第1項	第225条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第213条第1項から第5項まで	第225条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第1項	第290条第２項第１号及び第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第２号及び第3項	特定目的信託の原委託者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項（第43条第３項において準用する場合を含む。）	第286条第2項	振替機関

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第15条及び第16条第1項	第22条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第136条第１項及び第２項並びに第137条第1項及び第2項	第139条第2項	金融商品取引業者等（金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。）、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社）、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔景品表示法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第29条第1項	第33条第6項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

※　金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

〔個人情報保護法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第40条第1項	第44条第５項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業者等

※　金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（4） 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 犯収法第32条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 犯収法第32条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押え等の強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第32条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第15条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第37条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第37条の5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第38条の2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補塡等の禁止
第40条の4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第42条の7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第43条の6第2項	金融商品取引業者等	暗号資産関連業務において、契約の締結又はその勧誘に関して、顧客を誤認させるような表示の禁止
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

第２章

証券監視委の
基本指針等

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

令和 2 年 1 月 24 日
証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

１．市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
２．資本市場の健全な発展への貢献
３．国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮によって、強固な信頼を確立した資本市場

証券監視委の活動理念

公正・中立
説明責任
フォワード・ルッキング
実効性・効率性
関係機関との協働
最高水準の追求

証券監視委を取り巻く現在の環境

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成４年に設置され、今般、第 10 期目を迎えました。

証券監視委は、平成４年の発足以来、重大・悪質な事案に対する告発や法令違反事案に対する課徴金納付命令勧告・行政処分勧告等の実績を積み重ねるとともに、調査・検査を通じた市場監視に取り組み、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現に努めてきました。

現在、資本市場は大きく変化しています。

- 構造的な変化として、海外投資の増加や企業のグローバル化（海外子会社等との分業、アウトソーシング等）などにより、資本市場のグローバル化や各種金融市場の緊密化が更に進展しています。
- 資金フローをみると、世界的な低金利環境の下、高リスク・低流動性ファンド等に対する資金流入が増大している中、地政学的リスクなどを背景に経済の先行きを巡る不確実性が高まっています。
- また、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしています。金融機関は AI 等の技術やデータの利活用の進展等によりビジネスモデルの見直しを迫られ、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新しい商品・取引等が出現しています。

また、金融庁の重要施策の１つに多様な利用者のニーズに応じた金融サービスの向上が掲げられる中、証券監視委としても、幅広い投資者が安心して投資できる市場の実現等を通じ、国民の安定的な資産形成や資金の好循環に一層貢献する必要があります。

これらのような大きな環境変化の中、第 10 期を迎えた証券監視委は、前記の活動理念のもと、「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」という３つの目標達成に向けて５つの施策を実施してまいります。

目標

１．網羅的な市場監視（広く）

(1) 新たな商品・取引等への対応

新しい商品・取引等に係るリスクを的確に把握・分析等

(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視

株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等、あらゆる取引・市場を網羅的に監視

(3) 高齢者を含む多様な投資者の保護

高齢者を含む市場に参加する多様な投資者について、その知識、経験、能力等の様々な属性を踏まえた投資者保護を推進

(4) 全体像の把握（部分から全体へ）

個別の問題事象について、事案の全体像を把握した上で、他の類似事案等も見据えた横断的な視点も持って、実態解明及び根本原因の究明

(5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

違反・不適切行為の未然防止の観点を含む情報発信の強化

２．機動的な市場監視（早く）

(1) 問題の早期発見・着手

市場における問題の端緒の速やかな把握及びタイムリーな調査・検査等の実施

(2) 早期の対応による未然防止

市場における問題に限らず、問題が顕在化していないものの調査・検査において改善が必要と認められた事項について、改善の促進を通じた未然防止及び問題の拡大の防止

(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

調査・検査実施時における事案の迅速な実態解明及び処理

３．深度ある市場監視（深く）

(1) 問題の根本原因の究明

法令違反等の問題が認められた場合、問題の実質面に着眼してその根本的な原因の究明を踏まえ、当事者等と深度ある議論を行い、自主的な改善及び再発防止に向けた取組みを促進

(2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

個別の問題事象の分析にとどまらず、前述の横断的な視点に加え、それらを踏まえた深度ある分析を行うことを通じた、市場の構造的な問題の把握及び制度整備等への貢献

目標達成のための５つの施策

１．内外環境を踏まえた情報収集力の向上

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

- 問題の未然防止・早期発見につなげるため、マクロ的な視点で市場環境、業種及び企業の分析を行う等、フォワード・ルッキングな市場監視を行います。
- 具体的には、調査・検査の端緒として活用するため、マクロ経済動向の把握とともに、国内外のマクロ経済情勢等を踏まえて選定した業種・企業に係る情報収集・分析を行います。

  また、その結果を証券監視委内で共有し、調査・検査に活用します。

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の各市場に対して、多面的な視点を持ちつつ、横断的な市場監視を行います。

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

- 海外当局（法執行部門等）との信頼関係の醸成及び強化に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、調査・検査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用します。

２．深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

- 取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、金融商品取引業者等のビジネスモデルの構造的変化等を背景とした非定型・新類型の事案等[1]

[1] 例えば、第９期においては、特殊見せ玉を用いた不公正取引に対し偽計を適用した事案、債券市場デリバティブに係る相場操縦の事案、非財務情報にかかる虚偽記載の事案、ウェブサイト広告を利用した誇大広告・虚偽告知等の事案など。

についても、その態様に応じて、多角的・多面的な分析・検証を的確に実施します。

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

- 事案が、全体としてより多様化・複雑化している中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施することによって、不公正取引や開示規制違反の実態を解明するとともに、再発防止・未然防止につなげます。

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

- クロスボーダー取引による違反行為やグローバルに活動を行う企業の開示規制違反に対しては、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携を実施しつつ実態解明を行う等、事案の特質に応じて効果的・効率的な調査・検査を行います。

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、風説の流布、偽計や有価証券報告書の虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、事案の内容に応じ、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

- 金融商品取引業者等全体について、リスクアプローチに基づくオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行います。
- オフサイト・モニタリングにおいては、監督部局等と連携し、業態、規模だけではなく、グループ全体の戦略や運営方針その他特性を勘案しつつ、 ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定します。
- オンサイト・モニタリングにおいては、取り扱う商品の内容や取引スキームなどについて深度ある分析を行った上、これらが適切に投資者に対して提供されるよう、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証します。

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリングの実施や、無登録で金融商品取引業を行っている者について、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うこと等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

３．市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

- 個別事案の調査・検査では、勧告や告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報[2]、調査・検査の手法及びノウハウ等を適切に集約・分析・蓄積し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用します。
- 横断的な広がりのある視点に基づき調査・検査を実施し、その結果、市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

- 調査・検査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握し、根本的な原因を究明した上で、調査・検査先と深度ある議論を行っていくことで、再発防止につなげます。
- 問題が顕在化していないものの、調査・検査において改善が必要な事項が認められた場合には、問題意識を調査・検査先と共有し、違反行為等の未然防止につなげます。

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

- 個別勧告事案等や事例集[3]の公表等において、市場における自己規律の強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。
- 違反・不適切行為による投資者被害の未然防止に資するよう、投資者に対する注意喚起等の情報発信を充実させます。

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

- 市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引等や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等へ的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

４．デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 国内外の金融技術の動向や規制当局・法執行機関におけるデジタライゼーションの活用状況等を踏まえ、市場監視業務の高度化・効率化を

---

2 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報。

3 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。

図るため、取引監視システム等におけるデジタライゼーションの一層の活用を、関係機関と連携しつつ、推進します。

(2) デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴って生じる新たな商品・取引等に対して、網羅的に監視が行えるよう機動的に検討・対応します。
- デジタライゼーションの飛躍的な進展及びデータの大容量化に対応するため、調査・検査におけるデジタルフォレンジック[4]技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進します。

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

- デジタライゼーションの進展、取引等の複雑化や企業のグローバル化の進展等の中で、証券監視委の使命を適切に果たしていくため、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組みます。

５．国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

- 自主規制機関が、更に主体的な役割を果たすことに資するよう、証券監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等を行い、監視態勢の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行います。
- 効果的かつ効率的な市場監視を実現する観点から、自主規制機関との連携のあり方についても検討していきます。
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視を実施していくため、自主規制機関とも連携し、市場モニタリングの充実・強化を図ります。

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

- これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、新たに市場の公正性・透明性確保や投資者保護に関連する関係機関・団体等の市場関係者との連携の拡大を通じて、全体としての市場監視機能を強化します。

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

- クロスボーダー取引等に対する市場監視に係る課題について、二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献することにより、国際連携の強化を図ります。

---

[4] 電磁的データの証拠保全・解析手法等の技術。

- また、市場監視を担う海外当局との意見交換の機会を積極的に持つことで、これら海外当局における主な法執行事例や市場監視に係る問題意識等を把握し、証券監視委における市場監視に活用します。

最後に

証券監視委は、本中期活動方針に掲げる証券監視委の目標（「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」）の実現を目指し、より一層努力してまいります。

なお、本中期活動方針は、現下の経済金融情勢等を踏まえて作成したものですが、市場を取り巻く環境が急激に変化する状況のなか、証券監視委自身の PDCA サイクル[5]によって、的確に自らの課題を洗い出し、適切な対応を行うことが重要です。そのために、外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを行いながら、その使命を果たしていきます。

[5] Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を促す手法。

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※）上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立　説明責任　フォワード・ルッキング　実効性・効率性　関係機関との協働　最高水準の追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）	機動的な市場監視（早く）	深度ある市場監視（深く）
・新たな商品・取引等への対応 ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視 ・高齢者を含む多様な投資者の保護 ・全体像の把握（部分から全体へ） ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信	・問題の早期発見・着手 ・早期の対応による未然防止 ・迅速な実態解明・処理による問題の早期是正	・問題の根本原因の究明 ・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタライゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上
- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施
- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3)市場規律強化に向けた実効的な取組み
- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4)デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成
- デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5)国内外の各機関等との連携
- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

取引調査に関する基本指針

Ⅰ．基本的考え方

１．取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

２．取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１） 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（２）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（４）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（５）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ．取引調査の実施手続等

１．調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

２．調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（１） 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ　検査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ　検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ　検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ　対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ　対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ　閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ　検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（２） 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ　質問調査の権限（金商法第 177 条）及び目的
ロ　質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等
質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。
イ　質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
ロ　法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
ハ　質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
ニ　質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
ホ　質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
ヘ　対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
ト　質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

３．調査対象先からの申入れ等
対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

４．問題発生時の対応
主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

５．災害発生時の対応
調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ．勧告
調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告

する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ．公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ．情報管理

１．情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

イ　調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

ロ　調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ　とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

２．主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ．関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ．施行日

本基本指針は平成25年８月30日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成26年４月１日から適用する。

開示検査に関する基本指針

Ⅰ　基本的考え方

1．開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること

② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2．調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（3）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

（４）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ　開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

１．実施手続

１－１．情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

（注）有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

１－２．開示検査

（１）報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

（２）立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

①　予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

②　証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

イ．検査の権限、目的及び主な検証範囲
ロ．検査への協力依頼
ハ．検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
ニ．必要な提出資料の提示
ホ．その他必要な事項

③　現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

④　その他の留意事項

イ．検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ．調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

（３）証拠の収集・保全と的確な事実認定

①　調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

②　検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③　法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

（４）その他の留意事項

①　証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

②　検査対象先の業務等への配慮

イ．調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

ロ．検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。

ハ．調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③　検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④　問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤　災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥　開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

１－３．開示検査等の終了

（１）勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（２）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（３）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

２．情報管理

（１）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ．開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ．開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ．とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（２）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（３）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ）には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

３．関係部局等との連携

（１）金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

（２）公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。

（３）金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ　その他

１．金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

２．施行日

本基本指針は、平成 25 年８月 30 日から施行する。

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

令和２年６月

証券取引等監視委員会

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

本文書は、金融商品取引業者等に対するモニタリング（証券モニタリング）に関し、証券取引等監視委員会（証券監視委）がオン・オフ一体のモニタリング[1]に取り組む中、金融庁から先に公表された方針・指針等を踏まえつつ、今後の証券モニタリングの基本的な考え方を、関連文書も含めて整理したものである。

Ⅰ.　証券モニタリングの現状と課題

1.　証券監視委のこれまでの取組

(1) リスクベースに基づくオン・オフ一体のモニタリング

証券監視委では、監督部局との連携を通じて、金融商品取引業者等の経営管理（ガバナンス）の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握し、延べ7千を超える金融商品取引業者等が抱えるリスクの特性に応じた、オン・オフ一体のモニタリングを行っている。

特にオンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像を把握したうえで、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度のある検証に取り組んでいる。

(2) 証券監視委で策定した方針等

これまで証券監視委では、上記（1）のオン・オフ一体のモニタリングを行うために、金融商品取引法を始めとする関連法令に基づくほか、以下の方針及び指針等を策定・公表し、これらを踏まえた証券モニタリングに取り組んでいる。

① 証券取引等監視委員会　中期活動方針
　証券監視委を取り巻く環境を踏まえた3年ごとの活動方針

② 証券モニタリング基本方針
　時々の経済・市場環境等を踏まえた、証券モニタリングに関する事務年度ごとの重点的な取組事項等

③ 金融商品取引業者等検査マニュアル（証券検査マニュアル）
　オンサイト・モニタリングの着眼点や留意点を例示した検査官向けの手引

④ 証券モニタリングに関する基本指針
　主としてオンサイト・モニタリングの手続

2.　証券監視委の証券モニタリングにおける今後の課題

上述のとおり、証券監視委では、監督部局との連携の下、オン・オフ一体のモニタリ

[1] 証券モニタリングは、オンサイトとオフサイトのモニタリング双方を包含している。このうち、オンサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査を示し、オフサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査以外で、金融商品取引業者等に対する報告徴取及びヒアリング等を通じた情報収集等を幅広く行う活動であり、主として監督部局と連携して行う活動を示す。

ングを行っているが、金融庁において、平成 30 年6月以来、全ての金融機関等の検査・監督をスコープに入れて、基本的な考え方の整理が行われている(注)。こうした中、証券監視委の証券モニタリングを一層効果的・効率的に行うためには、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図ることが重要な課題となっている。

以下は、証券監視委の方針及び指針等と、金融庁から公表されている検査・監督基本方針、監督指針及びディスカッション・ペーパー等との関係を含め、証券監視委の今後の証券モニタリングにおける基本的な考え方及び進め方を示すものである。

（注）金融庁における検査・監督の考え方

金融庁においては、平成 30 年6月に、検査・監督対象となる全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を定めた、「金融検査・監督の考え方と進め方」（検査・監督基本方針）を策定・公表し、以下の考え方を示している。

- 従来の定期検査だけでは、前回検査以降の環境変化や新たな課題の発生に機動的に対応できないこと等から、継続的な情報収集と対話の下に各金融機関等の特性を把握し、課題の性質に応じてオンサイトとオフサイトのモニタリングを機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする、オン・オフ一体の継続的なモニタリングへの転換
- 今後の検査・監督の進め方として、最低基準の遵守状況を確認する「最低基準検証[2]」、持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」、ベスト・プラクティスのための「見える化と探求型対話」の 3 つの手法の使い分け
- 個別のテーマ・分野（コンプライアンス・リスク管理、顧客本位の業務運営、IT ガバナンス、健全性政策等）については、監督指針とともにプリンシプルや金融機関との対話のための材料であるディスカッション・ペーパー等の活用

II. 今後の証券モニタリングについて

1. 基本的な考え方

証券監視委では、今後とも、金融商品取引業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、引き続き厳正に検証していく。

その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、将来の最低基準抵触の蓋然性も含めた問題の全体像の把握を行い、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点からの検証に際しては、引き続き、業務運営態勢（経営管理態勢、内部管理態勢・法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部（外部）監査態勢、危機管理態勢）の整備状況に着眼する[3]。

---

[2] 最低基準の中には、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目的として制定された諸法令や、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が含まれている。

[3] 証券検査マニュアルに記載のある上記 5 つの業務運営態勢の整備については、根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のため引き続き重要であることから、今後も証券モニタリングの着眼点としていく。

特に、金融グループ等に属する金融商品取引業者等のモニタリングに当たっては、監督部局等と連携し、当該金融商品取引業者等が属する金融グループ全体のビジネスモデルや経営方針等を含めた多角的な観点からモニタリングを行う。

2. モニタリングの進め方

(1) ルールベースの検証

金融商品取引法及び関連法令においては、金融商品取引業者等が市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護等を図るうえで遵守すべき最低限度のルールが規定されている。今後も、金融商品取引法及び関連法令等の規定に基づき、金融商品取引業者等の業務が適正に行われているか、引き続き厳正に検証を行っていく。その際、個別の規定の適用に当たっては、法令の趣旨・目的に遡って保護すべき重要な法益等を踏まえた検証を行う。

(2) 根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のための業務運営態勢

検知された法令違反行為等の根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価に当たっては、金融庁から公表されている監督指針[4]を踏まえ業務運営態勢の適切性を検証するほか、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら取り組む。

例えば検査・監督基本方針に関しては、事案の内容に応じて、以下の考え方を踏まえることとする。

- 問題事象の根本原因の追究を通じて将来に向けた実効性ある改善策を議論することや、ガバナンス・企業文化・内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているかを評価することが重要であること
- 足元で利用者保護や不公正取引に関する問題事象が生じていなくても、金融機関のビジネスモデル、社会経済環境、規制動向、社会的な期待目線の高まり等から将来において問題事象が発生する蓋然性が高まっている場合、将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高いこと

(3) 事務年度ごとの重点的なモニタリング方針

金融商品取引業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキングな視点からのモニタリングの方針や重点事項等は、金融庁から公表される金融行政の方針[5]等を踏まえつつ、中期活動方針や証券モニタリング基本方針において定める。

---

[4] その他監督指針等としては、信用格付業者向け、高速取引行為者向け、清算・振替機関等向けや「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」がある。

[5] 例えば令和元事務年度の場合、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」（令和元年 8 月 28 日策定）を示す。

(4) 検査手続

検査の実施手続は、引き続き証券モニタリングに関する基本指針を使用していく。

3. 証券検査マニュアルの取扱い

(1) 現状[6]

平成 13 年に策定した証券検査マニュアル[7]は、金融商品取引業者等の業務運営態勢に着眼した態勢編及び金融商品取引業者等の業務プロセスに沿って法令等遵守の確認項目を例示した業務編から構成されているところ、証券監視委においては、これまで主として検査官の手引書として活用してきた。

こうした中、現状において、態勢編は、その大部分において監督指針と内容が重複している。また、業務編は、金融商品取引業者等の取引やそのビジネスモデル等の複雑化・多様化が急速に進む環境下において、個々の金融商品取引業者等が抱えるリスクに応じた検証が求められている中、証券検査マニュアルのチェックリスト形式による一律の検証を行う意義は薄れてきたと考えられる。

(2) 証券検査マニュアルの廃止等

上記を踏まえ、証券検査マニュアルの態勢編については、オン・オフ一体のモニタリングの下、金融商品取引業者等の業務の検証において必要となる考え方も含めて、監督指針へ引き継ぐ。

また、業務編については、こうした記載項目に依拠した業務プロセスの構築が、形式面のみを重視することにつながるおそれがあり、また、本来、金融商品取引業者等がそれぞれの業務の規模や特性に応じて自ら実効性ある事務手続の方法を策定すべきものであるとの観点から、廃止[8]する。

証券検査マニュアルの態勢編及び業務編に関する上記措置は、本文書の策定と同時に実施する。

なお、証券検査マニュアル廃止後の証券モニタリングに関係する方針・指針等については、別紙のとおりとなっている。

以上

---

6 金融庁においては、令和元年 12 月に預金取引等金融機関や保険等の検査マニュアルを廃止した。

7 元々、「証券会社に係る検査マニュアル」として平成 13 年6月に策定・公表。その後、「証券検査マニュアル」、「金融商品取引業者等検査マニュアル」に改名して存続してきた。

8 「金融商品取引業者等検査マニュアル」の別冊である「信用格付業者検査マニュアル」も併せて廃止する。

施行日

令和２年６月 26 日　策定

（別紙）

令和３年１月 12 日現在

証券検査マニュアル廃止後における
証券モニタリング関係の方針・指針等[9]

【証券監視委公表分】

○ 今後の証券モニタリングの基本的な考え方 （令和2年6月 26 日策定）
○ 証券モニタリングに関する基本指針
（平成 17 年7月 14 日策定　直近改正：令和3年1月 12 日）

○ 証券取引等監視委員会　中期活動方針（第 10 期）（令和2年1月 24 日公表）
○ 令和2事務年度　証券モニタリング基本方針 （令和2年8月4日策定）

【金融庁公表分】

○ 金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）
（平成 30 年6月 29 日策定）

（監督指針等）

○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
（平成 19 年9月 30 日策定　直近改正：令和2年 12 月 23 日）
○ 信用格付業者向けの監督指針
（平成 22 年4月1日策定　直近改正：令和2年 12 月 23 日）
○ 高速取引行為者向けの監督指針
（平成 29 年 12 月 27 日策定　直近改正：令和元年 12 月 18 日）
○ 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
（平成 25 年 12 月 10 日策定　直近改正：令和2年 12 月 23 日）
○ 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針
（平成 25 年8月2日策定　直近改正：令和元年 12 月 18 日）
○ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン
（平成 30 年2月6日制定　直近改正：平成 31 年4月 10 日）

（ディスカッション・ペーパー等）

○ コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）（平成 30 年 10 月 15 日策定）
○ 金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）
（平成 31 年3月 29 日策定）
○ 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理
（令和元年6月 21 日策定）
○ 金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題
（令和元年6月 28 日公表）

○ 顧客本位の業務運営に関する原則 （平成 29 年3月 30 日公表）

○ 令和2事務年度　金融行政方針　　（令和2年8月 31 日策定）

[9] これらの方針・指針等が改定・実施された場合、特に別段の定めがある場合を除き、改定後の方針・指針等に基づくものとする。

証券モニタリングに関する基本指針

令和３年１月

証券取引等監視委員会

本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施するオンサイト・モニタリング（法令に基づくオンサイトによる検査を指す。以下、本指針では「検査」と表記する。）に係る基本的な手続を示したものである。

検査は、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施する上での一手段であり、ルールベースの検証のみにとどまらず、根本原因の究明や、フォワードルッキングな観点からの検証も行う。他方で、検査は検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要である。

そのため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要である。

したがって、本指針について検査対象先が理解していることを確認するとともに、本指針に規定のない取扱いを行う際には、随時、検査対象先へ説明する等の配慮が必要である。

（注１）証券モニタリングとは、検査とオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オフサイト・モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

（注２）本指針において、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

Ⅰ　検査の準備

1．検査官の心構え

検査官は、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

（3）効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル（業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。）や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因（例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス（経営管理態勢を指す。以下同じ。）等）の究明に努めなければならない。

（4）自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するよう

に努めなければならない。

2．検査実施の検討

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、オフサイト・モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

（1）検査対象先の選定

検査の実施に当たり、オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。

（2）検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について行う検査をいう。

（3）検査の方法

一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③ グループ等一体型検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して必要に応じて一体的に行う検査をいう。

④ 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時

期を同じくして行う検査をいう。

（注）留意事項

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

３．検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式１）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

４．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

５．予告検査

（１）予告検査

臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（２）検査予告時期

検査予告は臨店検査着手日のおおむね１週間から２週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ１．（１）ロ参照）。

６．検査の実施

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

Ⅱ　検査の手順等

１．臨店検査

（１）検査命令書等の提示及び説明事項

イ．主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

①　検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）

②　検査への協力依頼（検査を受けて（予告検査の場合は、検査予告後）、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する。）

③　検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）

④　検査関係情報（Ⅱ１．（２）①参照）の第三者への開示制限の概要

⑤　意見申出制度の概要（Ⅲ１．「意見申出制度」参照）

⑥　検査モニターの概要（Ⅲ２．「検査モニター」参照）

⑦　必要な提出資料の提示（Ⅶ２．「提出資料一覧」参照）

⑧　その他必要な事項

なお、検査官は、相手方に検査証票を提示できるよう、常に携帯する必要がある。

ロ．予告検査の場合には、検査予告時に、ⅰ．上記①及び②の項目の説明、ⅱ．臨店検査着手日の伝達並びにⅲ．これ以降の資料保存等の要請をするとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示をするもの

とする。また、それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明するものとする。

（２）検査関係情報の第三者への開示制限

①　臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

・検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。

・適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。

・上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式２））に記名すること。

②　第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

イ．主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名を受けるものとする。

ロ．ただし、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。

③　検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ．主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、検査対象先から第三者への開示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式３））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

・検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
・検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
・検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ただし、以下の場合には開示承諾申請を要しないものとする。

・検査対象先の経営管理会社への開示であって、過去の検査において、当該経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合（当該経営管理会社に変更がない場合に限る。）
・検査期間中に主任検査官の求めにより、検査対象先が、第三者（例えば、業務委託先）に検査に係る事項について確認をするため当該第三者に対して行う開示であって、当該確認のため必要な限度内で検査関係情報を開示する場合
・検査対象先が、検査期間中に、当該検査対象先と契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に対して相談のために行う開示であって、当該開示について事前に主任検査官に報告が行われ、主任検査官が検査の実行性及び保秘の観点から支障がないと判断した場合

ロ．検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、ⅰ．開示の必要性、ⅱ．開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、ⅲ．検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

（３）検査資料の徴求

①　既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

②　資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を明確に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、徴求する資料の重複等がないように努めるものとする。

③　資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

④　資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

（４）現物検査

①　検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

②　検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

（５）検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

①　小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

②　臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、やむを得ない事情により就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

（６）双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

①　臨店検査初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

②　臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回し、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努める。

③　臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた

事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

④　主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

（７）事実の解明又は認定

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

（８）計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

（９）事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

①　整理票（別紙様式４）

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

②　質問票（別紙様式５）

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

③　モニタリング確認票（別紙様式６）

検査基準日現在で具体的な問題は生じていないものの、ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項（以下「留意すべき事項」という。）について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、深度ある議論により検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書に記載することを前提としていることを伝える。

（10）業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

（11）臨店検査におけるその他の留意事項

①　ヒアリングへの他の役職員の同席

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

②　検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券取引等監視委員会事務局証券検査課証券検査指導官（以下「証券検査指導官」という。）と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、必要な指示を受けるものとする。

③　反面調査

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認（反面調査）を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

④　業務委託先等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、業務委託先、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）する。当該検査については、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

⑤　問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等（以下「検査拒否等」という。）により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。）。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

⑥　災害発生時等の対応

イ．主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）は、必要に応じて主任

検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

ロ．主任検査官は、災害以外にも、以下の場合等においては、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告）し、指示を受けるものとする。検査の一時的な中断又は中止の検討、検討の結果については、上記と同様の取扱いとする。

ａ．一時的な中断の検討

・検査対象先の作業に長時間を要する場合

・検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合

ｂ．一時的な中断又は中止の検討

・会社の消滅、重大なシステム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合

⑦　検査対象先が提出する書類における記載上の留意点

別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手続に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。

⑧　検査対象先が提出する書類の提出方法

検査対象先が提出する書類は、電子メールを利用する方法により提出することができる。

２．臨店検査終了後

（１）検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、証券取引等監視委員会事務局証券検査課審査担当係（財務局等にあっては、審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

（２）講評等

①　主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

ただし、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

ロ．上記イ．のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

②　主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③　講評の際の出席者

イ．証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

ロ．検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④　講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断した場合は、その他の手段により伝達）する。なお、講評（留意すべき事項を除く）は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容を伝えるものとする。

また、主任検査官は必要に応じて、検査対象先の監査関係者に対しても検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な

取組みの促進に資するよう努めるものとする。

（３）検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあっては、財務局長等説明等の後）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様式７）。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭等適宜の方法により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、３か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

（４）勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

（５）検査結果の公表等

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

①　勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。

②　勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。

③　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成 27 年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重

大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。

④　証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

（６）検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のオフサイト・モニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

Ⅲ　意見申出制度・検査モニター

１．　意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。（Ⅱ１．（１）イ．⑤参照）

（２）意見申出制度の概要

①　意見申出書の提出等

イ．申出者（検査対象先の代表者）は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書（別紙様式８）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

（注）上記意見相違事項以外の申出内容（法令解釈、新たな論点、新たな主張等）は対象外となる。

ハ．意見申出書の提出期間は、検査対象先の責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書が郵送により提出された場合、消印が提出期間内（提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式９）を提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

ヘ．証券監視委事務局長は、提出された意見申出書が下記に該当する場合、速やかに申出者に対して意見申出書の受付日及び不受理の理由を記載した意見申出不受理決定通知書（別紙様式 10）を申出者に送付することとし、申出者の求めに応じて、意見申出書及び説明書類を返却することができる。

・意見相違事項が上記ロ．（注）に該当する場合

・上記ハ．に定める期限を超えて提出された場合

②　審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査終了通知書（案）に反映させる。

③　審理結果の回答方法

申出者（検査対象先）に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

２．　検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。（Ⅱ１．（１）イ．⑥参照）

（２）検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

①　意見受付（アンケート方式）

イ．意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙（別紙様式 11）に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査終了日から検査終了通知書交付後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

②　意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査開始から検査終了通知書交付前までの間に検査対象先を訪

問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注）実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③　処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

Ⅳ　英語による提出書類の作成等に関する特例

金融商品取引業等に関する内閣府令第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件（令和　年金融庁告示第　号）第２条第１項第１号の規定の適用を受けて金商法第29条の登録又は同法第31条第４項の変更登録を受けた者は、次に掲げる書類（③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄）について、英語で作成（記載）し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成（記載）するものとする。

①　第三者非開示承諾書　別紙様式２
②　検査関係情報開示承諾申請書　別紙様式３－１、３－２
③　整理票「事実関係に対する認識」欄　別紙様式４
④　質問票「質問事項に対する回答」欄　別紙様式５
⑤　モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄　別紙様式６
⑥　意見申出書　別紙様式８
⑦　意見申出書の取下げについて　別紙様式９
⑧　検査モニター【アンケート方式】　別紙様式 11
⑨　臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料（Ⅶ２.「提出資料一覧」参照）

なお、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記の登録又は変更登録を受けた者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。

Ⅴ　関係部局・自主規制機関等との連携等

1．関係部局との連携等

（1）財務局等

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査対象先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

（2）監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査とオフサイト・モニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

2．自主規制機関等との連携等

（1）自主規制機関

自主規制機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上を図るものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

（2）他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等

との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

（３）捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

（４）海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、ＩＯＳＣＯに加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（ＭＭｏＵ）等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

（５）その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等（金融商品取引業者等を含む。）に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

Ⅵ　施行日

本指針は、平成 17 年７月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）
本指針は、平成 18 年７月３日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 19 年９月 30 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 20 年８月 11 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 21 年６月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年７月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 23 年７月４日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 24 年７月 23 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 25 年８月８日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 27 年４月３日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 29 年４月３日から適用する。
（改正）
本指針は、令和元年５月７日から適用する。
（改正）
本指針は、令和２年９月 17 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和２年 12 月 23 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和３年１月 12 日から適用する。

Ⅶ　参考

１．検査のイメージ図
２．提出資料一覧

（別紙）
・様式１　　検査命令書
・様式２　　第三者非開示承諾書
・様式３－１　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社用）
・様式３－２　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社以外用）
・様式４　　整理票
・様式５　　質問票
・様式６　　モニタリング確認票
・様式７　　検査終了通知書
・様式８　　意見申出書
・様式９　　意見申出取下書
・様式10　　意見申出不受理決定通知書
・様式11　　検査モニター用紙
※　上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先
（１）金融商品取引業者等（金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の３第２項において準用する第 63 条の６、第 194 条の７第２項第２号の２及び第３項を含む。）
（２）金融商品取引業者の主要株主等（金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
（３）特別金融商品取引業者の子会社等（金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項）
（４）指定親会社（金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項）
（５）指定親会社の主要株主（金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項）
（６）取引所取引許可業者（金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）
（７）電子店頭デリバティブ取引等許可業者（金商法第 60 条の 14 第２項において準用する第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）

（８）適格機関投資家等特例業務届出者（金商法第 63 条の６、第 194 条の７第２項第２号の２及び第３項）
（９）金融商品仲介業者（金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及び第３項）
(10) 信用格付業者（金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項）
(11) 高速取引行為者（金商法第 66 条の 67、第 194 条の７第２項第３号の３及び第３項）
(12) 認可金融商品取引業協会（金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項）
(13) 認定金融商品取引業協会（金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項）
(14) 投資者保護基金（金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項）
(15) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項）
(16) 株式会社金融商品取引所の主要株主等（金商法第 106 条の６第１項（同条第２項において準用する場合を含む）、第 194 条の７第３項）
(17) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項）
(18) 金融商品取引所持株会社の主要株主等（金商法第 106 条の 20 第１項（同条第２項において準用する場合を含む）、第 194 条の７第３項）
(19) 金融商品取引所持株会社等（金商法第 106 条の 27（第 109 条において準用する場合を含む）、第 194 条の７第３項）
(20) 金融商品取引所（金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
(21) 自主規制法人（金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
(22) 外国金融商品取引所（金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第３項）
(23) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 156 条の５の４、第 194 条の７第３項）
(24) 金融商品取引清算機関の主要株主（金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項）
(25) 金融商品取引清算機関（金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項）
(26) 外国金融商品取引清算機関（金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の７第３項）

(27) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項)
(28) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項)
(29) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の７第３項)
(30) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の７第３項)
(31) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第 22 条第１項、第 225 条第３項)
(32) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項)
(33) 投資法人(投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項)
(34) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項)
(35) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項)
(36) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。)第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項)
(37) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第１項、第 290 条第３項)
(38) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項)
(39) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第１項、第 286 条第２項)
(40) その他、上記(１)から(39)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、適格機関投資家等特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第 16 条第１項、第 22 条第６項第１号）

ロ. 登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 16 条第１項、第 22 条第６項第２号）

ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 16 条第１項、第 22 条第７項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

令和２年８月４日
証券取引等監視委員会

令和２事務年度[1]　証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。

こうした中、証券モニタリング[2]の役割は、金融商品取引業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すとともに、迅速かつ深度ある実態解明を行うことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委では、本年１月に公表した第 10 期中期活動方針において、リスクベース・アプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリングを掲げる中、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」[3]（以下「実践と方針」という。）等を念頭に置きつつ、金融庁関連部局と連携して、オン・オフ一体の証券モニタリングに取り組んでいる。

こうした中、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図り、オン・オフ一体の証券モニタリングを一層推進していく観点から、証券監視委では、本年６月に「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定・公表[4]し、証券監視委の方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組んでいくことを表明したところである。

今般、令和２事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

１．証券モニタリングの取組方針

（１）金融商品取引業者等を巡る環境

---

1 令和２事務年度は令和２年７月から令和３年６月までを指す。

2 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

3 「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し平成 30 事務年度から公表

4 その一環として、「金融商品取引業者等検査マニュアル」（いわゆる証券検査マニュアル）等を廃止した。

世界経済は、今年年初まで緩やかに回復し続け、国内の株式市場では、株価は昨年後半に上昇したが、売買高は減少し、金利は歴史的な低水準を継続した。こうした状況の下、金融商品取引業者等においては、取引手数料を巡る競争の激化もあり、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が困難となってきている。

また、デジタライゼーションは着実に進展し、証券業界では、HFT の取引量の伸長や、制度改正により新たに暗号資産デリバティブが規制の対象となるほか、電子記録移転権利に係る規制が整備される等、これらの内部管理態勢構築の重要性も高まっている。

このほか、サイバー攻撃については、来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、強固なサイバーセキュリティが引き続き必要となっている。

さらに、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）についても、FATF 第４次対日相互審査を踏まえつつ、対応の高度化を進めていく必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、我が国を含む金融・資本市場は不安定化しており、今後とも、新型コロナウイルス感染症が経済や市場に与える影響を十分注視していく必要がある。

（２）証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,500 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「基本的な考え方」を踏まえながら、金融商品取引業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、金融商品取引業者等証券モニタリングの対象業者全体について、金融庁関連部局等と連携して、業態、規模だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定するオン・オフ一体の取組を継続していく。

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部

管理態勢の構築等を促していくこととする。

（３）昨事務年度の取組

昨事務年度は、証券会社については、ビジネスモデルの動向やバックオフィス業務の海外委託の進捗状況等に重点を置いて情報を収集し、各社のリスクを把握した上で積極的にオンサイト・モニタリングを実施した。その結果、一部の証券会社において、顧客に対する損失補てんなど悪質な法令違反行為が認められたほか、高齢者顧客の投資意向を軽視した勧誘、営業員主導の手数料獲得を目的とした取引、投資信託の売り止め等営業姿勢や顧客対応に問題がある事例が複数認められた。また、AML/CFT について、国際的な関心の高まりを踏まえ、重点的に検証を行った。

投資運用業者については、利益相反管理等の観点から、企業グループに属する投資運用業者や主として運用を外部に委託している投資運用業者、私募リートの運用業者について、オンサイト・モニタリングを実施した。その結果、投資信託の計理業務の委託契約の解約に際し、委託先から、委託先のグループ会社がカストディアンである投資信託（当社が運用）におけるカストディフィーの値上げを解約条件として提示され、その合理性について何ら確認することなく受け入れた結果、当該業務委託契約に全く責任関係のない顧客（投資信託の受益者）の財産において費用負担が増加するという、顧客のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者については、多数の対象業者の中から、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、オンサイト・モニタリングを実施した。この結果、投資助言・代理業者については、第三者への名義貸しを行っていた事例、業者の比較サイトに実際には広告業務委託先が作成したにも関わらず第三者から投稿されたかのように装い虚偽の助言実績を掲載していた事例、顧客取引を利用して顧客以外の者の第三者の利益を図る目的で正当な根拠を有しない助言を行っていた事例等、複数の不適切な事例が認められた。

また、信用格付業者に対しても、オンサイト・モニタリングを実施した。

さらに、無登録で第二種金融商品取引業を行い、一般投資家に多額の被害を与えていた事案等複数の事案について、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを行った。

（４）今事務年度の取組方針

近年、多くの金融商品取引業者等においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、営業手法として

預かり資産拡大による安定的な収益構造へ変革を図っている一方、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きがみられている。

また、新型コロナウイルス感染症が金融商品取引業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視していく必要がある。

こうした中で、今事務年度は、上記の動きに着目したリスクアセスメントを行い、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施して、深度ある検証を行っていく。

① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

また、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなど、関係機関等と一層緊密に連携しながら、投資者被害の拡大防止に向けた取組を積極的に進めていく。

2．業態横断的なテーマ別モニタリング事項

業態横断的なテーマ別モニタリング事項としては、以下の項目について、「実践と方針」等を念頭に置きつつ、テーマ毎に求められる適切な手法を通じて、金融庁関連部局と連携して検証等モニタリングを行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化

例えば、ⅰ.価格変動が著しい投資資産を有する顧客への対応状況、ⅱ.投資者の不安に乗じた悪質な取引、ⅲ.従来型の対面営業に依存したビジネスモデルの持続可能性など、著しい環境変化による財務面を含む経営への影響、ⅳ.資金調達需要に対応する引受業務の適切性等の検証を行う。

② 適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた顧客本位の業務運営の定着状況

例えば、過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資

家への不適切な営業の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況、更にはこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目していく。

③ サイバーセキュリティ対策の十分性やブロックチェーンを活用した証券ビジネスを含めたシステムリスク管理の対応状況

④ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況

⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

３．規模・業態別の主な検証事項

昨事務年度のモニタリングの結果や新型コロナウイルス感染症の証券分野への影響を踏まえつつ、金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

（１）大手証券会社グループ[5]

大手証券会社グループについては、引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組、プリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組や AML/CFT への取組状況等について、モニタリングを行う。

また、取組方針を踏まえた私募案件組成、投資事業のリスク、海外を含めたグループ全体のリスク管理等についてのモニタリングを行う。

３メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についても検証を行う。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施する。

（２）外国証券会社

外国証券会社については、グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展状況やビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理

[5] 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

態勢の整備状況等の検証を行う。

また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する金融商品の動向や当該商品のリスクについて検証を行う。

（３）ネット系証券会社

ネット系証券会社については、インターネットを利用した取引が拡大する中、銀行や非金融グループとの提携関係によるシナジー効果等グループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、取扱金融商品の増大や金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等に係る内部管理態勢の整備状況の検証を行う。

また、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況も引き続き検証を行う。

（４）準大手証券、地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出の進展、さらに新型コロナウイルス感染症の影響もあり経営環境が厳しい中、これまでの検査において、外国株式、高利回り金融商品等における不適切な勧誘行為等、投資者保護の観点から問題のある行為が複数の社で認められていることから、適合性原則への対応も含め、こうした点について引き続き厳正に検証を行う。

さらに、外国資本等の参加により主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から検証を行う。

（５）外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者については、リスク情報の開示状況、ストレステストの実施と自己資本への反映状況等、決済リスク管理等の強化に係る内閣府令を踏まえた取組状況の検証を行う。

（６）投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するため、引き続き、利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等について検証を行う。

また、適正な時価を把握する体制の整備状況等について検証を行う。代替資産への投資については、現状把握を継続する。

（７）投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、これまでの検査結果を踏まえ、顧客に誤解

を生じさせる広告手法を用いていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等引き続き検証を行う。

（８）第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

第二種金融商品取引業者（含む貸付型ファンドの販売業者）及び適格機関投資家等特例業務届出者については、高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証を行う。

（９）その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースでのモニタリングを行う。

（10）無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、第一種金融商品取引業者が行う高速取引行為関連の業務については、誤発注又は異常動作等の防止を図るための注文管理態勢及びシステム管理態勢等受託業務における内部管理態勢の整備状況のほか、取引所・私設取引システム（PTS）・ダークプールといった複数の市場をまたぐ注文執行、売買管理等についても検証を行う。

また、金融商品取引法の改正により制度・規制が整備された暗号資産デリバティブや電子記録移転権利、商品先物等に係る業務については、金融庁関連部局等と連携しながら情報分析を進め、各業態のリスク特性に応じた検証を行う。

４．関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から、直接の意思疎通による情報共有等も含めて緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査も実施する。証券監視委は、例えば複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合には、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討を行う等、指導・調整機能を発揮していく。こうした各財務局等の活動を支えるために、証券監視委は、必要な研修等にも注力してい

く。

また、自主規制機関とは引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知した内容やその時々の問題意識を随時共有することで、モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

５．モニタリング結果の情報発信・その他の取組

モニタリングを通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局と連携して金融商品取引業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

第３章

証券監視委の活動実績等

3－1　証券監視委の活動状況

総括表

（単位：件数）

区分＼年度	平成4～27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
犯則事件の告発	181	7	4	8	3	2	205
勧告	899	91	38	54	49	29	1,160
証券検査結果等に基づく勧告	514	35	10	11	14	5	589
課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）	287	51	26	33	29	14	440
課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）	94	5	2	10	6	10	127
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく勧告等	59	23	4	0	2	0	88
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	17	1	2	2	3	1	26
建議	24	0	0	2	0	0	26
証券検査	3,646	61	25	68	73	47	3,920
金融商品取引業者	3,016	37	25	55	64	41	3,238
第一種金融商品取引業者	2,195	16	19	35	44	34	2,343
第二種金融商品取引業者	276	9	2	7	4	1	299
投資運用業者、投資助言・代理業者	545	12	4	13	16	6	596
登録金融機関	346	0	0	3	2	0	351
適格機関投資家等特例業務届出者	114	20	0	4	0	2	140
金融商品仲介業者	68	2	0	4	2	2	78
信用格付業者	9	0	0	0	1	1	11
自主規制機関等	32	0	0	0	2	0	34
投資法人	48	1	0	1	1	0	51
その他	13	1	0	1	1	1	17
取引審査	14,816	1,142	1,099	1,052	1,061	965	20,135

（注）

1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。

2. 課徴金納付命令勧告（不公正取引）の計数は、命令対象者ベースの件数である。

3. 上記の第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）の支店単独検査を実施している。

4. 平成18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

5. 平成24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」の件数には、金商法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。

6. 平成28年度、29年度及び令和元年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

3－2　市場分析審査実施状況

第1節
3-2
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

1. 取引審査実施状況

（単位：件数）

区分＼年度		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
価格形成に関するもの		98	83	70	78	60
インサイダー取引に関するもの		1031	1,002	977	976	900
そ の 他		13	14	5	7	5
合　計		1,142	1,099	1,052	1,061	965
	（証券監視委）	482	455	427	453	429
	（財務局等）	660	644	625	608	536

（注）「会計年度ベース」4月～翌年3月。

2. 情報の受付状況

（単位：件数）

区分＼年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
合　計	7,758	7,600	6,147	7,019	5,798	6,300
うち年金運用ホットライン	1	3	1	0	0	0
インターネット	5,510	5,569	4,551	5,097	4,114	4,529
電　話	1,689	1,370	1,092	1,452	1,295	1,328
文　書	451	475	358	332	275	385
来　訪	32	34	26	28	10	11
財務局等から回付	76	152	120	110	104	47

（注）年金運用ホットラインは、平成24年４月に運用開始

第1節
3-2
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

3. 情報の内容別受付状況

（単位：件数）

区分 ＼ 年度	平成27	平成28	平成29	令和30	令和元	令和2
A. 個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	80	36	4	1	1	0
2. 相場操縦	3,147	2,822	2,270	3,194	2,574	2,764
3. インサイダー取引	283	390	299	355	278	361
0. その他	1,917	2,395	1,911	1,866	1,220	1,559
b. 開示						
1. 大量保有報告書の虚偽記載	5	2	2	11	4	0
2. 大量保有報告書の未提出	6	13	9	16	16	19
0. その他	10	3	1	5	2	0
（小計）	5,448	5,661	4,496	5,448	4,095	4,703
B. 発行体						
a. 法定開示						
1. 無届募集	8	5	5	5	2	0
2. ファイナンス	13	4	4	8	0	2
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	191	135	96	92	69	83
4. 有価証券報告書等の未提出	2	11	0	2	2	1
5. 内部統制報告	1	0	1	0	0	0
6. 無届公開買付	0	1	0	0	0	0
0. その他	31	21	8	12	16	8
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	47	22	21	8	25	22
0. その他	5	9	10	11	25	52
c. その他						
1. ガバナンス等	38	32	14	13	5	0
0. その他	105	114	77	49	89	102
（小計）	441	354	236	200	233	270
C. 金融商品取引業者等						
a. 禁止行為等						
1. 断定的判断を提供した勧誘	202	168	19	0	1	0
2. 無断売買	36	19	7	8	5	5
3. 損失保証・補てん	4	1	1	8	3	2
4. 虚偽告知	0	0	0	0	0	0
5. 無登録での募集・私募の取扱い	0	1	0	1	0	0
0. その他法令違反	58	89	107	54	30	49
b. 業務の運営状況						
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	0	5	6	4	6	0
2. システム関連	38	28	25	18	15	13
3. 投資運用関連	3	4	7	0	1	6
0. その他営業姿勢に関するもの	564	295	263	277	272	185
c. 経理						
1. 法定帳簿に関する不正	0	1	1	0	0	0
2. 財務の健全性・リスク管理	2	1	1	0	0	0
d. 協会・取引所ルール						
1. 自主ルール違反	6	2	0	2	0	2
e. その他						
0. その他	119	184	162	188	164	146
（小計）	1,032	798	599	560	497	408
D. その他						
a. 意見・要望等						
1. 委員会に対する意見等	113	45	62	101	159	157
2. 証券行政・政策に対する意見等	61	46	33	47	24	36
b. その他						
1. 無登録業者	306	311	207	232	171	211
2. 未公開株	15	14	13	17	4	15
3. 適格機関投資家等特例業者等	44	27	19	16	6	3
0. その他	298	344	482	398	609	497
（小計）	837	787	816	811	973	919
合計	7,758	7,600	6,147	7,019	5,798	6,300

（注1）情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年４月に新設した区分

（注2）平成27年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

4. 情報提供が調査・検査等に活用された近年の事例

（1） 不公正取引関係

＜事例1＞ A社の子会社の代表者に関し、A社に係る業績下方修正の情報を知りながら、その公表前にA社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。

＜事例2＞ B社の社員に関し、B社が売上高を過大に計上していたことが判明したことを知りながら、公表前にB社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。

（2） 開示規制違反関係

＜事例3＞ C社に関し、連結子会社がその取引先に対して行った融資が架空取引であるとの情報提供を受け、調査等を行った結果、別の連結子会社において不適切な売上を計上していたことが判明し、連結売上高の過大計上による有価証券報告書の虚偽記載が認められた。

＜事例4＞ D社に関し、連結子会社を使った循環取引を行っているとの情報提供を受け、調査等を行った結果、売上の架空計上などによる有価証券報告書の虚偽記載が認められた。

（3） 金商業者関係

＜事例5＞ 適格機関投資家等特例業務届出者E社に関し、E社が販売した集団投資スキーム（ファンド）持分の配当が支払われなくなっている等との情報提供を受け、検査を行った結果、無登録で金融商品取引業を行っている状況や投資者保護上重大な問題のある業務運営（虚偽の説明による取得勧誘等）を行っている状況等が認められた。

＜事例6＞ F証券会社に関し、他の証券会社から紹介された金融商品について、当社における適切な審査を行わず幹部の判断のみで商品導入・販売を行っているとの情報提供を受け、検査を行った結果、金融商品取引契約の締結・勧誘において、商品の安全性や発行会社の財務の健全性等について審査を行わないまま、虚偽の表示をする行為が認められた。

3－3　勧告等実施状況

第1節
第2節
3-3
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

1. 勧告実施件数一覧表

（単位：件数）

区分＼年度	平成4～27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
勧告件数	899	91	38	54	49	29	1,160
行政処分に関する勧告	514	35	10	11	14	5	589
証券検査の結果に基づく勧告	501	35	10	11	14	5	576
証券監視委の行った検査等にかかるもの	159	9	2	4	3	1	178
財務局長等の行った検査等にかかるもの	343	26	8	7	11	4	399
取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告	17	0	0	0	0	0	17
課徴金納付命令に関する勧告	381	56	28	43	35	24	567
取引調査の結果に基づく勧告	264	47	24	30	28	14	407
国際取引等調査の結果に基づく勧告	23	4	2	3	1	0	33
開示検査の結果に基づく勧告	94	5	2	10	6	10	127
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	0	4

・ 行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。

・ 平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

・ 課徴金納付命令に関する勧告のうち、取引調査の結果に基づく勧告及び国際取引等調査の結果に基づく勧告については、課徴金納付命令対象者ベースで計上。

2. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
平成18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
平成19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
平成20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
平成21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
平成22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
平成23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
平成24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
平成25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
平成26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
平成27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
平成28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
平成29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
平成30	33	412,105,000	23	36,650,000	7	373,405,000	3	2,050,000
令和元	29	280,085,000	24	240,730,000	5	39,355,000	0	0
令和2	14	430,440,000	8	41,610,000	6	388,830,000	0	0
合計	440	7,470,077,935	344	937,810,000	91	2,421,927,935	5	4,110,340,000

開示規制違反等

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
平成19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
平成20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
平成21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
平成22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
平成23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
平成24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
平成25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
平成26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
平成27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
平成28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
平成29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
平成30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0
令和元	6	2,746,955,000	6	2,746,955,000	0	0
令和2	10	2,746,854,996	10	2,746,854,996	0	0
合計	127	22,274,539,975	126	22,267,039,975	1	7,500,000

（注）

1　年度とは当年4月～翌年3月をいう。

2　課徴金額は勧告時点のもの。

3　不公正取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件（内部者取引、課徴金額550,000円）及び令和元年度に個人に対し行われた1件（内部者取引、課徴金額660,000円）については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

4　開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件（課徴金額120,730,000円）については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

5　その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3. 金商業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～令和2年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	IGMフィナンシャルグループ	R2.4.14	金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況
2	関東	プログレスマインド	R2.6.12	無登録業者に対する名義貸し 不適切な業務運営 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
3	関東	FXプライムbyGMO	R2.8.4	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
4	関東	クリエイトジャパン	R2.11.13	経営管理態勢等が極めて杜撰であることにより、長期間にわたり、継続的かつ恒常的に多数の営業員により法令違反行為が行われている状況
5	証券監視委	あいグローバル・アセット・マネジメント	R3.1.29	投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況

		2年度
証券監視委		1
財務局		4
	関東	4
合計		5

3－4　証券検査実施状況

第1節
第2節
第3節
3-4
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

1. 検査実施状況一覧表

（単位：件数）

区分＼年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
合計	185	61	25	68	73	47
（証券監視委）	(37)	(16)	(6)	(17)	(20)	(8)
（財務局長等）	(148)	(45)	(19)	(51)	(53)	(39)
金融商品取引業者	128	37	25	55	64	41
（証券監視委）	(21)	(8)	(6)	(14)	(15)	(6)
（財務局長等）	(107)	(29)	(19)	(41)	(49)	(35)
第一種金融商品取引業者	61	16	19	35	44	34
（証券監視委）	(13)	(2)	(4)	(10)	(9)	(4)
（財務局長等）	(48)	(14)	(15)	(25)	(35)	(30)
第二種金融商品取引業者	32	9	2	7	4	1
（証券監視委）	(4)	(2)	(2)	(2)	(2)	(0)
（財務局長等）	(28)	(7)	(0)	(5)	(2)	(1)
投資助言・代理業者	28	8	4	8	10	2
（証券監視委）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(27)	(8)	(4)	(8)	(10)	(2)
投資運用業者	7	4	0	5	6	4
（証券監視委）	(3)	(4)	(0)	(2)	(4)	(2)
（財務局長等）	(4)	(0)	(0)	(3)	(2)	(2)
登録金融機関	1	0	0	3	2	0
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(1)	(0)	(0)	(3)	(2)	(0)
適格機関投資家等特例業務届出者	30	20	0	4	0	2
（証券監視委）	(9)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(21)	(14)	(0)	(4)	(0)	(2)
金融商品仲介業者	19	2	0	4	2	2
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
（財務局長等）	(19)	(2)	(0)	(3)	(2)	(2)
信用格付業者	0	0	0	0	1	1
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	3	0	0	0	2	0
（証券監視委）	(3)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	1	1	0	1	1	0
（証券監視委）	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	3	1	0	1	1	1
（証券監視委）	(3)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

2．1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分＼年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	141	235	193	179	169	175
	第二種金融商品取引業者	28	139	261	161	83	89
	投資助言・代理業者	29	93	85	155	113	168
	投資運用業者	108	159	136	123	136	195
登録金融機関		0	40	0	58	39	0
適格機関投資家等特例業務届出者		66	121	154	34	51	0
金融商品仲介業者		19	66	61	103	32	105
信用格付業者		0	0	0	0	0	210
自主規制機関等		0	61	0	0	132	0
その他		28	0	306	0	406	533

（注）上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。
ただし、平成 28 年3月までの数値については、当該期間中に、検査に着手のうえ終了したもののみを算出の対象としている。

第1節
第2節
第3節
3-4
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

3. 検査結果の状況

（1） 検査終了件数

（単位：件数）

区分＼年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査終了件数	191	94	41	56	76	53
金融商品取引業者	128	57	33	49	66	44
第一種金融商品取引業者	58	25	21	31	46	35
第二種金融商品取引業者	33	12	6	7	4	2
投資助言・代理業者	31	14	4	7	11	3
投資運用業者	6	6	2	4	5	4
登録金融機関	0	1	0	2	3	0
適格機関投資家等特例業務届出者	35	27	5	2	2	0
金融商品仲介業者	18	5	2	3	1	4
信用格付業者	2	0	0	0	0	2
自主規制機関等	3	3	0	0	2	0
投資法人	2	1	0	0	1	1
その他	3	0	1	0	1	2

（2） 問題点が認められた業者等の数

区分＼年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
問題点が認められた業者等の数	72	67	35	40	51	21
不公正取引に関するもの	3	4	3	4	4	2
投資者保護に関するもの	54	61	12	18	23	10
財産・経理等に関するもの	7	11	1	2	2	0
その他業務運営に関するもの	32	26	25	25	38	12

（注1）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点（留意すべき事項を含む）を指摘した会社等の数をいう。

（注2）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3－5　勧告等事案の概要一覧表

1．取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（令和2年4月～令和3年3月）

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
1	2.4.17	【違反行為】相場操縦（金商法第174条第1項） 【銘柄名】三信建設工業（東証JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 会社役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、三信建設工業株式会社（平成30年9月18日上場廃止）の株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、平成30年5月16日午後1時11分頃から同年6月5日午前9時6分頃までの間、自己及び親族の計算において、同株式合計7万1,000株につき、27回にわたって自己による売買の注文を対当させ、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買をしたものである。 【課徴金額】3億3,475万円	審判手続開始決定日 令和2年4月24日 審判手続中 （令和3年3月31日現在）
2	2.4.17	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第2項） 【銘柄名】三信建設工業（東証JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社アクティオホールディングスとの契約締結交渉者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、公開買付者である株式会社アクティオホールディングス（以下「アクティオHD」という。）との間で行っていた公開買付けに関する契約の締結の交渉に関し、アクティオHDの業務執行を決定する機関が、三信建設工業株式会社（以下「三信建設工業」という。平成30年9月18日上場廃止）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成30年6月25日より前の同月5日から同月14日までの間、自己の計算において、三信建設工業株式合計5,000株を買付価額合計266万円で買い付けたものである。 【課徴金額】70万円	審判手続開始決定日 令和2年4月24日 審判手続中 （令和3年3月31日現在）
3・4	2.9.11	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第2項） 【銘柄名】北川工業（名証2部） 【課徴金納付命令対象者】 （1）日東工業株式会社の役員から伝達を受けた者 （2）日東工業株式会社との契約締結者の社員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 （1）課徴金納付命令対象者（1）について 課徴金納付命令対象者（1）は、日東工業株式会社（以下「日東工業」という。）の役員である甲から、同人がその職務に関し知った、日東工業の業務執行を決定する機関が、北川工業株式会社	審判手続開始決定日 令和2年9月18日 課徴金納付命令決定日 令和2年11月5日 なお、課徴金納付命令対象者（1）及び（2）から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
3・4 つづき		（以下「北川工業」という。平成31年３月22日上場廃止）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成30年11月５日より前の同月１日、自己の計算において、北川工業株式合計1,000株を買付価額合計156万3,600円で買い付けたものである。 （2）課徴金納付命令対象者（2）について 　課徴金納付命令対象者（2）は、日東工業と、文書開示に係る契約を締結していたA社に社員として勤務していた乙から、同人がその契約の締結に関し知った、日東工業の業務執行を決定する機関が、北川工業株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成30年11月５日より前の同年10月31日及び同年11月１日に、自己の計算において、北川工業株式合計1,000株を買付価額合計153万5,000円で買い付けたものである。 【課徴金額】 　課徴金納付命令対象者（1）235万円 　課徴金納付命令対象者（2）238万円	
5	2.9.11	【違反行為】相場操縦（金商法174条の3第１項） 【銘柄名】さいか屋（東証2部） 【課徴金納付命令対象者】 　会社役員 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、株式会社さいか屋株式の相場を、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準を超える水準に安定させる目的をもって、平成31年１月９日午前９時48分頃から同月31日午前10時51分頃までの間、16取引日にわたり、大口の高指値買い注文を発注することにより、他の投資者が発注していた売り注文を買い付けることで直前の約定値より株価を引き上げるとともに、その後に他の投資者が発注した売り注文と同買い注文とが順次約定することで同指値未満に株価が下落することを阻止するなどし、同株式合計６万9,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計２万2,700株を買い付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計６万9,200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計２万800株を買い付け、もって、同株式の相場を安定させる目的をもって、一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】1,334万円	審判手続開始決定日 令和2年9月18日 審判手続中 （令和3年3月31日現在）
6	2.10.20	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】ソフトマックス（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 　ソフトマックス株式会社の役員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、ソフトマックス株式会社（以下「ソフトマックス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ソフトマックスの業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実が公表された令和元年６月７日午後3時頃より前の同日午前11時８分頃、自己の計算において、ソフトマックス株式合計175株を買付価額合計47万6,675円で買い付けたものである。	審判手続開始決定日 令和2年10月27日 課徴金納付命令決定日 令和2年12月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
6 つづき		【課徴金額】27万円	
7	2.11.4	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項） 【銘柄名】大和重工（東証2部） 【課徴金納付命令対象者】 会社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、大和重工株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成31年3月18日午前9時頃から同年4月2日午後1時59分頃までの間、11取引日にわたり、成行または高指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注したりするなどの方法により、同株式合計2万4,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計3万4,900株を買い付ける一方、同株式合計3万1,600株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。 【課徴金額】906万円	審判手続開始決定日 令和2年11月11日 課徴金納付命令決定日 令和3年3月4日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
8	2.12.15	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項） 【銘柄名】キムラタン（東証1部） 【課徴金納付命令対象者】 無職の者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社キムラタンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成31年4月11日午前9時4分頃から同月15日午前9時27分頃までの間、3取引日にわたり、成行または指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に成行または指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計91万1,200株を買い付ける一方、同株式合計82万4,100株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。 【課徴金額】425万円	審判手続開始決定日 令和2年12月22日 課徴金納付命令決定日 令和3年3月4日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
9・10	3.1.15	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項） 情報伝達（金商法第175条の2第1項） 【銘柄名】朝日放送（東証1部） ディー・エル・イー（東証1部） 【課徴金納付命令対象者】 （1）朝日放送株式会社の社員（違反行為事実A）、株式会社ディー・エル・イーとの契約締結交渉者の従業者（違反行為事実B、C） （2）課徴金納付命令対象者（1）から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 （1）課徴金納付命令対象者（1）について	審判手続開始決定日 令和3年1月21日 審判手続中 （令和3年3月31日現在）

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
9・10 つづき		ア．違反行為事実A 課徴金納付命令対象者（1）は、朝日放送株式会社（以下「朝日放送」という。同社は、平成30年4月、朝日放送グループホールディングス株式会社に商号変更した。以下、商号変更後の同社を「朝日放送GHD」という。）の社員であったが、その職務に関し知った、朝日放送の業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者（2）に対し、上記重要事実の公表がされる前に、朝日放送株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者（2）は、上記重要事実が公表された平成29年2月8日午後3時頃より前の同日午後1時13分頃及び午後1時18分頃、朝日放送株式合計1,900株を買付価額合計142万1,200円で買い付けたものである。 イ．違反行為事実B 課徴金納付命令対象者（1）は、朝日放送GHDが、株式会社ディー・エル・イー（以下「DLE」という。）との間で行っていた資本業務提携契約の締結の交渉業務に従事していた者であるが、上記契約の締結の交渉に関し、DLEの業務執行を決定する機関が、DLEの発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及び朝日放送GHDと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の各重要事実を知りながら、上記各重要事実が公表された令和元年5月10日より前の平成31年4月25日から令和元年5月9日までの間、自己の計算において、DLE株式合計2万1,500株を買付価額合計290万795円で買い付けたものである。 ウ．違反行為事実C 課徴金納付命令対象者（1）は、同人が、朝日放送GHDとDLEとの間の資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、DLEの業務執行を決定する機関が、DLEの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者（2）に対し、上記重要事実の公表がされる前に、DLE株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者（2）は、上記重要事実が公表された令和元年5月10日より前の平成31年4月25日から令和元年5月9日までの間、DLE株式合計2万1,500株を買付価額合計290万795円で買い付けたものである。 （2）課徴金納付命令対象者（2）について ア．違反行為事実D 課徴金納付命令対象者（2）は、朝日放送の社員であった課徴金納付命令対象者（1）から、同人がその職務に関し知った、朝日放送の業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実が公表された平成29年2月8日午後3時頃より前の同日午後1時13分頃及び午後1時18分頃、自己の計算において、朝日放送株式合計1,900株を買付価額合計142万1,200円で買い付けたものである。 イ．違反行為事実E 課徴金納付命令対象者（2）は、朝日放送GHDが、DLEとの間で行っていた資本業務提携契約の締結の交渉業務に従事していた課徴金納付命令対象者（1）から、同人が上記契約の締結の交渉に関し知った、DLEの業務執行を決定する機関が、DLEの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実が公表された令和元年5月10日より前の平成31年4月25日から令和	

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
9・10 つづき		元年5月9日までの間、自己の計算において、DLE株式合計2万1,500株を買付価額合計290万795円で買い付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者（1）451万円 課徴金納付命令対象者（2）305万円	
11	3.1.29	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項） 【銘柄名】アイシン精機（東証1部） 【課徴金納付命令対象者】 アイシン精機株式会社との契約締結交渉者の社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、アイシン精機株式会社（以下「アイシン精機」という。）の子会社であるアイシン・エィ・ダブリュ株式会社（以下「アイシンAW」という。）の社員であるが、その職務に関し、アイシンAWの役員甲がアイシン精機との合併にかかる基本合意契約の締結の交渉に関し知り、その後、同社の社員乙が職務上知った、アイシン精機の業務執行を決定する機関がアイシンAWと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を、乙から伝達を受けて知りながら、上記重要事実が公表された令和元年10月31日午後1時頃より前の同日午後0時30分頃、自己の計算において、アイシン精機株式合計200株を買付価額合計76万円で買い付けたものである。 【課徴金額】15万円	審判手続開始決定日 令和3年2月5日 審判手続中 （令和3年3月31日現在）
12・13	3.1.29	【違反行為】相場操縦（金商法174条の2第1項） 【銘柄名】ジョルダン（東証JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 （1）無職の者 （2）無職の者 【違反行為の概要】 （1）課徴金納付命令対象者（1）について 課徴金納付命令対象者（1）は、ジョルダン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、 A　平成31年3月27日午前9時3分頃から同日午前9時31分頃までの間、高指値の買い注文を連続して発注して買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計11万1,700株を買い付ける一方、同株式合計9万7,300株を売り付け、 B　同年4月1日午前11時15分頃から同日午後1時34分頃までの間、上記同様の方法により、同株式合計2万2,600株を買い付ける一方、同株式合計1万3,000株を売り付け、 C　同月5日午前10時13分頃から同日午後1時19分頃までの間、上記同様の方法により、同株式合計5万5,900株を買い付ける一方、同株式合計5万3,100株を売り付け、 もって、自己の計算において、上記AないしCの各期間で、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。 （2）課徴金納付命令対象者（2）について 課徴金納付命令対象者（2）は、ジョルダン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成31年4月5日午前10時21分頃から午後1時24分頃までの間、高指値の買い注文を連続して発注して買い付けることにより直前の約定値より株価を	審判手続開始決定日 令和3年2月5日 審判手続中 （令和3年3月31日現在）

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
12・13 つづき		引き上げるなどの方法により、同株式合計１万6,700株を買い付ける一方、同株式合計１万5,900株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者（１）2,673万円 課徴金納付命令対象者（２）70万円	
14	3.2.5	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】オンコリスバイオファーマ（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 オンコリスバイオファーマ株式会社の社員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、オンコリスバイオファーマ株式会社（以下「オンコリス」という。）の社員甲から、同人がその職務に関し知った、オンコリスの業務執行を決定する機関が、中外製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実が公表された平成31年４月８日午後４時30分頃より前の同年３月22日から同年４月８日午後０時30分頃までの間、自己の計算において、オンコリス株式合計２万株を買付価額合計4,709万500円で買い付けたものである。 【課徴金額】2,820万円	審判手続開始決定日 令和３年２月12日 審判手続中 （令和３年３月31日現在）

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2. 開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（令和2年4月～令和3年3月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	2.6.16	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の4第1項） 【課徴金納付命令対象者】 ナイス株式会社（東証1部） 【違反行為の概要】 当社は、不適正な不動産販売による売上の過大計上、不採算子会社等の連結範囲からの除外等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成27年3月期有価証券報告書（平成27年6月26日提出） ・平成29年3月期有価証券報告書（平成29年6月29日提出） ・平成30年3月期有価証券報告書（平成30年6月28日提出） ・平成29年3月期有価証券報告書の訂正報告書（令和元年8月1日提出）	審判手続開始決定日 令和2年6月18日 課徴金納付命令決定日 令和2年9月10日 課徴金納付命令の一部取消しの決定日 令和3年5月20日 （課徴金の効力を停止していた部分について、裁判（刑事）が確定し、罰金が効力停止中の課徴金の額を上回ったため） なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成27年6月26日	第66期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に係る有価証券報告書	平成26年4月1日～平成27年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	当期純利益が▲1,030百万円であるところを488百万円と記載	・売上の過大計上 ・子会社の連結除外
2	平成29年6月29日	第68期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書	平成28年4月1日～平成29年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲63百万円であるところを573百万円と記載	・子会社の連結除外
3	平成30年6月28日	第69期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	平成29年4月1日～平成30年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲152百万円であるところを301百万円と記載	・売上の過大計上 ・子会社の連結除外
4	令和元年8月1日	第68期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成28年4月1日～平成29年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲63百万円であるところを99百万円と記載	・子会社の連結除外

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】2,400万円（罰金との調整前）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	2.6.16	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の2第1項並びに第172条の4第1項及び第2項） 【課徴金納付命令対象者】 グローム・ホールディングス株式会社（東証JASDAQ（グロース）） 【違反行為の概要】 （1）継続開示書類 当社は、子会社において、実態のないコンサルティング業務や商品販売等に係る売上の過大計上、商業施設収用に関して受領する補償金に係る利益の前倒し計上等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【記載すべき重要な事項の内容】を参照）。 ・平成27年3月期有価証券報告書（平成27年6月26日提出） ・平成27年6月第1四半期四半期報告書（平成27年8月14日提出） ・平成27年9月第2四半期四半期報告書（平成27年11月13日提出） ・平成27年12月第3四半期四半期報告書（平成28年2月12日提出） ・平成28年3月期有価証券報告書（平成28年6月28日提出） （2）発行開示書類 当社は、平成28年2月22日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。	審判手続開始決定日 令和2年6月18日 課徴金納付命令決定日 令和2年9月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成27年6月26日	第23期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に係る有価証券報告書	平成26年4月1日～平成27年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	当期純利益が82,270千円であるところを323,873千円と記載	・売上の過大計上 ・利益の前倒し計上
2	平成27年8月14日	第24期第1四半期（平成27年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成27年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が108,516千円であるところを179,467千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が▲56,250千円であるところを30,432千円と記載	・利益の前倒し計上
3	平成27年11月13日	第24期第2四半期（平成27年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成27年4月1日～同年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が78,610千円であるところを151,119千円と記載	・利益の前倒し計上

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき			

4	平成28年2月12日	第24期第３四半期（平成27年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成27年4月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲5,063千円であるところを69,005千円と記載	・利益の前倒し計上
5	平成28年6月28日	第24期（平成27年４月１日～平成28年３月31日）に係る有価証券報告書	平成27年４月１日～平成28年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	営業利益が▲73,457千円であるところを216,872千円と記載 経常利益が▲706,198千円であるところを▲360,116千円と記載	・売上の過大計上
6	平成28年2月22日	有価証券届出書（株券の募集）		「第四部　組込情報」	番号１に掲げる第23期に係る有価証券報告書及び番号４に掲げる第24期第３四半期に係る四半期報告書を組み込み	・売上の過大計上 ・利益の前倒し計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】4,395万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	2.6.26	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の２第１項並びに第172条の４第１項及び第２項） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社アルファクス・フード・システム（東証JASDAQ（グロース）） 【違反行為の概要】 （1）継続開示書類 当社は、コンサルティング業務名目での売上の前倒し計上、ソフトウェアに係る売上の前倒し計上、未収入金に係る貸倒引当金の過少計上、シンジケートローンに係るアレンジメントフィー等の過少計上及びホテル関連事業の固定資産に係る減損損失の不計上等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成28年12月第１四半期四半期報告書（平成29年２月10日提出） ・平成29年３月第２四半期四半期報告書（平成29年５月12日提出） ・平成29年６月第３四半期四半期報告書（平成29年８月10日提出） ・平成29年９月期有価証券報告書（平成29年12月26日提出） ・平成30年３月第２四半期四半期報告書（平成30年５月14日提出） ・平成30年６月第３四半期四半期報告書（平成30年８月10日提出）	審判手続開始決定日 令和２年６月30日 課徴金納付命令決定日 令和２年９月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		・平成30年９月期有価証券報告書（平成30年12月27日提出） ・平成30年12月第１四半期四半期報告書（平成31年２月13日提出） ・平成31年３月第２四半期四半期報告書（令和元年５月14日提出） ・令和元年６月第３四半期四半期報告書（令和元年８月９日提出） ・令和元年９月期有価証券報告書（令和元年12月26日提出） （２）発行開示書類 当社は、平成29年８月31日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。	

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年2月10日	第24期第１四半期（平成28年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成28年10月１日～同年12月31日の第１四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲8,513千円であるところを26,813千円と記載	・営業外費用の過少計上
2	平成29年5月12日	第24期第２四半期（平成29年１月１日～同年３月31日）に係る四半期報告書	平成28年10月１日～平成29年３月31日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が13,492千円であるところを47,483千円と記載	・営業外費用の過少計上
3	平成29年8月10日	第24期第３四半期（平成29年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成28年10月１日～平成29年６月30日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が28,579千円であるところを61,797千円と記載	・営業外費用の過少計上
4	平成29年12月26日	第24期（平成28年10月１日～平成29年９月30日）に係る有価証券報告書	平成28年10月１日～平成29年９月30日の会計期間	損益計算書	当期純利益が89,242千円であるところを133,277千円と記載	・営業外費用の過少計上
5	平成30年5月14日	第25期第２四半期（平成30年１月１日～同年３月31日）に係る四半期報告書	平成29年10月１日～平成30年３月31日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	営業利益が23,148千円であるところを45,847千円と記載	・売上の前倒し計上
6	平成30年8月10日	第25期第３四半期（平成30年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成29年10月１日～平成30年６月30日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	営業利益が53,979千円であるところを78,094千円と記載	・売上の前倒し計上

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
3 つづき							
	7	平成30年12月27日	第25期（平成29年10月１日～平成30年９月30日）に係る有価証券報告書	平成29年10月１日～平成30年９月30日の会計期間	貸借対照表	純資産額が674,480千円であるところを1,133,380千円と記載	・売上の前倒し計上 ・固定資産の減損損失の不計上
					損益計算書	当期純利益が▲328,973千円であるところを85,890千円と記載	
	8	平成31年２月13日	第26期第１四半期（平成30年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成30年10月１日～同年12月31日の第１四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が606,061千円であるところを1,059,560千円と記載	・過去の固定資産の減損損失の不計上による純資産の過大計上
	9	令和元年５月14日	第26期第２四半期（平成31年１月１日～同年３月31日）に係る四半期報告書	平成31年１月１日～同年３月31日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が645,298千円であるところを1,118,153千円と記載	・過去の固定資産の減損損失の不計上による純資産の過大計上
	10	令和元年８月９日	第26期第３四半期（平成31年４月１日～令和元年６月30日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年６月30日の第３四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が721,592千円であるところを1,202,406千円と記載	・過去の固定資産の減損損失の不計上による純資産の過大計上
	11	令和元年12月26日	第26期（平成30年10月１日～令和元年９月30日）に係る有価証券報告書	平成30年10月１日～令和元年９月30日の会計期間	貸借対照表	純資産額が782,555千円であるところを1,370,496千円と記載	・過去の固定資産の減損損失の不計上による純資産の過大計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上
					損益計算書	当期純利益が132,912千円であるところを261,953千円と記載	
	12	平成29年８月31日	有価証券届出書（株券の募集）		「第四部　組込情報」	番号３に掲げる第24期第３四半期に係る四半期報告書を組み込み	・営業外費用の過少計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】3,577万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	2.7.7	【違反行為】 有価証券報告書の不記載 （金商法第172条の４第１項）	審判手続開始決定日 令和２年７月９日 課徴金納付命令決定日

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		【課徴金納付命令対象者】 フリージア・マクロス株式会社（東証2部） 【違反行為の概要】 当社は、当社と当社の役員との取引を、「関連当事者との取引」（連結財務諸表規則第15条の4の2第1項）として、連結財務諸表への注記を行わなかった。 この結果、当社は、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券報告書を提出した（「記載すべき重要な事項」の内容は下表【記載すべき重要な事項の内容】を参照）。 ・平成29年3月期有価証券報告書（平成29年6月28日提出） ・平成30年3月期有価証券報告書（平成30年6月28日提出）	令和2年9月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【記載すべき重要な事項の内容】

番号	開示書類		記載すべき重要な事項
	提出日	書類	内容
1	平成29年6月28日	第74期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書	・「第5【経理の状況】」・「1【連結財務諸表等】」・「(1)【連結財務諸表】」・「【注記事項】」の「【関連当事者情報】」において、当社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
2	平成30年6月28日	第75期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	・「第5【経理の状況】」・「1【連結財務諸表等】」・「(1)【連結財務諸表】」・「【注記事項】」の「【関連当事者情報】」において、当社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

【課徴金額】1,200万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	2.10.20	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の4第1項及び第2項） 【課徴金納付命令対象者】 石垣食品株式会社（東証JASDAQ（スタンダード）） 【違反行為の概要】 当社は、子会社において、適切な期間に費用を認識しないこと等による不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成29年12月第3四半期四半期報告書（平成30年2月14日提出） ・平成30年3月期有価証券報告書（平成30年6月28日提出）	審判手続開始決定日 令和2年10月21日 課徴金納付命令決定日 令和2年12月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		【虚偽記載の内容】	

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成30年2月14日	第61期第３四半期（平成29年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲11,675千円であるところを7,103千円と記載 経常利益が▲12,956千円であるところを5,823千円と記載	・費用の過少計上
2	平成30年6月28日	第61期（平成29年４月１日～平成30年３月31日）に係る有価証券報告書	平成29年４月１日～平成30年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	営業利益が▲34,106千円であるところを16,221千円と記載 経常利益が▲39,430千円であるところを10,896千円と記載	・費用の過少計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】600万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6	2.12.22	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項及び第２項） 【課徴金納付命令対象者】 イオンディライト株式会社（東証１部） 【違反行為の概要】 当社は、子会社において、架空売上の計上による売上の過大計上、仕入の未計上による売上原価の過少計上等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成29年２月期有価証券報告書（平成29年５月24日提出） ・平成30年２月期有価証券報告書（平成30年５月21日提出） ・平成30年８月第２四半期四半期報告書（平成30年10月12日提出） ・平成30年11月第３四半期四半期報告書（平成31年１月15日提出）	審判手続開始決定日 令和２年12月24日 課徴金納付命令決定日 令和３年２月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		【虚偽記載の内容】	

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年5月24日	第44期（平成28年３月１日～平成29年２月28日）に係る有価証券報告書	平成28年３月１日～平成29年２月28日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が7,093百万円であるところを10,238百万円と記載	・売上の過大計上 ・仕入の未計上による売上原価の過少計上
2	平成30年5月21日	第45期（平成29年３月１日～平成30年２月28日）に係る有価証券報告書	平成29年３月１日～平成30年２月28日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が6,397百万円であるところを10,316百万円と記載	・売上の過大計上 ・仕入の未計上による売上原価の過少計上
3	平成30年10月12日	第46期第２四半期（平成30年６月１日～同年８月31日）に係る四半期報告書	平成30年３月１日～同年８月31日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が6,275百万円であるところを9,060百万円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が2,838百万円であるところを5,628百万円と記載	・売上の過大計上 ・仕入の未計上による売上原価の過少計上
4	平成31年1月15日	第46期第３四半期（平成30年９月１日～同年11月30日）に係る四半期報告書	平成30年３月１日～同年11月30日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が3,893百万円であるところを8,287百万円と記載	・売上の過大計上 ・仕入の未計上による売上原価の過少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】3,565万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7	2.12.22	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の２第１項並びに第172条の４第１項及び第２項） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ジャパンディスプレイ（東証１部）	審判手続開始決定日 令和２年12月24日 課徴金納付命令決定日 令和３年２月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		【違反行為の概要】 （1）継続開示書類 当社は、架空の期末在庫の計上による売上原価の過少計上、販売見込みのない在庫の評価損未計上による売上原価の過少計上、収益の認識基準を満たしていない売上の計上、固定資産の過大計上等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成27年12月第3四半期四半期報告書（平成28年2月9日提出） ・平成28年3月期有価証券報告書（平成28年6月21日提出） ・平成28年6月第1四半期四半期報告書（平成28年8月9日提出） ・平成28年9月第2四半期四半期報告書（平成28年11月9日提出） ・平成28年12月第3四半期四半期報告書（平成29年2月8日提出） ・平成29年3月期有価証券報告書（平成29年6月21日提出） ・平成31年3月期有価証券報告書（令和元年6月19日提出） （2）発行開示書類 当社は、平成28年12月21日及び平成30年3月30日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。	出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年2月9日	第14期第3四半期（平成27年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成27年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲2,192百万円であるところを4,411百万円と記載	・売上原価の過少計上
2	平成28年6月21日	第14期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	営業利益が10,921百万円であるところを16,710百万円と記載 親会社株主に帰属する当期純利益が▲42,078百万円であるところを▲31,840百万円と記載	・売上原価の過少計上
3	平成28年8月9日	第15期第1四半期（平成28年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲8,174百万円であるところを▲3,411百万円と記載	・売上原価の過少計上

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
7 つづき	4	平成28年11月9日	第15期第２四半期（平成28年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成28年４月１日～同年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲6,258百万円であるところを▲2,176百万円と記載	・売上原価の過少計上
	5	平成29年２月８日	第15期第３四半期（平成28年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成28年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が5,847百万円であるところを10,475百万円と記載	・売上原価の過少計上
	6	平成29年６月21日	第15期（平成28年４月１日～平成29年３月31日）に係る有価証券報告書	平成28年４月１日～平成29年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	営業利益が10,677百万円であるところを18,502百万円と記載	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上 ・販管費の過少計上
	7	令和元年６月19日	第17期（平成30年４月１日～平成31年３月31日）に係る有価証券報告書	平成30年４月１日～平成31年３月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が862百万円であるところを7,023百万円と記載	・固定資産の過大計上による純資産の過大計上
	8	平成28年12月21日	有価証券届出書（新株予約権付社債の募集）		「第三部参照情報」	番号２～４に掲げる第14期に係る有価証券報告書並びに第15期第１四半期及び第15期第２四半期に係る四半期報告書を参照	・売上原価の過少計上
	9	平成30年３月30日	有価証券届出書（株券の募集）		「第三部参照情報」	番号６に掲げる第15期に係る有価証券報告書を参照	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上 ・販管費の過少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】21億6,333万4,996円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8	3.1.29	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の4第1項及び第2項） 【課徴金納付命令対象者】 富士ソフトサービスビューロ株式会社（東証2部） 【違反行為の概要】 当社は、受託業務に関する売上を過大に計上するという不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成29年9月第2四半期四半期報告書（平成29年11月9日提出） ・平成30年3月期有価証券報告書（平成30年6月28日提出） ・平成30年6月第1四半期四半期報告書（平成30年8月6日提出） ・平成30年9月第2四半期四半期報告書（平成30年11月8日提出）	審判手続開始決定日 令和3年2月2日 課徴金納付命令決定日 令和3年4月8日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年11月9日	第35期第2四半期（平成29年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	営業利益が86,861千円であるところを129,186千円と記載	売上の過大計上
2	平成30年6月28日	第35期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	平成29年4月1日～平成30年3月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が220,257千円であるところを311,240千円と記載	売上の過大計上
3	平成30年8月6日	第36期第1四半期（平成30年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成30年4月1日～同年6月30日の第1四半期累計期間	四半期損益計算書	営業利益が80,922千円であるところを128,859千円と記載	売上の過大計上
4	平成30年11月8日	第36期第2四半期（平成30年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成30年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が89,256千円であるところを156,358千円と記載	売上の過大計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】1,200万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9	3.1.29	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の2第1項並びに第172条の4第1項及び第2項） 【課徴金納付命令対象者】 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社（東証1部） 【違反行為の概要】 （1）継続開示書類 当社の連結子会社は、売上の過大計上、買掛金の過少計上による売上原価の過少計上、在庫の過大計上による売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成28年3月期有価証券報告書（平成28年6月29日提出） ・平成28年6月第1四半期四半期報告書（平成28年8月12日提出） ・平成28年9月第2四半期四半期報告書（平成28年11月14日提出） ・平成28年12月第3四半期四半期報告書（平成29年2月14日提出） ・平成29年3月期有価証券報告書（平成29年6月28日提出） ・平成29年6月第1四半期四半期報告書（平成29年8月10日提出） ・平成29年9月第2四半期四半期報告書（平成29年11月13日提出） ・平成29年12月第3四半期四半期報告書（平成30年2月13日提出） ・平成30年3月期有価証券報告書（平成30年6月27日提出） ・平成30年6月第1四半期四半期報告書（平成30年8月10日提出） ・平成30年9月第2四半期四半期報告書（平成30年11月13日提出） ・平成30年12月第3四半期四半期報告書（平成31年2月14日提出） ・平成31年3月期有価証券報告書（令和元年6月28日提出） （2）発行開示書類 当社は、平成28年2月9日及び平成30年5月24日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。	審判手続開始決定日 令和3年2月2日 課徴金納付命令決定日 令和3年4月8日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年6月29日	第49期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が1,195百万円であるところを1,814百万円と記載	売上の過大計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が11,403百万円であるところを15,963百万円と記載	当期の売上の過大計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上

一連番号	勧告実施年月日		勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
９ つづき	2	平成28年8月12日	第50期第１四半期（平成28年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成28年４月１日～同年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が9,845百万円であるところを14,261百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	3	平成28年11月14日	第50期第２四半期（平成28年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成28年７月１日～同年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が10,017百万円であるところを14,494百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	4	平成29年2月14日	第50期第３四半期（平成28年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成28年10月１日～同年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が11,783百万円であるところを16,435百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	5	平成29年6月28日	第50期（平成28年４月１日～平成29年３月31日）に係る有価証券報告書	平成28年４月１日～平成29年３月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が11,698百万円であるところを16,636百万円と記載	当期の売上原価の過少計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	6	平成29年8月10日	第51期第１四半期（平成29年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が12,278百万円であるところを16,910百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上

一連番号	勧告実施年月日		勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
9 つづき	7	平成29年11月13日	第51期第２四半期（平成29年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成29年７月１日～同年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が12,977百万円であるところを17,673百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	8	平成30年2月13日	第51期第３四半期（平成29年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成29年10月１日～同年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が12,929百万円であるところを18,197百万円と記載	当四半期、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	9	平成30年6月27日	第51期（平成29年４月１日～平成30年３月31日）に係る有価証券報告書	平成29年４月１日～平成30年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が512百万円であるところを1,518百万円と記載	売上原価の過少計上
					連結貸借対照表	連結純資産額が12,381百万円であるところを18,208百万円と記載	当期の売上原価の過少計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	10	平成30年8月10日	第52期第１四半期（平成30年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲925百万円であるところを▲50百万円と記載	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上
				平成30年４月１日～同年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が18,637百万円であるところを25,746百万円と記載	当四半期、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上

一連番号	勧告実施年月日		勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
9 つづき	11	平成30年11月13日	第52期第２四半期（平成30年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲1,045百万円であるところを489百万円と記載	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上
				平成30年７月１日～同年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が18,448百万円であるところを26,447百万円と記載	当四半期、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	12	平成31年２月14日	第52期第３四半期（平成30年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲1,682百万円であるところを688百万円と記載	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上
				平成30年10月１日～同年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が17,651百万円であるところを26,185百万円と記載	当四半期、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
	13	令和元年６月28日	第52期（平成30年４月１日～平成31年３月31日）に係る有価証券報告書	平成30年４月１日～平成31年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲2,098百万円であるところを858百万円と記載	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上
					連結貸借対照表	連結純資産額が17,444百万円であるところを26,588百万円と記載	当期、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
9 つづき							
14	平成28年 2月9日	有価証券届出書 （株券の募集）	平成25年４月１日～ 平成26年３月31日の 連結会計期間	連結 損益計算書	当期純利益が904百万円であるところを1,396百万円と記載	売上の過大計上	
				連結 貸借対照表	連結純資産額が4,479百万円であるところを7,744百万円と記載	当期の売上の過大計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上	
			平成26年４月１日～ 平成27年３月31日の 連結会計期間	連結 損益計算書	当期純利益が1,027百万円であるところを1,525百万円と記載	売上の過大計上	
				連結 貸借対照表	連結純資産額が7,023百万円であるところを11,388百万円と記載	当期の売上の過大計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上	
			平成27年４月１日～ 同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が672百万円であるところを1,249百万円と記載	売上の過大計上	
			平成27年10月１日～ 同年12月31日の第３四半連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が7,095百万円であるところを11,897百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上	
15	平成30年 5月24日	有価証券届出書 （株券の募集）		「第三部 参照情報」	番号５～８に掲げる第50期に係る有価証券報告書並びに第51期第１四半期、第２四半期及び第３四半期に係る四半期報告書を参照	番号５～８参照	

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】3億9,615万円

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10	3.2.26	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項及び第２項） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ジェイホールディングス（東証JASDAQ（スタンダード）） 【違反行為の概要】 当社の連結子会社は、不動産売買の媒介等に係る架空売上の計上という不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成29年６月第２四半期四半期報告書（平成29年８月14日提出） ・平成29年９月第３四半期四半期報告書（平成29年11月14日提出） ・平成29年12月期有価証券報告書（平成30年３月30日提出） ・平成30年６月第２四半期四半期報告書（平成30年８月14日提出） ・平成30年９月第３四半期四半期報告書（平成30年11月14日提出） ・平成30年12月期有価証券報告書（平成31年３月29日提出） ・平成31年３月第１四半期四半期報告書（令和元年５月15日提出） ・令和元年６月第２四半期四半期報告書（令和元年８月14日提出） ・令和元年９月第３四半期四半期報告書（令和元年11月14日提出）	審判手続開始決定日 令和3年3月2日 課徴金納付命令決定日 令和3年5月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年８月14日	第26期第２四半期（平成29年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成29年１月１日～同年６月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が22百万円であるところを73百万円と記載	売上の過大計上
			平成29年４月１日～同年６月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が122百万円であるところを172百万円と記載	当四半期の売上の過大計上
2	平成29年11月14日	第26期第３四半期（平成29年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成29年１月１日～同年９月30日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が43百万円であるところを93百万円と記載	売上の過大計上
			平成29年７月１日～同年９月30日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が176百万円であるところを227百万円と記載	当四半期前の売上の過大計上

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
10 つづき							
	3	平成30年３月30日	第26期（平成29年１月１日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	平成29年１月１日～同年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が60百万円であるところを110百万円と記載	売上の過大計上
					連結貸借対照表	連結純資産額が194百万円であるところを244百万円と記載	当期の売上の過大計上
	4	平成30年８月14日	第27期第２四半期（平成30年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成30年１月１日～同年６月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲35百万円であるところを85百万円と記載	売上の過大計上
				平成30年４月１日～同年６月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が288百万円であるところを460百万円と記載	当四半期及び当四半期前の売上の過大計上
	5	平成30年11月14日	第27期第３四半期（平成30年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成30年１月１日～同年９月30日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲117百万円であるところを90百万円と記載	売上の過大計上
				平成30年７月１日～同年９月30日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が206百万円であるところを465百万円と記載	当四半期及び当四半期前の売上の過大計上
	6	平成31年３月29日	第27期（平成30年１月１日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	平成30年１月１日～同年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲207百万円であるところを0百万円と記載	売上の過大計上
					連結貸借対照表	連結純資産額が302百万円であるところを561百万円と記載	当期及び当期前の売上の過大計上
	7	令和元年５月15日	第28期第１四半期（平成31年１月１日～同年３月31日）に係る四半期報告書	平成31年１月１日～同年３月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が216百万円であるところを475百万円と記載	当四半期前の売上の過大計上

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
10 つづき	8	令和元年8月14日	第28期第２四半期（平成31年４月１日～令和元年６月30日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年６月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が119百万円であるところを377百万円と記載	当四半期前の売上の過大計上
	9	令和元年11月14日	第28期第３四半期（令和元年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	令和元年７月１日～同年９月30日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が57百万円であるところを316百万円と記載	当四半期前の売上の過大計上
	（注）金額は百万円未満切捨てである。						
	【課徴金額】1,800万円						

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

３．金商業者等に対する検査の結果に基づく勧告

（令和２年４月～令和３年３月）

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	2.4.14	【株式会社IGMフィナンシャルグループ（関東）】 ※会社勧告 ⑴　金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、メールアドレスを把握している見込顧客に対して、過去の助言実績等の情報を記載したメールマガジンを配信するほか、当該メールマガジンに当社ウェブサイト内の専用ページのURLを記載することにより、それらのページに掲載した過去の助言実績等を閲覧するように誘導し、投資顧問契約の締結の勧誘を行っているが、平成28年11月から令和元年10月までの間の勧誘状況を確認したところ、以下の法令違反行為が認められた。 ア．金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、専用ページにおいて、日経225先物取引等に係る助言実績に関して、損失が発生していたにもかかわらず利益と記載したり、実際には助言を行っていない銘柄を、助言を行った銘柄であると記載したりするなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 イ．金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、専用ページにおいて、日経225先物取引の助言を行う「225プロフェッショナルライン」に関し、外部の者が提供するAI分析ソフトによる過去の収支等のシミュレーション結果であって、当社の助言実績とは無関係なものをあたかも当社の助言実績であるかのように表示し、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 当社の上記アの行為は、金商法第38条第１号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に、上記イの行為は、金商法第38条第９号（平成29年法律第37号による改正前は同条第８号）に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第１項第２号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。 ⑵　投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況 当社の役職員は計３名のところ、X代表取締役は、社内規程上、同人の担当業務とされている顧客管理を含め、当社の業務に一切関与せず、また、Y取締役（令和元年５月12日まで当社代表取締役。）は、他の法人（金商業者等ではない。）の常勤職員として勤務し、当社の業務への関与は当該業務に従事した後のわずかな時間にとどまり、さらに、Aコンプライアンス室長は、自らが担当する投資顧問契約を締結した顧客への対応を行うだけで、コンプライアンス業務を全く行っていない。 このように、当社の人的構成は極めて脆弱であるところ、契約締結時交付書面や事業報告書の記載不備等の基本的な業務運営に係る動作不備が多数認められているほか、今回検査において日計表や総勘定元帳等の会計帳簿すら提出できておらず、投資助言・代理業を適確に遂行する状況とはなっていない。	行政処分日 令和２年４月23日 会社に対する処分 登録取消し 関東財務局長（金商）第491号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①　全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ②　現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ③　上記①、②の対応状況について、令和２年５月22日（金）までに書面により随時報告すること。 ④　上記②、③の対応状況について、１ヶ月以内に書面により随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1 つづき		さらに、当社においては、業務運営に係る社内規程に沿った業務運営態勢が整備されていないほか、当該規程を遵守するための役職員に対する研修その他の措置も講じられておらず、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。 当社における上記の状況は、金商法第29条の４第１項第１号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、また、同号ヘに定める「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当することから、このような当社の状況は、同法第52条第１項第１号に該当するものと認められる。	
2	2.6.12	【株式会社プログレスマインド（関東）】 ※会社勧告 ⑴　無登録業者に対する名義貸し 当社は、平成27年２月以降、金融商品取引業の登録がない者３名に対し、当社の名義をもって投資助言・代理業を行わせた。 当社が行った上記行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第36条の3に違反するものと認められる。 ⑵　不適切な業務運営 当社は、投資助言コースである「ファーストクラスアカデミー」に係る投資顧問契約の締結に際し、顧客に対し、A代表取締役社長（以下「A社長」という。）が当該投資助言コースにおける助言・分析者である旨を記載した契約締結前交付書面等を作成・交付しながら、A社長は、金融商品の価値等の分析や、顧客に対する助言等の行為を一切行うことなく、A社長が個人的に雇用したとする者等をして、当該投資助言コースに係る投資助言行為を行わせている。 また、当社は、B元代表取締役会長（令和元年９月22日付けで当社を退職。以下「B元会長」という。）から紹介を受けた株式会社Staredge（東京都港区、法人番号4010401144300、金融商品取引業の登録はない。）をして、当該投資助言コースに係る投資顧問契約の締結の代理を行わせている。 当社における上記の業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 ⑶　投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 当社においては、業務のほとんどを上記⑴の名義貸しによる違法な業務に依存している状況が認められる中、A社長及びB元会長は、当該名義貸しに積極的に関与していたほか、当社は、当社の職員であるCが、他の投資助言・代理業者からの違法な名義借りにより投資助言・代理業を行っていた株式会社サン（大阪市北区、法人番号9120001165540、金融商品取引業の登録はない。なお、同社による名義借りの状況は（注）のとおり。）の実質的代表者であることを認識しながら、同人の適格性について何ら審査することなく、同人をして、当社の助言・分析業務に携わらせているなど、当社経営陣（A社長及びB元会長）においては、法令等遵守意識が欠如している。 さらに、当社は、コンプライアンス担当者を退職させた後、後任者の採用に向けた活動を行うことなく、上記のA社長をして、コンプ	行政処分日 令和２年６月23日 会社に対する処分 登録取消し 関東財務局長（金商）第2327号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①　全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ②　現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ③　上記①、②の対応状況について、令和２年７月22日（水）までに書面により随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
2 つづき		ライアンス担当と営業担当とを兼務させている。 このように、当社においては、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない。 （注）　株式会社サンについては、福岡財務支局が当委員会からの勧告に基づき、平成30年11月13日付けで登録取消処分等を行ったデルタインベストメント株式会社及び近畿財務局が当委員会からの勧告に基づき、令和元年12月13日付けで業務停止命令等を行ったD（トレードマスターラボ）から名義を借り、無登録で投資助言・代理業を行っていた者であることが認定されている。 当社における上記の状況は、金商法第29条の４第１項第１号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、同法第52条第１項第１号に該当するものと認められる。	
3	2.8.4	【株式会社FXプライムbyGMO(関東)】 ※会社勧告 ○　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 当社が提供する店頭外国為替保証金取引の取引ツールに係る当社システムは、成行注文の場合、顧客が発注した時点から約定処理がなされる時点までの間に為替相場の変動が生じた場合、発注時点の価格と実際の約定価格との価格差（以下「スリッページ」という。）の発生を排除できない仕様となっている。そして、当社は、当該システム仕様について、平成26年にスリッページに関して行った社内検討においてシステム部門責任者から報告を受け、取締役、法務コンプライアンス部長等で認識を共有していたほか、その後も顧客からスリッページが発生しているとの情報が寄せられており、少なくとも平成30年に寄せられた情報は代表取締役社長、取締役、部長、グループ長等で共有していた。 そうした中、平成29年から平成31年にかけて当社が調査を依頼した外部の調査会社であるA社によるスリッページの発生率等に関する調査結果において、実際には当社システムにおいてスリッページが複数回発生していたことが確認されていたところ、当社は、上記のとおり自社のシステム仕様を認識しており、かつ、少なくとも平成30年の調査において、A社から、スリッページが発生していることをうかがわせる報告を口頭で受けていたにもかかわらず、その詳細な状況の確認を含め、自社システムでスリッページが発生する可能性を実質的に検証するための措置を何ら実施することなく、A社の調査報告書（スリッページが複数回発生していたとの調査結果が記載されていないもの）を引用する形式であれば問題ないものと考え、ウェブ広告等の中に、「スリッページなし（0%）、A社調べ」との著しく事実に相違する記事を掲載した。 なお、当社のコンプライアンス部門による広告審査及び監査部門による内部監査は、自社のシステム仕様においてスリッページが発生する可能性を認識していたにもかかわらず、形式的な表現上の審査及び監査に終始し、スリッページの発生状況に関して著しく事実と相違する表示を見過ごしていた。 当社の上記行為は、金融商品取引業の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示であり、金商法第37条第２項に違反する。	行政処分日 令和２年８月19日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ① 顧客に対し、今回の行政処分の内容を速やかに説明するとともに、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。 ② 広告審査態勢を構築するなど、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ③ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ④ 上記の対応・実施状況について、令和２年９月23日（水）までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
4	2.11.13	【クリエイトジャパン株式会社(関東)】 ※会社勧告 ○　経営管理態勢等が極めて杜撰であることにより、長期間にわたり、継続的かつ恒常的に多数の営業員により法令違反行為が行われている状況 ⑴　法令違反行為が行われている状況 当社は、取引所為替証拠金取引を取り扱っているところ、平成31年1月から令和2年1月までの期間において、当社営業員32名が行った見込顧客74名に対する新規口座開設に向けた当該取引に係る電話勧誘の状況について検証した結果、以下の事実が認められた。 ア　勧誘受諾意思確認義務違反 営業員10名は、見込顧客から新規口座開設に向けた勧誘を拒絶され、勧誘を行うことができなくなることを避けるため、18名の見込顧客に対し、当該勧誘に先立って、勧誘受諾意思の有無を確認することなく勧誘行為を行っていた。 イ　再勧誘の禁止違反 営業員30名は、40名の見込顧客から勧誘継続の拒絶の意思表示を受けたにもかかわらず、営業員自身の営業成績の向上を優先し、後日、電話を架けて再び勧誘行為を行っていた。 当社における上記アの行為は、金商法第38条第５号に該当するものと認められる。また、当社における上記イの行為は、同法第38条第６号に該当するものと認められる。 ⑵　経営管理態勢等が極めて杜撰な状況 上記⑴のような状況は、遅くとも平成28年４月以降、継続的かつ恒常的に認められており、これらが是正されなかった原因として、以下の業務運営上の問題点があると認められた。 ア　代表取締役社長は、顧客からの苦情等がなければ法令等遵守に問題はないと安易に認識しているほか、営業面の推進や管理を担当役員に任せきりにし、電話営業を主体とする当社のビジネスモデルに応じたリスクを管理すべきとの認識はなく、社内でこれらに関する検討・議論を行わせていなかった。 イ　営業責任者であった担当役員は、当社業容の維持・拡大のため、上記⑴の法令違反行為が行われることをむしろ容認し、多数の営業員に法令違反を顧みない営業を行わせていた。 ウ　内部管理担当役員は、日々の営業員の営業活動をモニタリングする必要性を認識していないため、当該モニタリングによって法令等遵守を実践するための管理態勢の整備を怠っていた。 以上のとおり、当社経営陣は、当社の収益獲得を優先するあまり、法令等遵守を蔑ろにし、社内で広く法令違反行為が行われることによって業務を持続させており、当社の経営管理態勢等は極めて杜撰であると認められる。 （注）上記⑵における代表取締役社長等については、検査基準日（令和2年1月24日）時点の役職名にて記載。	行政処分日 令和2年11月27日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①　経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢（内部監査態勢を含む）を抜本的に見直し、顧客への勧誘及び説明が適切に行われる態勢を構築すること。 ②　全社的な法令等遵守意識の向上及び健全な企業文化の醸成に向けた方策（十分な社内研修の実施等を含む）を策定し、取り組みを進めること。 ③　法令等を遵守し、適正かつ健全な業務運営を前提とするビジネスモデル（収支計画を含む）を構築すること。 ④　経営陣が不適切な業務運営を行っていたことについて、責任の所在の明確化を図るとともに、法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を正し、適切な牽制機能が発揮される経営管理態勢を構築すること。 ⑤　上記の対応、実施状況について令和2年12月28日（月）までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を当面の間、3ヶ月ごとに書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5	3.1.29	【あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 当社は、平成31年４月23日、公募投資信託「あい・パワーファンド」（以下「本件公募投信」という。）を設定し、検査基準日（令和２年８月24日）現在、これを運用している。 また、本件公募投信は、主として外国投資法人Spectra SPC（ケイマン籍、以下「本件外国投資法人」という。）が発行する外国投資証券Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio（以下「本件外国投資証券」という。）への投資を通じたファンド・オブ・ファンズ形式により、スポット裁定取引（システムが常時市場を観測し、安定的な収益機会（為替取引業者間における提示価格差（裁定の機会））を捉えて瞬時に取引（同一通貨ペアの売買を同時・同単位で行う）を執行する取引をいい、以下これを「本件裁定取引」という。）と称する戦略に基づく外国為替証拠金取引を実質的な投資対象とするとしている。 さらに、本件裁定取引は、海外に所在する複数の金融事業会社（以下「プライム・ブローカー」という。）を通じて行われるとしているほか、外国為替証拠金取引については、少額の投資資金（証拠金）を差し入れることにより、その何倍もの金額の取引（レバレッジ）を行うことが可能であるとしている。 このようなファンド・オブ・ファンズ形式の投資信託を運用するに際して、投資運用業者は、投資者に対する受託者責任を果たす観点から、善良な管理者の注意をもって、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施・継続していく必要があり、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針においても、例えば、運用委託先の業務遂行能力について継続的に確認できる体制を整備すること等により、運用財産の運用及びその管理を適切に行うことや、投資者に対し、商品特性に応じた正確な情報提供を行うことなどが求められている。 今回検査において、当社における投資運用業務の運営状況等について検証したところ、以下の問題が認められた。 ○ 投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況 ⑴ 本件公募投信設定前における調査等の状況 当社は、本件公募投信の設定に際して、投資対象先の運用財産に係る運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法などの実態について何ら把握していないなど、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していない。 具体的には、当社は、本件外国投資証券に係る本件外国投資法人資産の運用者であるSTI JP Limited（ケイマン籍、以下「STIJP社」という。）の運用体制等について調査しておらず、STIJP社の実態を把握していない。 また、当社は、実際に本件裁定取引が行われているかどうかについても調査しておらず、本件裁定取引の実在性について把握していない。 さらに、本件公募投信については、その投資信託財産の大宗をプライム・ブローカーに預ける仕組みとなっているところ、当社は、プライム・ブローカーにおける実際の分別管理の状況についても調査しておらず、運用財産の管理状況の実態について把握していない。 ⑵ 本件公募投信設定後における調査等の状況 当社は、本件公募投信の運用に当たって、投資対象先の運用財産に係る運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法などについて、表層的な確認をするに留まり、これらの実態について依然として何ら把握していないなど、投資運用業者として、善良な	行政処分日 令和３年２月３日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ① 本件公募投信及び本件私募投信の運用・管理の実態を早急に把握すること。 ② 本件公募投信及び本件私募投信の受益者に対し、受益者間の公平に配慮しつつ、今回の行政処分の内容を十分に説明し、運用財産についての正確な状況を確認できるまでの間は解約請求に基づく払戻しを停止するなど適切な対応を行うこと。 ③ 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ④ 特に、過去に二度の行政処分を受け、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを行ったにもかかわらず、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していないことなどについて、その発生原因を究明した上で、具体的な再発防止策を策定すること。 ⑤ 今般の検査結果を

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5 つづき		管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していない。 具体的には、当社は、STIJP社の運用体制等やプライム・ブローカーにおける実際の分別管理の状況について、依然として調査しないまま放置している。 また、当社は、令和元年7月以降、STIJP社から、プライム・ブローカーを通じて行われたとする本件裁定取引の内容に関する帳票を入手し確認していたとしているが、当該帳票では本件裁定取引が実際に行われているかどうか確認できないことを認識していたにもかかわらず、詳細な調査等を行わないまま放置している。 さらに、当社は、令和2年2月、STIJP社から受けた説明により、プライム・ブローカーを通じて行われている取引は、実際にはレバレッジをかけておらず、これまで顧客に対して説明してきた外国為替証拠金取引の内容とは異なることを認識したにもかかわらず、詳細な調査等を行わないまま放置している。 このように、当社は、十分な調査等を実施することなく本件公募投信を設定し、その後も、十分に調査等すべき機会があったにもかかわらず、これを放置しているため、検査基準日現在においても、本件公募投信について、顧客財産がどのように運用されているのか、また、どのように管理されているのかなどが不明なままとなっている。 なお、当社は、令和2年5月14日、本件外国投資証券を投資対象とする適格機関投資家向け私募投資信託（以下「本件私募投信」という。）を設定し、検査基準日現在、これを運用しているが、本件私募投信についても、上記と同様の状況となっている。 ⑶ 販売会社等に対する説明状況 当社は、上記のとおり、本件裁定取引の実在性について十分に調査していないにもかかわらず、本件公募投信の募集の取扱いを行う複数の第一種金融商品取引業者に対して、あたかも本件裁定取引によって安定的な収益が確保できるかのような資料を用いて説明を行った。また、当社は、本件私募投信の受益者に対しても、同様の説明を行った。 当社における上記行為は、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものと認められ、金商法第42条第2項に定める「善良なる管理者の注意義務」に違反するものと認められる。	踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ⑥ 上記①、②について、令和3年2月17日までに書面で報告すること。 ⑦ 上記③～⑤について、令和3年3月5日までに書面で報告すること。

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

4.（参考）確定又は係属中の課徴金納付命令取消訴訟

（令和2年4月～令和3年3月）

番号	課徴金納付命令勧告		課徴金納付命令		原告	訴訟の状況
	勧告実施年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名		
1	平成25年12月2日	株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について （平成25年度版年次公表P95参照）	平成26年10月30日	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引	株式会社スタッツインベストメントマネジメント	令和元年8月28日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 令和2年6月25日控訴審判決控訴棄却〔東京高裁〕 【確定】
2	平成27年3月6日	Select Vantage Inc.による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について （平成26年度版年次公表P81参照）	平成29年3月14日	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄に係る相場操縦	Select Vantage Inc. （セレクト・バンテイジ・インク）	令和元年9月27日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 令和2年7月10日控訴審判決原判決取消・請求棄却〔東京高裁〕 令和3年1月20日上告審上告棄却決定・上告不受理決定〔最高裁〕 【確定】
3	平成30年12月7日	トラスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について （平成30年度版年次公表P199参照）	平成31年4月18日	㈱トラスト株式に係る相場操縦	個人	令和2年1月28日第一審判決請求棄却〔広島地裁〕 令和2年8月21日控訴審判決控訴棄却〔広島高裁〕 令和3年1月21日上告審上告棄却決定・上告不受理決定〔最高裁〕 【確定】
4	平成25年11月1日	ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告について （平成25年度版年次公表P93、94参照）	平成29年4月11日、平成30年1月16日（更正決定）	㈱ウェッジホールディングス株式に係る偽計	個人	第一審係属中〔東京地裁〕

番号	課徴金納付命令勧告		課徴金納付命令		原告	訴訟の状況
	勧告実施年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名		
5	平成26年12月5日	Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について（平成26年度版年次公表P80、81参照）	平成30年6月11日	日東電工㈱株式に係る相場操縦	Areion Asset Management Company Limited.（アレイオン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド）	第一審係属中〔東京地裁〕
6	平成28年3月25日	株式会社SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について（平成27年度版年次公表P75、76参照）	平成28年4月21日	㈱SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引	個人	一部の個人について、第一審係属中〔東京地裁〕
			平成29年4月11日	㈱SHIFT役員による重要事実に係る伝達		
7	平成29年2月24日	株式会社モルフォ役員及び社員9名（うち同社従業員持株会会員7名）による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について（平成28年度版年次公表P170～172参照）	平成29年3月30日	㈱モルフォ社員による内部者取引	個人	一部の個人について、第一審係属中〔東京地裁〕 一部の個人について、令和3年1月26日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 控訴審係属中〔東京高裁〕
			平成30年12月20日	㈱モルフォ役員による内部者取引、㈱モルフォ社員による内部者取引		
8	平成29年3月24日	株式会社T&Cメディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集に対する課徴金納付命令勧告について（平成28年度版年次公表P186参照）	平成30年4月23日	㈱T&Cメディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集	株式会社T&Cメディカルサイエンス	令和2年1月14日第一審判決請求棄却〔東京地裁〕 令和2年10月22日控訴審判決控訴棄却〔東京高裁〕 上告審係属中〔最高裁〕
9	令和2年1月28日	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について（令和元年度版年次公表P207参照）	令和3年3月4日	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦	個人	第一審係属中〔東京地裁〕

※年次公表とは、『証券取引等監視委員会の活動状況』を指す。

3－6　裁判所への申立て実施状況

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
3-6
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

1. 申立て実施件数一覧表

年度	平成22～28	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
合計	18	2	2	3	1	26
無登録業者等	17	2	2	3	1	25
無届募集	1	0	0	0	0	1

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日（申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
1	㈱ウェルスデザイン他1名（大阪府大阪市）	令和2年11月10日（東京地裁）	○　無登録営業（ファンドの募集等）の禁止等 ㈱ウェルスデザイン（大阪府大阪市、法人番号5120001165643、代表取締役 東畑政徳（ひがしばたまさのり、ビジネスネームとして「赤井正則」及び「赤井政徳」を使用、以下「東畑」という。）、資本金1,000万円、金融商品取引業の登録等はない。以下「当社」という。）は、平成23年8月11日に設立された、フィナンシャルコンサルティング業務、損害保険代理業・自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業・生命保険の募集に関する業務等を登記上の目的とする株式会社である。） 当社らは、下記（1）及び（2）記載のとおり遅くとも平成23年8月以降、「転ばぬ先の資産づくり」、「誰も教えてくれない貯蓄のお話」等と称する資産運用セミナー等を通じて、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する複数の金融商品（以下「本件ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。 （1）当社らは、金商法29条所定の登録を受けずに、日本国内の投資家に対して、英国王室属領マン島に所在するRL360 Insurance Company Limited（前商号Royal London360、金融商品取引業の登録等はない。以下「RL360社」という。）が組成した「Quantum」、「REGULAR SAVINGS PLAN」（以下「RSP」という。）、「ORACLE」及び「PERSONAL INVESTMENT MANAGEMENT SERVICE」（以下「PIMS」という。）という集団投資スキーム持分（金商法2条2項6号）に該当する海外投資商品について、英国に所在するAsia Wealth Group Holdings Ltd、英国領バージン諸島に所在するMeyer Asset Management Ltd及びタイ王国に所在するMeyer International Ltd（シニアコンサルタント栗栖豊和（ビジネスネームとして「柴田豊和」を使用））（いずれも、代表者リチャード・ケイン（Richard Cayne）、金融商品取引業の登録等はない。以下、3社を総称して「メイヤー・グループ」という。）の関与の下に、取得勧誘を行っている。 なお、「Quantum」及び「RSP」は、出資者が定期的に一定額を拠出し、RL360社が、当該拠出金を、手数料を除いた上で、外部の海外ファンドなどに投資して	令和2年12月24日（東京地裁）

一連番号	被申立人	申立日（申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
1 つづき			運用し、満期が到来した際に当該時点における運用財産額が出資者に支払われるものとされている。 また、「ORACLE」及び「PIMS」は、出資者が金銭を一括で拠出し、RL360社が当該拠出金を、手数料を除いた上で、外部の海外ファンドなどに投資して運用し、満期が到来した際に当該時点における運用財産額が出資者に支払われるものとされている。 （2）当社らは金商法29条所定の登録を受けずに、日本人の投資家に対してモーリシャス共和国に所在するProvidence Life Limited, PCC（金融商品取引業の登録等はない。以下「プロビデンス社」という。）が組成した「Compass」及び「Polaris」という集団投資スキーム持分（金商法２条２項６号）に該当する海外投資商品について、メイヤー・グループの関与の下に、取得勧誘を行っているものである。 なお、「Compass」は、出資者が定期的に一定額を拠出し、プロビデンス社が、当該拠出金を、手数料を除いた上で、外部の海外ファンドなどに投資して運用し、満期が到来した際に当該時点における運用財産額が出資者に支払われるものとされている。 また、「Polaris」は、出資者が金銭を一括で拠出し、プロビデンス社が、当該拠出金を、手数料を除いた上で、外部の海外ファンドなどに投資して運用し、満期が到来した際に当該時点における運用財産額が出資者に支払われるものとされている。 当社らは、本件ファンドについて、平成23年８月から令和２年７月までの間に、少なくとも延べ1,125名の一般投資家に対し、少なくとも30億円を出資させている。 当社らの上記行為は、いずれも金商法第28条第２項第２号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。 当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いことから、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	

3. 金商法違反行為に係る裁判所への申立て

＜金商法第192条＞

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一　緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき　この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

二　第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項7号に掲げる権利（同項第5号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）に関し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき　これらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

3－7　犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の調査・告発実績

令和2年度の不公正取引等に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

①　株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件

《附属資料3－7－3（2）　告発事件の概要一覧表（事件204）参照》

本件は、株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテ」という。）の代表取締役社長兼最高経営責任者を務めていた犯則嫌疑者が、その職務に関し、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「ユニー・ファミリーマート」という。）からの伝達により、同社がドンキホーテの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実等を知り、あらかじめドンキホーテの株券を買い付けさせて利益を得させる目的で、各事実の公表前に、知人に対し、複数回にわたり、ドンキホーテの株券の買い付けを勧め、これにより同人が公表前にドンキホーテの株券を買い付けた取引推奨事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第167条の2第1項及び第2項等　取引推奨の禁止）として、必要な調査を行い、令和2年12月22日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第一部に株券を上場していたドンキホーテの代表取締役社長兼最高経営責任者を務めていたものであるが、平成30年8月上旬頃、その職務に関し、ユニー・ファミリーマートからの伝達により、同社がドンキホーテの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知るとともに、ドンキホーテが子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめドンキホーテの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、各事実の公表前である同年9月上旬頃から同月下旬頃までの間、知人に対し、複数回にわたり、ドンキホーテの株券の買付けを勧め、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、各事実の公表前である同月上旬から同年10月上旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、ドンキホーテの株券合計7万6,500株を代金合計約4億3,000万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和2年12月23日、犯則嫌疑者が起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である（令和3年3月31日現在）。

②　株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件

《附属資料3－7－3（2）　告発事件の概要一覧表（事件205）参照》

本件は、犯則嫌疑者2名が、共謀の上、あるいは単独で、株式会社ニチダイ（以下「ニチダイ」という。）の株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除あるいは回避される価格以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどして株価を安定させた相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第159条第3項（令和元年法律第28号による改正前のもの）等　相場操縦行為等の禁止）として、必要な調査を行い、令和3年3月26日、犯則嫌疑者2名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1　犯則嫌疑者A及び同Bは、共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されているニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除される3,050円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金商法施行令で定めるところに違反して、平成30年3月9日午後2時55分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3,045円等に大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A名義で、証券会社2社を介し、同株券合計19万5,700株を売り付けるとともに、Aほか1名義で、証券会社3社を介し、同株券合計18万6,900株の売付けの委託を行い、その株価を3,050円から3,035円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

第2　犯則嫌疑者Aは、前記ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が回避される3,820円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金商法施行令で定めるところに違反して、同月16日午

後2時58分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3,815円等に大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A名義で、証券会社2社を介し、同株券合計8万4,400株を売り付けるとともに、証券会社1社を介し、同株券合計4万7,600株の売付けの委託を行い、その株価を3,820円から3,810円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

たものである。

【告発後の経緯】

令和3年3月29日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、大阪地方裁判所において公判係属中である（令和3年3月31日現在）。

2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

令和元年度までに告発した過去の告発事案について、令和2年4月から令和3年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① 株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3－7－3（2）　告発事件の概要一覧表（事件168）参照》

【平成26年6月16日告発、令和2年5月18日決定（最高裁）】

平成28年6月14日、東京地方裁判所は、被告人A及び被告人Bに、いずれも懲役3年（執行猶予4年）の判決を言い渡したのに対し、被告人両名は控訴していた。

平成29年11月7日、東京高等裁判所は、原審が架空取引として認定した一部について事実誤認があるものの、当該事実誤認は、被告人両名に対する有価証券報告書虚偽記載の罪の成立自体に影響するものではなく、また、当該事実誤認が原審の判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえないなどとし、被告人両名の控訴を棄却した。

令和2年5月18日、最高裁判所は、上告趣意について、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、いずれの被告人についても上告を棄却し、同判決は確定した。

② 新日本理化株式会社外1銘柄の株券に係る風説の流布・偽計・相場操縦事件

《附属資料3－7－3（2）　告発事件の概要一覧表（事件178、180）参照》

【平成27年12月４日及び同月24日告発、令和２年７月21日判決（東京高裁）】

平成30年３月22日、東京地方裁判所は、被告人のうち１名に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金1,000万円、追徴金26億5,864万4,900円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

令和２年７月21日、東京高等裁判所は、原判決の訴訟手続について一部誤りがあるが、この誤りは、判決に影響を及ぼすものではないとして、同被告人の控訴を棄却した。

なお、同被告人は上告し、最高裁判所にて公判係属中である（令和３年３月31日現在）。

③ 株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件

《附属資料３－７－３（２）　告発事件の概要一覧表（事件198）参照》

【平成30年12月18日告発、令和２年６月８日判決（大阪地裁）及び令和２年12月18日判決（大阪高裁）】

令和２年６月８日、大阪地方裁判所は、以下のような理由から、被告人のうち１名に懲役２年（執行猶予３年）、罰金200万円の判決を言い渡した。

- 当時証券会社の従業員であった被告人は、知人に利益を得させる目的で、職務に関して知った上場企業の株式の公開買付けに関する情報をその知人に伝達し、その知人においてその情報を基に株取引を行った。
- 被告人は、投資判断に影響を及ぼす内部情報に容易に接近できる証券会社の従業員としての立場を悪用し、積極的に内部情報を探索して知人に漏洩したのであり、その知人がその情報に基づいてした株取引は5,000万円を超える規模に及んでいるのであって、本件犯行は証券市場の公正性や健全性を損なわせ、証券取引に対する信頼を揺るがす悪質なものであり、被告人の行為に対しては厳しい非難が妥当する。
- 他方で、被告人に前科はなく、既に証券会社を退職し異なる業種に就業しており、同種再犯に及ぶことは考え難いことなど酌むべき事情も考慮し、懲役刑についてはその執行を猶予するのが相当である。

これに対し、同被告人は控訴し、令和２年12月18日、大阪高等裁判所は、原判決に事実誤認、法令適用の誤り及び量刑不当はないとして、同被告人の控訴を棄却した。

なお、同被告人は上告し、最高裁判所にて公判係属中である（令和３年３月31日現在）。

④ すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料３－７－３（２）　告発事件の概要一覧表（事件202）参照》

【平成元年８月13日告発、令和３年３月12日判決（横浜地裁）】

令和３年３月12日、横浜地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金1,000万円、被告人Aに懲役２年６月（執行猶予４年）、被告人Bに懲役１年６月（執行猶予３年）の判決

を言い渡し、被告会社につき同判決は確定した。

・　被告会社の実質的経営者であった被告人Aらが共謀の上、被告会社の平成27年3月期の連結会計年度につき、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

・　被告人A及び被告人Bらは、本来であれば被告会社が連結決算において経常損失を計上すべきところ、期末に在庫物件の売却等により利益が生じたこととし、経常利益を計上させる粉飾を行っていわゆる赤黒転換を図ったものであり、粉飾額も少なくなく、単年度の粉飾とはいえ、投資家の信頼を損ねる犯行であって悪質である。

・　被告人Aは、粉飾を主導したものであり、強い非難を免れず、被告人Bも、被告人Aの粉飾の内容を未必的にとはいえ認識しながら、これに加担したものであり、非難を免れない。

・　他方で、被告人らに前科はないことなど関係証拠上認められる酌むべき事情も考慮し、懲役刑についてはその執行を猶予するのが相当である。

なお、被告人A及び被告人Bは控訴し、東京高等裁判所にて公判係属中である（令和3年3月31日現在）。

⑤ 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件

《附属資料3－7－3（2）　告発事件の概要一覧表（事件191）参照》

【平成29年11月27日告発、令和3年3月18日判決(東京高裁)】

令和2年3月31日、東京地方裁判所は、被告人のうち1名に懲役3年（執行猶予5年）、罰金4,000万円、追徴金3億7,280万1,332円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

令和3年3月18日、東京高等裁判所は、原判決に事実誤認、訴訟手続の法令違反及び法令適用の誤りはないとして、同被告人の控訴を棄却した。

なお、同被告人は上告し、最高裁判所にて公判係属中である（令和3年3月31日現在）。

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
3-7
第8節
第9節
第10節
第11節

3. 告発実施状況

（1） 告発件数等一覧表

区分	平成4～27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
告発件数	181	7	4	8	3	2	205
告発人数	515	17	11	17	9	3	572

（2） 告発事件の概要一覧表（平成26年4月～令和3年3月）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
168	平成26.6.16	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	28.6.14（東京地裁） 当該会社取締役会長 懲役3年（執行猶予4年） 当該会社代表取締役社長 懲役3年（執行猶予4年） 29.11.7（東京高裁） 当該会社取締役会長　控訴棄却 当該会社代表取締役社長　控訴棄却 令和2.5.18（最高裁） 当該会社取締役会長　上告棄却 当該会社代表取締役社長　上告棄却
169	26.8.8	金商法第158条等 （偽計）	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）会社員	26.10.21（東京地裁） 懲役2年（執行猶予3年） （確定）
170	26.10.7	金商法第159条第2項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱オリエントコーポレーションほか3銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職 会社員	27.10.22（東京地裁） 無職　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金250万円 会社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金250万円 上記被告人2名から連帯して追徴金約3億9,039万円 （いずれも確定）
171	26.12.19	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱fonfunの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職	27.4.14（神戸地裁） 懲役2年8月 罰金500万円 追徴金約3,291万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
172	27.2.2	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱太陽商会（当時：㈱NowLoading）は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27.8.4（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） 当該会社取締役 懲役４年６月 27.12.9（東京高裁） 当該会社取締役　控訴棄却 （いずれも確定）
173	27.3.24	金商法第167条第３項等 （内部者取引）	豊田通商㈱が㈱トーメンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員（２名）	27.8.18（東京地裁） 会社役員　懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約1,642万円 27.11.25（東京地裁） 会社役員　懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約3,284万円 （いずれも確定）
174	27.6.2	金商法第166条第３項等 （内部者取引）	㈱ジアースが㈱ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	27.9.14（千葉地裁） 懲役３年（執行猶予４年） 罰金400万円 当該会社株券7,800株没収 追徴金約２億5,752万円 （確定）
175	27.6.15	金商法第158条等 （偽計）	石山Gateway Holdings㈱は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23（東京地裁） 当該会社　罰金1,000万円 当該会社代表取締役 懲役３年（執行猶予４年） 罰金500万円 追徴金約２億3,677万円 当該会社取締役 懲役１年６月（執行猶予４年） 罰金200万円 追徴金約4,811万円 （いずれも確定） （注）176号事件と一括審理
176	27.7.3	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	石山Gateway Holdings㈱は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23（東京地裁） 当該会社　罰金1,000万円 当該会社代表取締役 懲役３年（執行猶予４年） 罰金500万円 追徴金約２億3,677万円 （いずれも確定） （注）175号事件と一括審理

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
3-7
第8節
第9節
第10節
第11節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
177	27.10.23	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（4期）した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幇助した。 （嫌疑者）会社経営者	28.10.13（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金500万円 （確定）
178	27.12.4	金商法第159条第２項第１号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職（2名） 大学教員	29.1.18（東京地裁） 無職　死亡による公訴棄却 30.3.22（東京地裁） 大学教員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 2.7.21（東京高裁） 大学教員　控訴棄却 公判係属中(最高裁) （注）180号事件と一括審理
179	27.12.8	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	石山Gateway Holdings㈱が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	28.2.26（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約3,649万円 （確定）
180	27.12.24	①金商法第158条等 （風説の流布、偽計） ②金商法第27条の23第1項等 （大量保有報告書の不提出）	①　財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱及び明和産業㈱の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職 大学教員 ②　上記売買の過程において発行済株式総数の5％を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）無職	29.1.18（東京地裁） 無職　死亡による公訴棄却 30.3.22（東京地裁） 大学教員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 2.7.21（東京高裁） 大学教員　控訴棄却 公判係属中(最高裁) （注）178号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
181	28.3.28	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	グローバルアジアホールディングス㈱（当時：㈱プリンシバル・コーポレーション）は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役	30.5.30（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年（執行猶予4年） 30.9.12　控訴取下 （確定）
182	28.6.14	金商法第159条第１項第１号 同条第3項等 （相場操縦、相場固定）	夢の街創造委員会㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行うとともに、同社の株価を信用取引に係る追加保証金の発生しない価格に維持しようと企て、買い上がり買付けや下値支え等を行った。 （嫌疑者）当該会社特別顧問 会社役員 証券会社社員	29.3.28（東京地裁） 当該会社特別顧問 懲役3年（執行猶予4年） 罰金2,000万円 追徴金約1億2,928万円 30.5.8（東京高裁） 当該会社特別顧問　控訴棄却 30.9.26（最高裁） 当該会社特別顧問　上告棄却 （確定）
183	28.8.1	金商法第166条第１項第１号 同法第167条の2第1項等 （内部者取引）	㈱ALBERTの経常利益について、直近に公表された予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に、同社株券を売り付けるとともに、損失の発生を回避させる目的をもって同事実を伝達した。 （嫌疑者）当該会社取締役	28.11.1（東京地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 （確定）
184	28.8.22	証取法第159条第1項等 （相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 （嫌疑者）弁護士	29.6.26（さいたま地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約4億9,756万円 （確定）（注）185号事件と一括審理
185	28.10.11	証取法第159条第1項等 （相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 （嫌疑者）弁護士	29.6.26（さいたま地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約4億9,756万円 （確定） （注）184号事件と一括審理
186	28.12.7	金商法第167条第3項等 （内部者取引）	緑㈱がスターホールディングス㈱株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職	29.3.27（横浜地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約3,623万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
187	29.3.6	金商法第158条等 （偽計）	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 （嫌疑者）アーツ証券㈱ 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 ㈱オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23（千葉地裁） 当該会社代表取締役　懲役4年 30.10.9（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 30.11.20（最高裁） 当該会社代表取締役　上告取下 31.3.18（千葉地裁） 当該証券会社代表取締役　懲役4年 1.9.18（東京高裁） 当該証券会社代表取締役　控訴棄却 （いずれも確定） （注）188号事件と一括審理
188	29.3.27	金商法第158条等 （偽計）	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 （嫌疑者）アーツ証券㈱ 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 ㈱オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23（千葉地裁） 当該会社代表取締役　懲役4年 30.10.9（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 30.11.20（最高裁） 当該会社代表取締役　上告取下 31.3.18（千葉地裁） 当該証券会社代表取締役　懲役4年 1.9.18（東京高裁） 当該証券会社代表取締役　控訴棄却 （いずれも確定） （注）187号事件と一括審理
189	29.6.27	金商法第167条第3項 同法第167条の2第2項等 （内部者取引）	㈱卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員 当該会社取締役	29.12.18（大阪地裁） 会社役員　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金4,507万8,000円 当該会社取締役 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金180万円 30.5.11（大阪高裁） 会社役員　控訴棄却 当該会社取締役　控訴棄却 30.9.3（最高裁） 会社役員　上告棄却 当該会社取締役　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
190	29.11.21	金商法第159条第１項第１号等 （相場操縦）	㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 （嫌疑者）無職 会社員 会社役員	2.1.14（東京地裁） 会社員　懲役1年8月 罰金2,000万円 追徴金3億7,280万1,332円 公判係属中（東京高裁） 2.6.18（東京地裁） 無職　死亡による公訴棄却 （注）191号事件と一括審理
191	29.11.27	金商法第159条第１項第１号等 （相場操縦）	㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 （嫌疑者）会社役員（2名） 無職 投資業	2.3.31（東京地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予5年） 罰金4,000万円 追徴金3億7,280万1,332円 3.3.18（東京高裁） 会社役員　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）190号事件と一括審理
192	30.1.25	金商法第166条第１項第１号等 （内部者取引）	東芝テック㈱が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 医師	30.6.8（東京地裁） 当該会社社員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 医師　懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金200万円 上記被告人2名から連帯して追徴金7,178万円 （いずれも確定）
193	30.6.18	金商法第166条第１項第１号 同法第167条の2第1項等 （内部者取引）	スミダコーポレーション㈱が1株あたりの期末配当額を従前の予想値よりも増額する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買付けるとともに、利益を得させる目的をもって関係者に取引を推奨し、関係者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社外取締役	30.11.6（東京地裁） 懲役2年6月（執行猶予5年） 罰金200万円 追徴金1億540万300円 （確定）
194	30.10.30	金商法第167条第１項第６号 同法第167条の2第2項等 （内部者取引）	㈱アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、さらに、同事実を伝達し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社執行役員	31.2.27（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金9,612万1,000円 1.9.12（東京高裁） 控訴棄却 2.3.30（最高裁） 上告棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
195	30.11.13	金商法第166条第１項第１号等 （内部者取引）	㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社代表取締役	31.2.26（東京地裁） 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金200万円 当該会社株券１万8,600株没収 追徴金2,547万円 （確定）
196	30.11.13	金商法第167条の2第1項 同法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社外取締役 会社役員	1.7.26（東京地裁） 当該会社社外取締役 懲役１年６月（執行猶予３年） 会社役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金200万円 当該会社株券１万2,000株没収 追徴金1,715万5,000円 （いずれも確定）
197	30.12.10	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	公判係属中（東京地裁）
198	30.12.18	金商法第167条第3項 同法第167条の2第2項等 （内部者取引）	㈱ダルトン株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職 証券会社社員	1.5.13（大阪地裁） 無職　懲役２年（執行猶予３年） 罰金200万円 追徴金6,866万7,500円 （確定） 2.6.8（大阪地裁） 証券会社社員　懲役２年（執行猶予３年） 罰金200　万円 2.12.18（大阪高裁） 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
199	31.1.10	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	公判係属中（東京地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
200	31.3.20	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社実質的経営者 当該会社代表取締役 当該会社取締役管理部長	1.8.6（東京地裁） 当該会社　罰金1,000万円 当該会社実質的経営者 懲役2年（執行猶予3年） 当該会社代表取締役 懲役1年6月（執行猶予3年） 当該会社取締役管理部長 懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
201	令和1.7.9	金商法第39条第１項第２号等 （損失補塡）	東郷証券㈱は、取引所為替証拠金取引について生じた顧客の損失を、和解契約による現金の提供等により損失補塡した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役（当該会社実質的経営者） 当該会社代表取締役管理本部長 当該会社顧問	2.2.12（東京地裁） 当該会社取締役 懲役3年（執行猶予5年） 当該会社顧問 懲役1年6月（執行猶予3年） 2.3.30（東京地裁） 当該会社　罰金3,000万円 当該会社代表取締役管理本部長 懲役1年2月（執行猶予3年） （いずれも確定）
202	1.8.13	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	すてきナイスグループ㈱は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役社長	3.3.12（横浜地裁） 当該会社　罰金1,000 万円 （確定） 当該会社代表取締役会長 懲役2年6月（執行猶予4年） 公判係属中（東京高裁） 当該会社社代表取締役社長 懲役1年6月（執行猶予3年） 公判係属中（東京高裁）
203	1.11.1	金商法第167の2第1項 同法第167条第3項等 （内部者取引）	㈱パルマ株券について、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社管理部次長 会社員	2.2.27（東京地裁） 当該会社管理部次長 懲役1年6月（執行猶予3年） 会社員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 当該会社　株券4,800株没収 追徴金1,503万円 （いずれも確定）
204	2.12.22	金商法第167の2第1項等 （取引推奨）	㈱ドンキホーテホールディングス株券について、公開買付けを行うことについての決定をした旨及び同社が子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社代表取締役	公判係属中（東京地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
205	3.3.26	金商法第159条第3項等（安定操作）	㈱ニチダイ株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除あるいは回避される価格以下に維持しようと企て、大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどにより違法な安定操作を行った。 （嫌疑者）会社役員（2名）	公判係属中（大阪地裁）

※関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

3－8 建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

（単位：件）

年度	平成4～27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
件　数	24	0	0	2	0	0	26

2. 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先に

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	講ずるよう建議した。	も通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第２項第１号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第２項第１号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第１項第７号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成19年９月30日から施行された。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月１日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年１月４日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年６月20日成立した（平成20年４月１日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、	金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。
19.2.16	平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第24条第１項ほか）、不公正取引（第157条）、風説の流布・偽計等（第158条）、及び相場操縦行為等（第159条）に係る懲役刑が5年以下から10年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
21.4.24	外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成21年8月1日施行)。
21.4.24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、金商業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年8月1日施行)。
21.4.24	外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与える	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4％以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	ばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21.4.24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。
22.10.19	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
23.2.8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後1年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成23年5月25日に公布された（同法の該当部分は平成24年4月1日から施行された。）。
23.12.20	不公正取引事案の調査において、「金商業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金商法の「金商業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金商業者	金融庁は、「金商業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後1年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成24年9月12日に公布された（同法の該当部分は平成25

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
3-8
第9節
第10節
第11節

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	年9月6日から施行された。）。
25.3.29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成25年9月2日施行）。
26.4.18	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、 ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。 また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。 したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年6月3日に公布、平成28年3月1日から施行された。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
30.12.7	金銭の貸付を出資対象事業とする集団投資スキーム持分（以下「貸付型ファンド」という。）を販売する業者に対する検査において、 ・資金使途等についての虚偽表示 ・貸付先、担保等についての誤解表示 ・貸付先がファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続 など、多数の金商法違反事例や投資者被害が生じている悪質な事例が認められた。 これらの事例が生じた背景には、貸付型ファンドを販売する業者の法令等遵守態勢が不十分であったことに加え、貸付型ファンドの投資家（資金の出し手）に対し、貸付先（資金の借り手）に関する情報が十分に提供されていないこともある。当該情報は、投資家が出資金の回収可能性を判断する上で重要な情報であるものの、貸金業登録に係る制度の運用上との関係から、現状では貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっている。 （注）投資家の貸金業登録の要否を判断する上で、借り手を特定することができる情報が明示されないこと（匿名化）と、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること（複数化）が考慮の一要素とされている。 したがって、こうした投資家への情報提供の状況に鑑みれば、貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある。 （参考）「規制改革実施計画」（平成30年６月15日閣議決定）においても、「匿名化・複数化」と併存する運用上の新たな方策の検討等が掲げられている。	金融庁は、貸金業法に係る法令適用事前確認手続における回答書において、ファンド事業者が、匿名化・複数化とは別の方策（①借り手が法人であり、②事業スキームは商法上の匿名組合契約によるものとし、③投資家と借り手が接触を禁止する措置を図っている場合）により、いわゆる融資型クラウドファンディングを行う場合には、投資家の行為については、貸金業法第２条第１項に規定する金銭の貸付けには該当せず、当該投資家は、同項に規定する貸金業者に該当しないものと考える旨の回答を行い（平成31年３月18日）、投資家に対し貸付先に係る情報提供が可能であることが明確化された。また、日本貸金業協会と第二種金融商品取引業協会においては、令和元年５月、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点等について「貸付型ファンドに関するＱ＆Ａ」を公表した。
31.2.26	高度情報化の進展に伴い、近年コンピュータを利用した犯罪行為が増加を続けており、こうした事態に適切に対処するため、犯則調査においても、電磁的記録等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。 しかし、金商法には、刑事訴訟法、国税通則法等と同様の電磁的記録に係る差押えの規定が導入されていない。 こうした状況に鑑みれば、適時・的確な証拠収集・分析手続を可能とする観点から、金商法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとする金商法の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、令和元年６月７日に公布、令和２年５月１日から施行された。

3－9　海外当局との連携

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
3-9
第10節
第11節

1．証券監視委と海外当局との連携

2. 市場のグローバル化への対応（一覧表）

（1） 証券監視委による主な摘発等の事例

＜課徴金納付命令勧告＞

勧告日 （課徴金納付命令決定日）	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H27.6.19 （H27.7.30）	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	有価証券報告書等の虚偽記載	㈱アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	－
H27.6.19 （H27.10.8）	個人	内部者取引	㈱極楽湯	台湾金融監督管理委員会（FSC）
H27.10.23 （H28.3.17）	個人	内部者取引	㈱ゲームオン	韓国金融委員会（FSC） 韓国金融監督院（FSS）
H28.1.29 （H28.3.4）	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	㈱ディー・ディー・エス	米国証券取引委員会（SEC）
H28.3.4 （H28.5.23）	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	㈱ミクシィ	オーストラリア証券投資委員会（ASIC）
H28.6.15 （H28.12.12）	個人	内部者取引	㈱ゲームオン	韓国金融委員会（FSC） 韓国金融監督院（FSS）
H29.3.17 （H30.1.25）	Caspian Trading Ltd. （Celera Global Ltd.）	相場操縦	㈱江崎グリコ等合計4銘柄	－
H29.3.22 （H29.6.15）	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	㈱トライステージ	米国証券取引委員会（SEC）
H29.6.30 （H29.9.14）	個人	内部者取引	サン電子㈱	イスラエル証券庁（ISA） 英国金融行為規制機構（FSA）
H30.6.26 （R2.6.11）	個人	相場操縦	㈱ココカラファイン	中国証券監督管理委員会（CSRC）

＜行政処分勧告＞

勧告日 （行政処分日）	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 （H25.4.26）	MRI INTERNATIONAL, INC	・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員会（SEC）
R3.1.29 （R3.2.3）	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社	・投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況	英領ケイマン諸島金融庁（CIMA）、香港証券先物委員会（SFC）、ラブアン金融庁（LFSA）

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
3-9
第10節
第11節

＜裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表＞

申立日 及び公表日 （発令日）	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社UAG及びその役員等2名（禁止・停止命令の申立て）	・株式会社UAG（適格機関投資家等特例業務届出者）による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.7.3 (H26.7.28)	株式会社Grant及びその役員等3名（禁止・停止命令の申立て）	・株式会社Grant及びその役員等3名（金融商品取引業の登録はない）による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.9.12 (H26.10.22)	株式会社ESPLUS及びその役員1名（禁止・停止命令の申立て）	・株式会社ESPLUS（金融商品取引業の登録等はない）及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H27.1.30	株式会社Money Management Strength（調査結果の公表）	・株式会社Money Management Strength（適格機関投資家等特例業務届出者）による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表	米国証券取引委員会 (SEC)

＜告発＞

告発日	事件名
H27.3.24	株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件
H27.6.2	株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件
H27.6.15 H27.7.3	石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件及び虚偽有価証券報告書提出事件
H27.10.23	オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件（4）
H28.12.7	スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
H29.3.6 H29.3.27	アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券（レセプト債）に係る偽計事件（1）（2）
H29.11.21 H29.11.27	株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件（1）（2）
H31.3.20	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

連携した主な海外当局：シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）等

（2） 海外当局による摘発事例

＜海外当局による処分＞

発表日	摘発した海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨監督庁（MAS）	シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス機構（FSA）	英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員会（SFC）	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為

＜海外裁判所の判決＞

判決日	原告	判決内容（処分）	違反行為
H26.10.3	米国証券取引委員会（SEC）	MRI INTERNATIONAL, INC及び同社代表の違反行為の認定 （H27.1.22 不当利得返還、制裁金について言渡）	詐欺
H30.11.27	米国司法省（DOJ）	MRI INTERNATIONAL, INC代表への有罪判決（R1.5.23 量刑言渡）	詐欺

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
3-10
第11節

3－10 講演会等の開催状況

ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

（1） 講演会等

開催日		対象先	テーマ
令和2年	4月6日	日本内部監査協会	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	5月20日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	6月3日	日本証券業協会（大阪）	内部管理態勢整備の留意点
	6月11日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	7月3日	日本証券業協会（東京）	今後の証券モニタリングの基本的な考え方
	7月16日	第一東京弁護士会会計・監査制度研究部会	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	7月28日	日本証券業協会	システムリスク管理態勢について～サイバーセキュリティを中心に～
	8月26日	北陸財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月2日	日本取締役協会	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月7日	東北財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月9日	北海道財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月14日	日本監査役協会	市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制
		東海財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月17日	四国財務局 沖縄総合事務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月18日	一橋大学大学院グローバル金融規制フォーラム研究会	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月24日	中国財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月28日	関東財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月29日	福岡財務支局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	9月30日	九州財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～

	10月８日	近畿財務局	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	10月19日	日本ヒーブ協議会	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	10月28日	第二種金融商品取引業協会	令和2事務年度証券モニタリング基本方針について
	11月２日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	11月24日	日本証券業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	12月４日	日本投資顧問業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
令和3年	１月25日	日本証券業協会	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について
	２月８日	投資信託協会	サイバーセキュリティについて
	２月25日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況等～信頼され魅力ある資本市場のために～
	２月26日	投資信託協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	３月３日	日本証券業協会	システムリスク管理態勢について～サイバーセキュリティを中心に～

（2） 意見交換会

開催日		対象先	テーマ
【対象：自主規制機関等（13件）】			
（取引所）			
令和2年	5月27日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月30日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月6日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月27日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
令和3年	2月9日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
（取引業協会等）			
令和2年	5月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	7月31日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月4日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月20日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月11日	投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月18日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
令和3年	1月28日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象：金商業者等（1件）】			
令和2年	8月26日	北陸財務局監理証券会社	活動状況を踏まえた意見交換

3－11 各種広報媒体への寄稿

－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日		媒　体	テーマ
令和2年	4月13日	日本取引所グループ メールマガジン	ジェイリース株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	4月20日	旬刊経理情報	証券取引等監視委員会中期活動方針（第10期）について
	5月1日	New Business Law	最近の証券検査及び187条調査の結果に関する法令適用の留意点等 （第1回）投資者の判断を誤らせる広告・表示の規制
	5月11日	週刊経営財務	証券取引等監視委員会中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	6月1日	New Business Law	最近の証券検査及び187条調査の結果に関する法令適用の留意点等 （第2回）不公正取引の防止に関する行為規制
	6月8日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	6月22日	日本取引所グループ メールマガジン	株式会社フラムに対する検査結果に基づく勧告について 株式会社MLC investment に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社ディーティーシー及び株式会社トラフィックトレードに対する検査結果に基づく勧告について イーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社 IGM フィナンシャルグループに対する検査結果に基づく勧告について
	7月1日	New Business Law	最近の証券検査及び187条調査の結果に関する法令適用の留意点等 （第3回）187条調査及び緊急差止命令の申立て
	7月6日	日本取引所グループ メールマガジン	証券取引等監視委員会の活動状況の公表について 最近の取引調査に基づく勧告について
	8月10日	Corporate Governance	証券取引等監視委員会の活動方針　信頼され魅力ある資本市場とコーポレートガバナンス
	9月7日	日本取引所グループ メールマガジン	株式会社プログレスマインドに対する検査結果に基づく勧告について グローム・ホールディングス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について ナイス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について 株式会社アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について フリージア・マクロス株式会社における有価証券報告書の重要な事項の不記載に係る課徴金納付命令勧告について

掲載日		媒　体	テーマ
	9月23日	日本取引所グループ メールマガジン	株式会社FXプライム byGMOに対する検査結果に基づく勧告について 「令和2事務年度 証券モニタリング基本方針」について 合同会社GPJベンチャーキャピタル及びその代表社員等2名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて
	11月2日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	11月25日	月刊監査役	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について
	11月30日	日本取引所グループ メールマガジン	「開示検査事例集」の公表について 石垣食品株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について ソフトマックス株式会社の役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	12月25日	月刊監査役	「開示検査事例集」（令和2年8月公表）について
		日本証券業協会HP 証券業報	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について 開示検査事例集の公表について
令和3年	1月15日	会計・監査ジャーナル	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について
	1月18日	週刊経営財務	「開示検査事例集」（令和2年8月公表）について
	2月1日	日本取引所グループ メールマガジン	大和重工株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について クリエイトジャパン株式会社に対する検査結果に基づく勧告について キムラタン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について イオンディライト株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件の告発について 株式会社ウェルスデザイン及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて
	2月15日	会計・監査ジャーナル	開示検査事例集の公表について
	3月1日	日本取引所グループ メールマガジン	朝日放送株式会社社員による重要事実に係る伝達行為及び同人から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について、株式会社ディー・エル・イーとの契約締結交渉者の従業者による内部者取引及び重要事実に係る伝達行為並びに同人から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	3月29日	日本取引所グループ メールマガジン	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について ジョルダン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について アイシン精機との契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

掲載日		媒　体	テーマ
			富士ソフトサービスビューロ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について オンコリスバイオファーマ株式会社の社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社ジェイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
3-11

市場へのメッセージ

掲載日		テーマ
令和2年	6月4日	最近の取引調査に基づく勧告について
	6月19日	株式会社フラムに対する検査結果に基づく勧告について 株式会社MLC investment に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社ディーティーシー及び株式会社トラフィックトレードに対する検査結果に基づく勧告について イーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社 IGM フィナンシャルグループに対する検査結果に基づく勧告について
	7月2日	証券取引等監視委員会の活動状況の公表について 最近の取引調査に基づく勧告について
	8月31日	株式会社プログレスマインドに対する検査結果に基づく勧告について グローム・ホールディングス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について ナイス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について 株式会社アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について フリージア・マクロス株式会社における有価証券報告書の重要な事項の不記載に係る課徴金納付命令勧告について
	9月17日	株式会社FXプライム byGMOに対する検査結果に基づく勧告について 「令和2事務年度 証券モニタリング基本方針」について 合同会社GPJベンチャーキャピタル及びその代表社員等2名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて
	10月26日	最近の取引調査に基づく勧告について
	11月24日	「開示検査事例集」の公表について 石垣食品株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について ソフトマックス株式会社の役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
令和3年	1月25日	大和重工株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について クリエイトジャパン株式会社に対する検査結果に基づく勧告について キムラタン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について イオンディライト株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件の告発について 株式会社ウェルスデザイン及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて

掲載日		テーマ
	2月24日	朝日放送株式会社社員による重要事実に係る伝達行為及び同人から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について、株式会社ディー・エル・イーとの契約締結交渉者の従業者による内部者取引及び重要事実に係る伝達行為並びに同人から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	3月24日	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について ジョルダン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について アイシン精機との契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 富士ソフトサービスビューロ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について オンコリスバイオファーマ株式会社の社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社ジェイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

第４章

情報の受付について

4　情報の受付について

1．一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、広く一般の皆様からの情報を受け付けています。

●個別銘柄に関する相場操縦、インサイダー取引行為などに関する情報

●虚偽の有価証券報告書など疑わしいディスクロージャーに関する情報

●金融商品取引業者による不適切な勧誘などに関する情報

●疑わしい金融商品やファンド、仕手グループに関する情報

●証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に関する情報

※　株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

電子メールでの情報受付（証券監視委ウェブサイト内）　【24時間受付】

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

お電話での情報受付　【受付時間】 平日：午前8時45分～午後5時00分

０５７０－００－３５８１（ナビダイヤル）

※　一部のIP電話等からは　０３－３５８１－９９０９

お手紙での情報受付

〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報提供窓口

FAXでの情報受付　【24時間受付】

０３－５２５１－２１３６

2. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

●投資一任業者における疑わしい運用等の情報

●年金投資一任契約の不適切な勧誘、不十分な情報提供に関する情報

●契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

電子メールでの情報受付　【24時間受付】

pension-hotline@fsa.go.jp

お電話での情報受付　【受付時間】 平日:午前8時45分～午後5時00分

03－3506－6627

お手紙での情報受付

〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１　中央合同庁舎第７号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　年金運用ホットライン　あて

3. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という）を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

≪通報対象≫

金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等も含む。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合に通報いただけます。なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等がある報告に限ります。

≪通報者の範囲≫

通報者が通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であることなどが要件となっています。なお、詳細については、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。

≪通報の対象外≫

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等での通報は対象とはなっておりません。

≪公益通報等にあたってのご注意≫

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

(1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)

(2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)

(3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)

(4) 通報者と被通報者の関係

(5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口 【24時間受付】

※通報は、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

・電子メール:koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

・郵送先:〒100-8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　公益通報窓口　あて

・FAX:03－5251－2198

事前の相談窓口　【受付時間】 平日:午前8時45分～午後5時00分

・03－3581－9854

≪通報があった場合の手続きの流れ≫

《ご意見、情報等の連絡先》
郵　　送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会事務局　総務課
代表電話：03-3506-6000
○本書に対するご意見　企画第一係　内線 3021
ＦＡＸ：03-5251-2151
○証券取引等監視委員会ウェブサイト
https://www.fsa.go.jp/sesc/
○証券取引等監視委員会 Twitter アカウント
https://twitter.com/SESC_JAPAN

情報提供窓口からのご案内

☆ 是非ともお寄せください！

- 市場において不正が疑われる情報
- 投資者保護上問題があると思われる情報

☞ 情報提供の方法についての詳細は、附属資料256頁をご覧ください。

インサイダー取引

相場操縦

風説の流布

有価証券報告書等虚偽記載

投資詐欺

疑わしい取引

金融商品の不適切な勧誘

証券取引等監視委員会

〒100-8922　東京都千代田区霞が関 3-2-1　中央合同庁舎第7号館